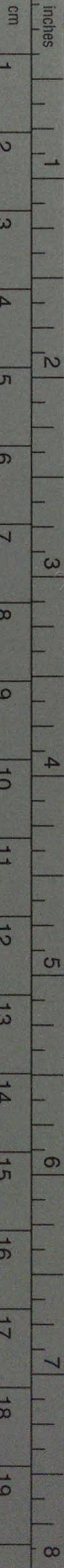


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



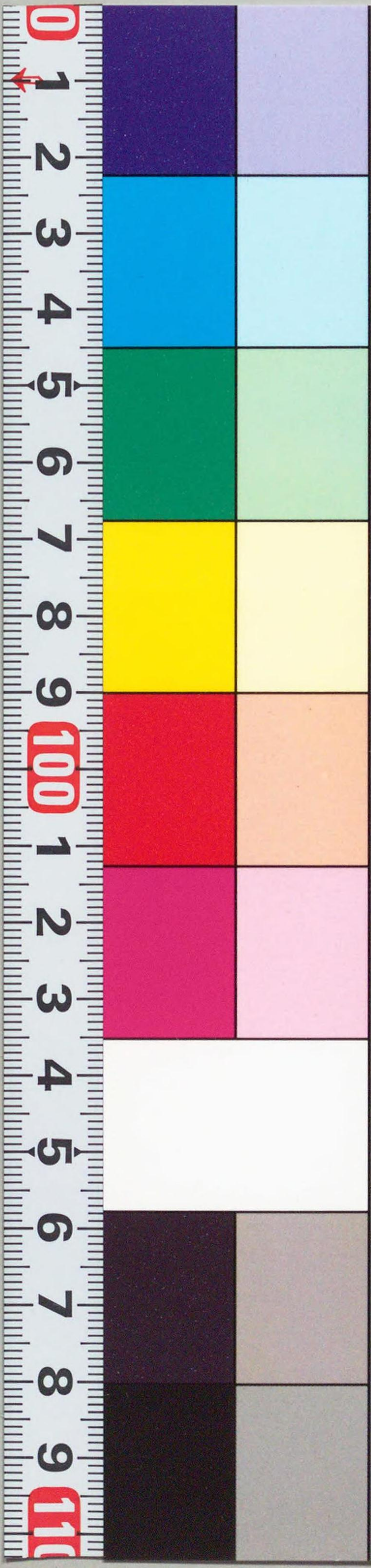
© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



院公報附錄
資料第二十七輯

昭和十四年二月

BZ-8-3



1200501069204

宗教團體法案調查資料

衆議院調查部

BZ-8-3



I 種
W



1200501069204

例
言

本書は貴族院事務局調査課に於て調査編纂したるものに若干の資料
を差し加へ印刷に付したるものなり

昭和十四年二月

衆議院調査部

宗教團體法案調査資料目次

一、 はしがき……………一

二、 明治三十二年第十四回議會へ提出したる宗教法案……………三

三、 同貴族院特別委員會修正宗教法案……………一三

四、 昭和二年第五十二回議會へ提出したる宗教法案……………二二

五、 昭和四年第五十六回議會へ提出したる宗教團體法案……………五三

六、 昭和十年宗教團體法案と昭和十三年宗教團體法案要綱との比較對照……………八三

七、 宗教制度調査會に於ける昭和十年宗教團體法案要綱審議概要……………一三一

 (一) 法人格の問題……………一三一

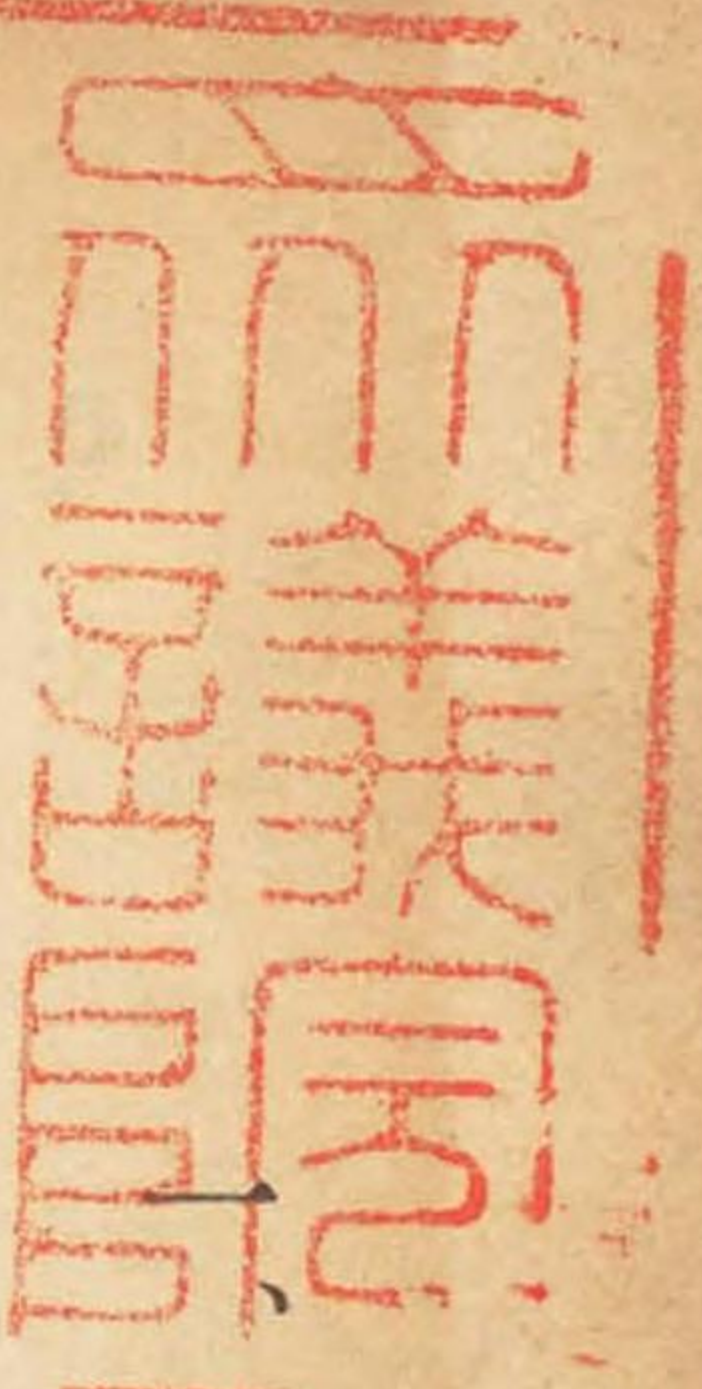
 (二) 教派、宗派及教團の認定の問題……………一三五

 (三) 單立教會の問題……………一三八

 (四) 宗教教師の問題……………一四二

 (五) 宗教結社の問題……………一四八

(六)	經濟的保護の問題	一五〇
(七)	解散の問題	一五二
(八)	監督の問題	一五七
(九)	其他の問題	一六〇
八、宗教制度調査會に於ける昭和十三年宗教團體法案要綱審議概要		
(一)	法人格の問題	一六七
(二)	設立認可の問題	一七〇
(三)	宗教教師の問題	一七二
(四)	宗教結社の問題	一七三
(五)	經濟的保護の問題	一八〇
(六)	解散の問題	一八二
(七)	監督の問題	一八七
(八)	其他の問題	一九〇
附 小委員會に於ける審議概要		
一九九		
九、本法案に對する新聞紙の論調		
二一五		



はしがき

宗教に關する法案が帝國議會に提出されたのは明治三十二年、時の山縣内閣が第十四回議會に於て貴族院に宗教法案五十三條を提出したのを最初とする。同案は貴族院委員會に於て修正案を可決報告したるも本會議に於て否決された。次いで昭和二年若槻内閣(岡田文相)は第五十二回議會に於て貴族院に宗教法案百三十條を提出したが貴族院に於て審議未了となり、更に昭和四年田中内閣(勝田文相)は第五十六回議會に宗教團體法案九十九條を提出し之亦貴族院に於て審議未了に終つた。

その後昭和十年岡田内閣の下に松田文相は宗教團體法案要綱を作成し宗教制度調査會(宗教制度調査會は大正十五年設置せられ同年岡田文相より宗教法案を、更に昭和四年勝田文相より宗教團體法案を諮問せられ夫々原案に對して修正を加へ答申を爲した)に諮問した。同調査會に於て松田文相は要綱の趣旨を説明して「法の對象と致しましては専ら宗教團體を主體に置き、宗教自體を規律するかの嫌を避け、明治初年來の雜然たる法規の整理統一を主眼とし、新に若干の保護特典を加へ、宗教團體に對する監督取締も公序良俗を維持するの範圍内に止めて健全なる宗教團體の自治的發展を助成し、以て教化機能の向上を圖り刻下の世相人心の歸趨を明かならしむることを期したのであります」と述べて居る。同調査會は總會三回、特別委員會九回に互り審議を重ねたが其の間に内閣の更迭あり、昭和十二年十二月近衛内閣に於ける木戸

文相は調査會に於て、支那事變の進展に伴ひ諸般政務の多端なる時、本件を等閑に附するの考へは毫も無きも更に十分調査研究を遂げ出來得る限り近き機會に調査會に諮問したき旨を述べ曩の諮問案は一應撤回せられるに至つた。

越えて昭和十三年荒本文相(近衛内閣)は昭和十年の松田案に検討を加へて成案を得たので之を調査會に附議し「現下非常時局に對處致しまして、國の總力を擧げて帝國所期の目的達成に邁進せんが爲には、何よりも先づ其の根本に於きまして國民精神の振作更張を必要とするのであります、宗教團體の教化活動は此の意味に於きまして今や一層重大なる意義を有するに至つたのであります。即ち宗教家の活動をして此の國家の期待に副はしめ又今日の社會狀勢に適合せしむる爲には、宗教團體に關する根本法規を整備致しまして其の健全なる發達を期することが最も緊要なることであると思考致すのであります」と述べ同法制定を必要とする理由を説明した。而して調査會は昭和十三年十一月十四日以來總會二回、特別委員會九回、小委員會三回に互つて審議を遂げ、同年十二月十日諮問案に修正を加へて別掲の如き法案要綱を答申したのである。

依つて政府は右の答申案に基いて宗教團體法案を作成し第七十四回議會に提出する運びに至つたのである。

二、明治三十二年第十四回議會へ提出したる宗教法案

宗教法

第一章 總則

- 第一條 公ニ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トスル社團又ハ財團ハ本法ニ依ルニ非サルハ法人ト爲ルコトヲ得ス
- 第二條 本法ニ於テ教會ト稱スルハ公ニ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トスル社團法人又ハ財團法人ニシテ寺ニ非サルモノヲ謂フ
- 第三條 本法ニ於テ寺ト稱スルハ寺院ヲ所有シ教法ヲ宣布シ法儀ヲ修行スルヲ目的トスル財團法人ヲ謂フ寺院ハ佛教ノ本尊ヲ安置シ教法ヲ宣布シ法儀ヲ修行シ僧侶ノ止住スル建物トス
- 第四條 前二條ノ目的ヲ有スル社團又ハ財團ヲ總轄スル社團又ハ財團ハ教會又ハ寺ト爲ルコトヲ得ス
- 第五條 本法ニ於テ教派又ハ宗派ト稱スルハ公ニ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トシ教規宗制ノ定ムル所ニ依リ教會又ハ寺ヲ總轄スル宗教團體ヲ謂フ
- 教派又ハ宗派ニ屬スル宗教團體ハ教派又ハ宗派ト爲ルコトヲ得ス

第六條 教派宗派教會又ハ寺ヲ維持スル社團又ハ財團ヲ除クノ外宗教團體ヲ維持スル社團又ハ財團ハ法人

ト爲ルコトヲ得ス

第七條 教派宗派教會又ハ寺ハ本法ニ定メタル目的ノ外教規宗制教會規則又ハ寺規則ニ定ムル所ニ依リ公益事業ヲ以テ併セテ其目的ト爲スコトヲ得

第八條 慣例ノ許ス所ニ係ルモノヲ除ク外宗教上ノ事項ニ關シ公衆ヲ會同スルトキハ發起人ハ開會二十四時間以前ニ會同ノ目的場所及年月日時ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

但シ主務官廳ノ認可又ハ許可ヲ得タル宗教團體ニ於テ公衆ヲ會同スルトキハ此ノ限ニ在ラス
宗教團體ニシテ會場ヲ豫定シ定期ニ宗教上ノ事項ニ關シ公衆ヲ會同スルモノハ之ヲ初期ノ開會二十四時間以前ニ届出ツルトキハ爾後ノ例會ハ届出ヲ要セス
但シ届出事項ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 宗教ノ宣布宗教上ノ儀式ノ執行其ノ他宗教上ノ事項ニ關シ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背ク行爲アリト認ムルトキハ主務官廳ニ於テ其ノ變更若ハ取消ヲ命シ又ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

第十條 剝奪公權者及停止公權者ハ宗教團體ノ事務擔當者ト爲ルコトヲ得ス又宗教上ノ事項ニ關シ公衆ヲ會同スルコトヲ得ス

第十一條 教派宗派教會又ハ寺ノ禮拜ノ用ニ供スル土地建物ハ差押フルコトヲ得ス

第十二條 左ニ記載スル物ニハ租稅ヲ賦課セス

一 教派宗派又ハ教會ノ宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ノ用ニ供スル建物並其ノ構内地及其ノ構内地ニ存在スル教師止住ノ用ニ供スル設物

二 寺ニ屬スル寺院佛堂及其ノ境内地

前項ニ依ル地租ノ免除ニ付テハ地租條例第十三條公立學校地ノ規定ヲ準用ス

第一項ニ掲ケタル土地建物ニ係ル登記ニハ登録稅ヲ賦課セス

第十三條 前條ノ境内又ハ構内ノ取締其ノ土地建物ノ使用ノ制限租稅ヲ賦課セサルモノノ種類及區域ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 教派宗派教會寺其ノ他ノ宗教團體ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス

主務官廳ハ事務ノ報告ヲ徵シ其狀況ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ行フ

第十五條 教派宗派教會又ハ寺カ法律命令ニ背キ目的以外ノ事業ヲ爲シ又ハ認可若ハ許可ノ條件ニ違反シタリト認ムルトキ又ハ公益上必要アリト認ムルトキハ主務官廳ハ其ノ與ヘタル認可又ハ許可ヲ取消スコトヲ得

第二章 教會及寺

第十六條 教會又ハ寺ヲ設立セムトスルトキハ教會規則又ハ寺規則ヲ作り主務官廳ノ許可ヲ受クヘシ

明治三十二年第十四回議會へ提出したる宗教法案

第十七條 教會規則又ハ寺規則ノ變更ハ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 寺ニハ住職ヲ置クヘシ

寺ニハ寺規則ノ定ムル所ニ依リ副住職ヲ置クコトヲ得

住職闕ケタルトキ若ハ故障アルトキ又ハ寺ト住職ト利益相反スルトキハ副住職其ノ職務ヲ代理ス

第十九條 寺ニハ參助役ヲ置クヘシ

但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ主務官廳ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

參助役ノ員數、任期、資格、選定方法、職務權限及解職ニ關スル規定ハ宗制又ハ寺規則ヲ以テ之ヲ定ム

ヘシ

第二十條 住職カ命令ノ定ムル所ニ依リ參助役ノ同意ヲ經ルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ同意ナクシテ爲

シタル住職ノ行爲ハ寺ノ行爲ト看做サス

第二十一條 寺ノ財産ノ管理及處分ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ此場合ニ

於テ認可ナクシテ爲シタル行爲ハ寺ノ行爲ト看做サス

第二十二條 教會規則又ハ寺規則ハ民法第三十七條ノ定款又ハ民法第三十九條ノ寄附行爲ト同一ノ效力ヲ

有ス

第二十三條 民法及民法施行法中法人ノ理事ニ關スル規定ハ本法ニ別段ノ定メアルモノヲ除クノ外之ヲ住

職及住職ノ職務ヲ代理スル副住職ニ準用ス

第二十四條 民法第四十條第五十六條及第五十七條ニ依リ裁判所ノ爲スヘキ事項ハ利害關係人ノ請求ニ因

リ又ハ職權ヲ以テ主務官廳之ヲ行フ

第二十五條 寺設立ノ許可ヲ得タル後指定ノ期間ニ寺院ヲ設置セサルトキ又ハ寺院滅失シタル後五箇年以

内ニ再建セサルトキハ其ノ寺ハ解散シタルモノト看做ス

第二十六條 教派又ハ宗派ノ認可消滅シタル場合ニ於テハ其ノ教派又ハ宗派ニ屬セシ教會又ハ寺ハ三箇月

以内ニ教會規則又ハ寺規則ノ變更ノ認可ヲ請フヘシ

前項ノ認可ヲ請ハス又ハ其ノ認可ヲ得サル教會又ハ寺ハ解散シタルモノト看做ス

第二十七條 寺解散シタル場合ニ於テ其ノ寺ニ屬スル寶物ノ處分ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 教派及宗派

第二十八條 宗教團體ニシテ教派又ハ宗派タラムトスルトキハ教規又ハ宗制ヲ作り主務官廳ノ認可ヲ受ク

ヘシ

第二十九條 教派及宗派ニハ主務官廳ノ認可ヲ得タル代表者ヲ置クヘシ

第三十條 教規又ハ宗制ニ於テ定メタル事項ニ關スル爭議ニシテ勅令ノ定ムル事項ニ係ルモノハ宗教委員

會之ヲ裁決ス

前項ニ依リ宗教委員會ニ於テ裁決スヘキ爭議ハ民事裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス
宗教委員會ノ審理裁決スヘキ事項カ訴訟ノ全部又ハ一部ノ裁判ノ原由タルヘキ場合ニ於テハ裁判所ハ宗
教委員會ノ裁決アル迄訴訟ノ辯論ヲ中止スヘシ
宗教委員會ノ組織權限及裁決ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 宗教委員會ノ裁決ハ行政上ノ執行方法ニ依リ之ヲ執行ス

第三十二條 第十七條ノ規定ハ之ヲ教規及宗制ニ準用ス

第四章 教師

第三十三條 本法ニ於テ教師ト稱スルハ公ニ宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式ノ執行ニ從事スル者ヲ謂フ

第三十四條 剝奪公權者及停止公權者ハ教師ト爲ルコトヲ得ス

第三十五條 刑法第三百六十條ノ規定並刑事訴訟法第二百二十五條第一項第二號及民事訴訟法第二百九十八
條第一項第二號ニ掲ケタル者ノ證言ニ關スル規定ハ之ヲ教師ニ準用ス

第三十六條 主務官廳ハ安寧秩序ヲ害スルト認ムルモノニ對シ教師タルコトヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ
得

第三十七條 教師ハ政治上ノ意見ヲ發表シ其他政治上ノ運動ヲ爲スコトヲ得ス

第三十八條 教派宗派教會又ハ寺ニ屬スル教師タルノ資格及選定ニ關スル制限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 教派宗派教會又ハ寺ニ屬スル教師ニハ民事訴訟法第五百七十條第五號及第六號ノ規定ヲ準用
ス

第五章 罰則

第四十條 第八條ニ違フトキハ發起人ヲ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサルモノハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十一條 第九條ノ命令又ハ禁止ニ違背シタル者ハ二年以下ノ輕禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 第十條ニ違背シテ宗教團體ノ事務擔當者トナリ若ハ公衆ヲ會同シタルモノ又ハ第三十四條ニ
違背シテ教師ノ職務ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
剝奪公權者又ハ停止公權者ナルコトヲ知リテ之ヲ教師ニ選定シタル者ノ罰前項ニ同シ

第四十三條 第十四條ニ依ル主務官廳ノ命ニ違背シテ報告ヲ爲ササルトキハ其ノ宗教團體ノ事務擔當者ヲ
二十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ報告ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條ニ依ル主務官廳ノ検査ヲ妨ケタル者罰前項ニ同シ其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第四十四條 宗教ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ詐僞又ハ誘惑ノ手段ヲ用キタル者又ハ第三十六條ノ停止又ハ禁
止ニ違背シテ教師ノ職務ヲ行ヒタル者ハ一年以上ノ輕禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條ノ停止又ハ禁止ノ處分ヲ受ケタル者ナルコトヲ知リテ之ヲ教師ニ選定シタル者罰前項ニ同シ

第四十五條 第三十七條ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條 公然ノ演說ヲ爲シ文書圖畫ヲ公布シ又ハ雜劇偶像ヲ作爲シテ教派宗派教會又ハ寺ヲ誹譏又ハ凌辱シタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

附則

第四十七條 明治十四年内務省乙第三十三號達、同年内務省戊第三號達、同十五年内務省戊第一號達、同十七年太政官第十九號布達及従前ノ成規ニシテ本法ニ牴觸スルモノハ神佛道ノ宗教團體又ハ其ノ宗教團體ヲ維持スル社團又ハ財團、寺院及宗教ノ用ニ供スル建物ニ關シテハ其ノ效力ヲ失フ

但シ本法施行後一箇年以内ハ本法ニ依リ認可又ハ許可ヲ得サルモノニ對シ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條 本法施行前ヨリ存在スル寺院祠宇又ハ佛堂ニシテ本法ニ依リ教會又ハ寺ト爲ラサルモノニ屬スル財産ノ處分ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十九條 沖繩縣ノ寺ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ規定ヲ設クル迄従前ノ例ニ依ル

第五十條 民法施行法第二十八條ノ規定ハ寺院祠宇及佛堂ニ關シテハ本法ニ依リ其ノ效力ヲ失フ

第五十一條 従前ノ法令中寺ニ關スル規定ハ本法施行後一箇年ノ後ハ本法ニ依リ許可ヲ得タルモノニ限り之ヲ適用ス

従前ノ法令中僧侶又ハ教師ニ關スル規定ハ本法施行後一箇年ノ後ハ本法ニ依リ認メタル教師ニ限り之ヲ適用ス

第五十二條 宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式ノ執行ヲ目的トスル社團又ハ財團ニシテ本法施行前民法又ハ民法施行法ニ依リ法人タルモノハ本法施行後一箇年以内ニ本法ニ依リ教規宗制又ハ教會規則ヲ作り主務官廳ノ認可又ハ許可ヲ請フヘシ

前項ノ認可又ハ許可ヲ請ハサル者ハ解散シタルモノト看做ス

第五十三條 本法ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

三、明治三十二年第十四回議會貴族院特別委員會修正

宗教法案

宗教法

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ教派又ハ宗教ト稱スルハ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トシ教規、宗制ノ定ムル所ニ依リ教會又ハ寺ヲ包括スル宗教團體ヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ教會又ハ寺ト稱スルハ教會所又ハ寺院ヲ備ヘ宗教ヲ宣布シ又ハ宗教上ノ儀式ヲ執行スルヲ目的トスル宗教團體ヲ謂フ

第三條 教派、宗派、教會又ハ寺ハ本法ニ定メタル目的ノ外教規、宗制、教會規則又ハ寺規則ノ定ムル所ニ依リ公益事業ヲ行フコトヲ得

第四條 教派、宗派、教會又ハ寺ニ非サル宗教上ノ結社ヲ組織セムトスル者ハ代表者ヲ定メ其ノ代表者ヨリ社員名簿ヲ添ヘ社名、社則、事務所及維持ノ方法ヲ具シ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ教派又ハ宗派ニ屬スル信徒ノ組織セムトスル結社ニ付テハ其ノ派ノ管長又ハ代表者ヲ經由スヘシ
前項認可ノ條件ヲ變更セムトスルトキ亦前項ニ同シ

第五條 慣例ノ許ス所ニ係ルモノヲ除クノ外宗教上ノ事項ニ關シ公衆ヲ會同スルトキハ發起人ハ開會二十四時間以前ニ會同ノ目的、場所及年月日時ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

宗教上ノ事項ニ關シ會場ヲ豫定シ定期ニ公衆ヲ會同スル者ハ之ヲ初期ノ開會二十四時間以前ニ届出ツル
トキハ爾後ノ例會ハ届出ヲ要セス但シ届出事項ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

主務官廳ノ認可又ハ許可ヲ得タル宗教團體ニ於テ公衆ヲ會同スル場合ハ前二項ノ規定ニ依ルノ限ニ在ラス

第六條 宗教ニ關スル社團又ハ財團ハ左ニ掲クルモノヲ除クノ外法人タルコトヲ得ス

一 教會

二 寺

三 教派又ハ宗派ニ屬スル財團

四 教派、宗派、教會又ハ寺ヲ維持スル社團又ハ財團

前項各號ノ社團又ハ財團ニシテ法人タラムトスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ規則ヲ作り主務官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第七條 前條第二項ノ規則ハ民法第三十七條ノ定款又ハ民法第三十九條ノ寄附行爲ト同一ノ效力ヲ有ス

第八條 民法第四十條、第五十六條及第五十七條ニ依リ裁判所ノ爲スヘキ事項ハ利害關係人ノ請求ニ依リ

又ハ職權ヲ以テ主務官廳之ヲ行フ

民法第四十條ノ場合ニ於テ前項ニ依リ主務官廳ノ爲スヘキ事項ハ教派又ハ宗派ニ屬スヘキ教會又ハ寺ニ付テハ管長又ハ代表者主務官廳ノ認可ヲ得テ之ヲ行フ

第九條 教派、宗派、教會、寺、第四條ノ結社其ノ他宗教ニ關スル事項ハ主務官廳ノ監督ニ屬ス

主務官廳ハ宗教ニ關スル事項ニ付其ノ狀況ヲ檢査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ行フコトヲ得

第十條 宗教ノ宣布、宗教上ノ儀式ヲ執行其ノ他宗教上ノ事項ニ關シ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クモノアリト認ムルトキハ主務官廳ハ其ノ變更若ハ取消ヲ命シ又ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

第十一條 教派、宗派、教會、寺又ハ第四條ノ結社カ法律命令ニ背キ認可若ハ許可ノ條件ニ違反シタリト認ムルトキ又ハ公益ヲ害スルト認ムルトキハ主務官廳ハ教規、宗制、教會規則、寺規則若ハ社則ノ變更ヲ命シ又ハ其ノ一部若ハ全部ノ效力ヲ停止シ又ハ其ノ與ヘタル認可若ハ許可ヲ取消スコトヲ得
前項認可ノ取消ハ宗教委員會ノ議ヲ經テ之ヲ行フ

第十二條 教派、宗派、教會又ハ寺ノ禮拜ノ專用ニ供スル土地建物ハ差押フルコトヲ得ス

第十三條 教派、宗派、教會又ハ寺ノ宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式執行ノ用ニ供スル建物並其ノ敷地ハ勅

令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ區域ヲ限リ租稅ヲ免除ス

前項ニ依ル地租ノ免除ニ付テハ地租條例第十三條公立學校地ノ規定ヲ準用ス

第一項ニ依リ租稅ヲ免除スル土地建物ニ係ル登記ニハ登録稅ヲ賦課セス

第二章 教派及宗派

第十四條 宗教團體ニシテ教派又ハ宗派タラムトスルトキハ教規又ハ宗制ヲ添ヘ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

本法施行前許可ヲ得タル教派又ハ宗派ハ本法ニ依レル教派又ハ宗派トス

第十五條 教規、宗制ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 宗教、教派又ハ宗派ノ名稱
- 二 布教ノ方法
- 三 事務所ノ所在地
- 四 管長又ハ代表者其ノ他職員ノ資格、選任、職制、解職ニ關スル規定
- 五 教師ノ資格、任免、等級、稱號及僧侶ニ關スル規定
- 六 教會長又ハ住職ノ任免ニ關スル規定
- 七 本分教會、本山、本寺、末寺ノ關係其ノ他教會又ハ寺ニ關スル規定

八 懲戒ニ關スル規定

九 維持ノ方法

十 教區ヲ定メタルモノハ其ノ區域

十一 其ノ他重要ナル事項

第十六條 教派及宗派ニハ主務官廳ノ認可ヲ得タル管長又ハ代表者ヲ置クヘシ

第十七條 管長ハ教規、宗制ニ依リ教師、教會長又ハ住職ヲ任免シ其ノ他教派又ハ宗教ノ事務ヲ執行ス

第十八條 教規、宗制ノ變更ハ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第三章 教會及寺

第十九條 教會又ハ寺ヲ設立セムトスルトキハ教規、宗制ニ依リ教會規則又ハ寺規則ヲ作り管長若ハ代表者ヲ經由シテ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ其ノ規則ヲ變更セムトスルトキ亦同シ但シ教派又ハ宗派ニ屬セサル宗教團體ハ直ニ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

本法施行前許可ヲ得タル教會又ハ寺ハ本法ニ依レル教會又ハ寺トス

第二十條 教會規則又ハ寺規則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 宗教、所屬ノ教派又ハ宗派ノ名稱
- 二 教會又ハ寺ノ名稱

三 布教ノ方法

四 教會所又ハ寺院ノ所在地

五 教會長、住職其ノ他ノ職員ノ資格、選定、職務、解職ニ關スル規定

六 教會又ハ寺、社員、檀徒、信徒間ノ關係

七 維持ノ方法

八 其ノ他重要ナル事項

教派又ハ宗派ニ屬スル教會又ハ寺ノ規則ニハ其ノ教派又ハ宗派ノ教規、宗制中前項各號ニ掲クル事項ニ關スル規定アルトキハ其ノ部分ニ限り之ヲ省略スルコトヲ得

第二十一條 社團タル教會ハ地域ヲ區劃シテ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ其ノ區域ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二十二條 法人タル寺ニハ參助役ヲ置クヘシ但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ主務官廳ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 住職カ命令ノ定ムル所ニ依リ參助役ノ同意ヲ經ルコトヲ要スル場合ニ於テ其ノ同意ナクシテ爲シタル行爲ハ寺ノ行爲ト看做サス

第二十四條 教派又ハ宗派ノ認可消滅シタル場合ニ於テハ其ノ教派又ハ宗派ニ屬セシ教會又ハ寺ハ其ノ認

可許可ヲ取消サレタルモノト看做ス

第四章 教師

第二十五條 本法ニ於テ教師ト稱スルハ教派、宗派、教會又ハ寺ニ屬シ宗教ノ宣布又ハ宗教上ノ儀式ノ執行ニ從事スル者ヲ謂フ

第二十六條 教師タル資格ニ關スル制限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 教師ニ日本臣民タル者ニ限ル但シ特ニ認可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第二十八條 剝奪公權者及停止公權者ハ教師タルコトヲ得ス

第二十九條 教師ハ政社ニ加入シ公然政事ニ關係シ其ノ他政治上ノ運動ヲ爲スコトヲ得ス

第三十條 主務官廳ハ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クト認ムルモノニ對シ教師タルコトヲ停止シ又ハ禁止スルコトヲ得

第三十一條 刑法第三百六十條ノ規定並刑事訴訟法第二百二十五條第一項第二號及民事訴訟法第二百九十八條第一項第二號ニ掲クル者ノ證言ニ關スル規定ハ之ヲ教師ニ準用ス

第三十二條 教師ニハ民事訴訟法第五百七十條第五號及第六號ノ規定ヲ準用ス

第三十三條 第四章及第六章中教師ニ關スル規定ハ教派又ハ宗派ノ管長又ハ代表者、教會長及住職ニ之ヲ準用ス

第五章 宗教委員會

第三十四條 教派、宗派間ノ爭議及教規又ハ宗制ニ於テ定メタル事項ニ關スル爭議ニシテ勅令ノ定ムルモノハ宗教委員會之ヲ裁決ス

宗教委員會ノ組織權限及裁決ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 宗教委員會ノ裁決ハ行政上ノ執行方法ニ依リ之ヲ執行ス

第六章 罰則

第三十六條 第四條ニ違フトキハ代表者ヲ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第五條ニ違フトキハ發起人ヲ二十圓以下ノ罰金ニ處ス

第五條ノ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第九條ニ依ル主務官廳ノ検査ヲ拒ミ又ハ之ニ支障ヲ加ヘタル者ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ刑法ニ正條アルモノハ刑法ニ依ル

第三十九條 第十條ノ命令又ハ禁止ニ違背シタル者ハ二年以下ノ輕禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十條 第二十七條及第二十八條ニ違背シテ教師ノ職務ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ重禁錮ニ處シ十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第四十一條 第二十九條ニ違背シタル者ハ一月以下ノ輕禁錮又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十二條 宗教ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ詐僞又ハ誘惑ノ手段ヲ用キタル者又ハ第三十條ノ停止又ハ禁止ニ違背シテ教師ノ職務ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ輕禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

第四十三條 第十四條第二項ノ教派又ハ宗派ハ其ノ教規又ハ宗制中本法ニ牴觸スルモノアルトキハ本法施行後一ケ年以内ニ之ヲ更正シ主務官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條第二項ノ教會又ハ寺ハ本法施行後一ケ年以内ニ教會規則又ハ寺規則ヲ作り之ヲ届出テ且獨立ノ財産ヲ有スル寺ハ第六條第二項ノ手續ヲ爲スヘシ

第四十四條 明治十四年内務省乙第三十三號達、同年内務省戊第三號達、同十五年内務省戊第一號達、同十七年太政官第十九號布達及従前ノ成規ニシテ本法ニ牴觸スルモノハ本法施行前ニ許可ヲ得タル教派、宗派、寺院及宗教ノ用ニ供スル建物ニ關シテハ其ノ效力ヲ失フ但シ本法施行後一ケ年以内ハ前條第一項ノ認可ヲ受ケサル教派又ハ宗派及同條第二項ノ手續ヲ爲ササル教會又ハ寺ニ對シ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十五條 沖繩縣ノ寺ニ關シテハ別ニ勅令ヲ以テ規定ヲ設クル迄従前ノ例ニ依ル

第四十六條 民法施行法第二十八條ノ規定ハ寺院、祠宇及佛堂ニ關シテハ本法ニ依リ其ノ效力ヲ失フ

第四十七條 宗教ニ關スル社團又ハ財團ニシテ本法施行前民法又ハ民法施行法ニ依リ法人タルモノハ本法施行後一ケ年以内ニ第六條第二項ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ手續ヲ爲ササル者ハ解散シタルモノト看做ス

第四十八條 本法ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

四、昭和二年第五十二回議會へ提出したる宗教法案

宗教法

第一章 總則

第一條 本法其ノ他ノ宗教法令ハ當該法令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外文部大臣ノ指定シタル宗教ニ關シ之ヲ適用ス

第二條 文部大臣前條ニ規定スル指定ヲ爲サントスル場合ニ於テハ宗教審議會ニ諮詢スヘシ
宗教審議會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ本法ニ規定スルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 宗教ノ教義ノ宣布、儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ニシテ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クノ虞アリト認ムルトキハ監督官廳ハ之ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ニ規定スル處分ニ從ハサルトキハ文部大臣ハ宗教團體ノ設立ノ許可ヲ取消シ又ハ宗教審議會ニ諮詢シテ第一條ニ規定スル指定ヲ取消スコトヲ得

第四條 本法ニ於テ宗教團體トハ教派、宗派、教團、寺院及教會ヲ謂フ

第五條 宗教團體ノ用ニ供スル境内地又ハ構内地ニハ地租條例ノ定ムル所ニ依リ地租ヲ課セス

前項ノ規定ニ依リテ地租ヲ課セラレサル土地及宗教團體ノ用ニ供スル建物ニ係ル登記又ハ登録ニハ登録

税法ノ定ムル所ニ依リ登録税ヲ課セス

第六條 宗教團體ニハ所得税ヲ課セス

第七條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ第五條及前條ノ規定ニ依リテ租税ヲ課セラレサル土地、建物及所得ニハ地方税ヲ課スルコトヲ得ス

地方税ニ非サル公課ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除シ又ハ輕減スルコトヲ得

第八條 宗教團體ニ於テ公衆禮拜ノ用ニ供スル建物及其ノ敷地ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リテ登記ヲ經タルモノハ不動産ノ先取特權、抵當權又ハ質權ノ實行ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外其ノ登記後ニ原因ヲ生シタル民事上ノ金錢債權ノ爲ニ之ヲ差押フルコトヲ得ス寺院財産臺帳又ハ教會財産臺帳ニ登録セラレタル寶物ニ付亦同シ

第九條 教派、宗派及教團ノ監督ハ文部大臣之ヲ行フ

寺院及教會ノ監督其ノ他宗教ニ關スル監督ハ第一次ニ地方長官第二次ニ文部大臣之ヲ行フ

第十條 文部大臣ハ本法ニ規定スル其ノ權限ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十一條 文部大臣ハ宗教團體ノ成規又ハ秩序ヲ維持スル爲ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 監督官廳ハ宗教團體ニ對シ監督上必要アル場合ニ於テハ報告ヲ徵シ、實況ヲ検査シ其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 教派、宗派、教團、第九十條第二項ニ規定スル教團ニ屬セサル教會(以下單立教會ト稱ス)又ハ

第二十七條ノ結社間ニ涉リ宗教上ノ爭議ヲ生シタルトキハ關係者ハ文部大臣ニ對シテ其ノ解決ニ付必要ナル處分ヲ求ムルコトヲ得但シ宗教ノ教義及儀式ニ關スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

文部大臣前項ノ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テハ宗教審議會ニ諮詢スヘシ

第十四條 特定ノ宗教團體ノ名稱ヲ冒用シ又ハ特定ノ宗教團體ノ代表者ノ名稱ヲ冒用スルモノアルトキハ監督官廳ハ之ヲ禁止スルコトヲ得

第十五條 本法ニ於テ宗教教師トハ宗教團體ニ屬シ其ノ奉スル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ヲ謂フ

第十六條 宗教教師ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ少クトモ中學校若ハ高等女學校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ且二年以上當該宗教ニ關スル専門ノ學業ヲ修メ年齢二十歳以上ノモノタルコトヲ要ス

一 禁治產者又ハ準禁治產者

二 破產者ニシテ復權ヲ得サル者

三 第一百五條又ハ第一百十條ノ規定ニ依リテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 懲役、六年以上ノ禁錮、舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ重禁錮ニ處セラレタル者

宗教教師カ前項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ身分ヲ失フ

第十七條 宗教教師ノ資格、名稱及任免其ノ他ノ進退ニ關スル事項ハ教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 教派若ハ宗派ノ管長、教團管理者又ハ單立教會ノ教會主管者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ宗教教師ノ任免其ノ他ノ進退ヲ地方長官ニ報告スヘシ

第十九條 文部大臣ハ宗教教師ニシテ安寧秩序ヲ妨ケ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クモノト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付之ヲ準用ス

第二十條 本法ニ於テ準宗教教師トハ宗教團體ニ屬シ宗教教師ノ業務ヲ補助スル者ヲ謂フ

第二十一條 本法中宗教教師ニ關スル規定ハ第十五條、第十六條、第十八條及第四十二條第一項ノ規定ヲ除クノ外準宗教教師ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 宗教團體ハ本法其ノ他ノ法律ニ定ムル其ノ目的タル事業ノ外教規、宗制、教團規則、寺院規則又ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ公益事業ヲ行フコトヲ得

第二十三條 寺院又ハ教會ニ非スシテ公衆禮拜ノ用ニ供スル宗教(第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教

ヲ含ム)上ノ施設ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二十四條 第三條第一項、第十一條、第十二條又ハ第十九條ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 第三條第二項、第八十六條(第百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第百一條ノ規定ニ依リ取消處分ニ不服アル宗教團體ノ代表者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十六條 本法ニ依ル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ヲ爲ス結社ヲ設置セントスルトキハ其ノ代表者ヨリ教義、儀式、名稱、事務所、組織及維持ノ方法ヲ定メタル規約竝代表者ノ住所氏名ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ許可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十六條ノ規定ハ前項ノ結社ノ代表者及教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 前條ノ結社カ第二十九條ニ於テ準用スル第三條第一項ノ處分ヲ受ケ之ニ從ハス又ハ設置許可ノ條件ニ違反シタルトキハ監督官廳ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第二十九條 第三條第一項、第九條第二項、第十條及第二十四條ノ規定ハ第二十七條ノ結社其ノ他第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ニ關シ、第十一條、第十二條、第十七條、第十八條及第二十五條ノ規定ハ第二十七條ノ結社ニ付之ヲ準用ス

第二章 教派、宗派

昭和二年第五十二回議會へ提出したる宗教法案

第三十條 本法ニ於テ教派トハ教規ノ定ムル所ニ依リ神道ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ教會其ノ他ノ所屬團體及宗教教師ヲ包括スルモノヲ謂フ

第三十一條 本法ニ於テ宗派トハ宗制ノ定ムル所ニ依リ佛教ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ寺院、教會其ノ他ノ所屬團體、宗教教師及僧侶ヲ包括スルモノヲ謂フ

第三十二條 本法ニ於テ僧侶トハ宗制ノ定ムル所ニ依リ宗派備附ノ僧侶名簿ニ登録セラレタル者ヲ謂フ

第三十三條 教派又ハ宗派ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第三十四條 第一條ニ規定スル指定ヲ受ケタル神道又ハ佛教ニ屬スル宗教ヲ奉スルモノハ教派又ハ宗派ヲ組織スル爲教規又ハ宗制ヲ定メ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ教派又ハ宗派カ教規又ハ宗制ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三十五條 法人タル教派又ハ宗派ヲ組織セントスルモノハ前條ニ規定スル事項ノ外法令ニ定ムル事項ヲ具シ必要ナル資産ヲ備ヘ文部大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第三十六條 教規ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 教派ノ名稱
二 事務所

三 教義ニ關スル事項

四 儀式ニ關スル事項

五 教義ノ宣布ニ關スル事項

六 管長其ノ他ノ教派機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項

七 教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項

八 教會主管者及宗教教師ニ關スル事項

九 財務及會計ニ關スル事項

十 信徒ニ關スル事項

第三十七條 宗制ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 宗派ノ名稱

二 事務所

三 教義ニ關スル事項

四 儀式ニ關スル事項

五 教義ノ宣布ニ關スル事項

六 管長其ノ他ノ宗派機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項

七 寺院、教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項

昭和二年第五十二回議會へ提出したる宗教法案

八 住職、教會主管者、宗教教師及僧侶ニ關スル事項

九 財務及會計ニ關スル事項

十 檀徒及信徒ニ關スル事項

第三十八條 教派又ハ宗派ニハ管長ヲ置クヘシ

管長ノ名稱ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ教派又ハ宗派ニ於テ慣用スル名稱ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十九條 管長ノ就職ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第四十條 管長ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ教派又ハ宗派ヲ統轄シ及之ヲ代表ス

第四十一條 管長ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ教派又ハ宗派内ニ於ケル宗教上ノ爭議ヲ決定ス

前項ノ決定ニ異議アル者ハ文部大臣ニ對シテ其ノ解決ニ付必要ナル處分ヲ求ムルコトヲ得但シ宗教ノ教義及儀式ニ關スル事項ノ決定ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條 管長ハ宗教教師タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

教規又ハ宗制ニ於テ管長ノ世襲ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得但シ第十六條第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ管長タルコトヲ得ス

第四十三條 管長久シキニ互ル故障アルトキ又ハ管長ノ缺ケタルトキハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ管

長ノ職務ヲ代行セシムル爲管長代理者ヲ置クヘシ前條第二項ノ規定ニ依リ宗教教師タル資格無キ者カ管長ト爲リタル場合亦同シ

第四十四條 第三十八條第二項、第三十九條及第四十二條第一項ノ規定ハ管長代理者ニ付之ヲ準用ス

第四十五條 教派又ハ宗派ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得

教派又ハ宗派カ合併ヲ爲サントスルトキハ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ一月ヲ下ラサル指定期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ催告スヘシ

債權者カ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ヘタルトキハ教派又ハ宗派ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併ヲ爲スコトヲ得ス

合併ニ因リテ解散シタル教派又ハ宗派ニ屬スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併ニ因リテ成立スル教派又ハ宗派之ヲ承繼ス

合併ニ因リテ成立スル教派又ハ宗派ノ奉スル宗教ヲ指定スル場合ニ於テハ文部大臣ハ第二條ノ規定ニ拘ラス宗教審議會ニ諮詢セサルコトヲ得

第四十六條 教派又ハ宗派ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 教派又ハ宗派ハ前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 合併

二 第一條ニ規定スル宗教指定ノ取消

三 破産

第四十八條 教派又ハ宗派カ解散シタルトキハ其ノ奉スル宗教ニ對スル第一條ニ規定スル指定ハ其ノ效力ヲ失フ

第四十九條 教派又ハ宗派カ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ教派又ハ宗派ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依ル教規又ハ宗制ニ其ノ定ナキトキハ管長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸屬ス

第五十條 教派又ハ宗派カ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ教派又ハ宗派ニ屬シタル教會、寺院其ノ他ノ所屬團體ハ二年内ニ他ノ教派又ハ宗派ノ管長ノ承認ヲ經其ノ教派又ハ宗派ニ屬スルコトヲ得他ノ教派又ハ宗派ニ屬セサル教會、寺院其ノ他ノ所屬團體ハ解散シタルモノト看做ス

第五十一條 民法第四十三條乃至第四十八條、第五十條、第五十一條第一項、第五十四條、第五十七條乃至第五十九條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條並民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ法人タル教派又ハ宗派ニ付之ヲ準用ス但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リテ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ管長又ハ管長代理者ハ理事、教規又ハ宗制ハ寄附行爲トス

第五十二條 教派又ハ宗派カ教派聯合又ハ宗派聯合ヲ設ケ其ノ事業ノ一部ヲ共同ニ處理セントスルトキハ其ノ代表者ヨリ目的、名稱、事務所及維持ノ方法ヲ定メタル規約並代表者ノ住所氏名ヲ具シ文部大臣ニ届出ツヘシ教派聯合又ハ宗派聯合ニシテ解散シ、聯合ノ教派若ハ宗派ヲ増減シ又ハ其ノ規約ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第三章 教團

第五十三條 本法ニ於テ教團トハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教(神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク)ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ教會其ノ他ノ所屬團體及宗教教師ヲ包括スルモノヲ謂フ

第五十四條 第一條ニ規定スル指定ヲ受ケタル基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教(神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク)ヲ奉スルモノハ教團ヲ組織スル爲教團規則ヲ定メ帝國外ニ在ル宗教ノ團體ト關係アルモノハ其ノ關係事項ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ教團カ教團規則ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第五十五條 教團規則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 教團ノ名稱

- 二 事務所
- 三 教義ニ關スル事項
- 四 儀式ニ關スル事項
- 五 教義ノ宣布ニ關スル事項
- 六 教團管理者其ノ他ノ教團機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項
- 七 教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項
- 八 教會主管者及宗教教師ニ關スル事項
- 九 財務及會計ニ關スル事項
- 十 信徒ニ關スル事項
- 第五十六條 教團ニハ教團管理者ヲ置クヘシ
- 第五十七條 教團管理者ハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ教團ヲ統轄シ及之ヲ代表ス
- 第五十八條 第三十三條、第三十五條、第三十八條第二項、第三十九條、第四十一條、第四十二條第一項及第四十三條乃至第五十二條ノ規定ハ教團ニ付之ヲ準用ス
- 教團特殊ノ事情ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四章 寺院

- 第五十九條 本法ニ於テ寺院トハ一定ノ宗派ニ屬シ堂宇(本堂庫裡ヲ謂フ)ヲ施設シ本尊ヲ安置シテ其ノ宗派ノ奉スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トスルモノヲ謂フ
- 第六十條 寺院ハ之ヲ法人トス
- 第六十一條 寺院ヲ設立セントスルモノハ寺院規則及法令ノ定ムル事項ヲ具シ必要ナル資産ヲ備ヘ其ノ屬スヘキ宗派管長ノ承認ヲ經文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六十二條 寺院規則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一 寺院ノ名稱
 - 二 所在地
 - 三 本尊ノ名稱
 - 四 所屬宗派及本寺ノ名稱
 - 五 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
 - 六 住職其ノ他ノ機關ニ關スル事項
 - 七 管理維持ノ方法、資産及會計ニ關スル事項
 - 八 檀徒總代ニ關スル事項
 - 九 檀徒及信徒ニ關スル事項

十 所屬本末寺及法類ニ關スル事項

第六十三條 寺院規則ノ變更ハ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第六十四條 二以上ノ宗派ニ屬スル寺院ノ寺院規則ノ設定又ハ變更ハ關係管長其ノ協議ニ依リ當該寺院ニ代リ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條 寺院ニハ住職ヲ置クヘシ

住職ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ寺院ヲ管理シ及之ヲ代表ス

第六十六條 住職ハ宗教教師タル僧侶ヲ以テ之ニ充ツヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ宗制ノ定ムル所ニ依リ相當ノ資格ヲ有スル準宗教教師タル僧侶ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

住職タル準宗教教師ハ第二十條ノ規定ニ拘ラス儀式ノ執行ニ從事スルコトヲ得

第六十七條 住職久シキニ互ル故障アルトキ又ハ住職ノ缺ケタルトキハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ住職ノ職務ヲ代行セシムル爲住職代理者ヲ置クヘシ

第六十八條 第六十六條ノ規定ハ住職代理者ニ付之ヲ準用ス

第六十九條 住職及住職代理者ノ任免其ノ他ノ進退ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ管長之ヲ行フ

第七十條 寺院ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲クル事項ニ付地方長官ニ申請シテ寺院明細帳ニ登録ヲ受クヘシ其ノ變更ヲ生シタルトキ亦同シ

一 所屬宗派及寺院ノ名稱

二 公益事業ヲ行フモノニ在リテハ其ノ事業

三 所在地

四 設立許可ノ年月日

五 住職又ハ住職代理者ノ氏名住所

六 前各號ノ外命令ヲ以テ定ムル事項

前項ノ申請ハ寺院設立ノ場合ニ於テハ其ノ設立ノ日ヨリ、登録事項ノ變更ノ場合ニ於テハ其ノ變更ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ爲スヘシ官廳ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ許可書ノ到達シタル日ヨリ其ノ期間ヲ起算ス

地方長官カ第一項ノ登録申請ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク第一項第一號乃至第五號ニ掲クル事項ノ登記ヲ寺院所在地ノ登記所ニ囑託スヘシ其ノ登記前ニ在リテハ寺院ノ設立又ハ登記事項ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十一條 寺院ノ寶物其ノ他重要ナル財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ申請シテ寺院財産臺帳ニ登録ヲ受クヘシ

寺院財産臺帳ヲ閱覽シ又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求

スルコトヲ得

第七十二條 寺院カ左ニ掲クル行爲ヲ爲サントスルトキハ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 不動産及寺院財産臺帳ニ登録セラレタル寶物其ノ他ノ財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコト
- 二 負債ヲ爲スコト
- 三 境内地ノ區域ノ變更又ハ境内地ノ著シキ模様替ヲ爲スコト
- 四 境内建物ノ新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ爲スコト

第七十三條 前條ノ場合ニ於テ檀徒總代ニ故障アリテ其ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキ又ハ檀徒總代カ故ナク同意ヲ爲ササルトキハ住職ハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ニ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第七十四條 第七十二條ニ規定スル事項ニ付檀徒總代ノ同意ヲ得スシテ爲シタル行爲ハ前條ノ規定ニ依リテ地方長官ノ許可ヲ得タル場合ヲ除クノ外之ヲ無効トス但シ相手方カ善意無過失ナルトキハ住職ハ相手方ノ選擇ニ從ヒ之ニ對シ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ス

第七十五條 前條ノ規定ハ第七十二條ニ規定スル事項ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケスシテ爲シタル行爲ニ之ヲ準用ス

第七十六條 寺院ハ住職又ハ檀徒總代ノ爲ニ第七十二條第一號ニ掲クル財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

トヲ得ス但シ特別ノ事情ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十七條 寺院ノ檀徒又ハ信徒トハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ寺院備附ノ檀徒名簿又ハ信徒名簿ニ登録セラレタル者ヲ謂フ

第七十八條 寺院ニハ三人以上ノ檀徒總代ヲ置クヘシ

左ニ掲クル者ハ檀徒總代タルコトヲ得ス

- 一 年齢二十歳未満ノ者
- 二 禁治産者又ハ準禁治産者
- 三 破産者ニシテ復權ヲ得サル者

第七十九條 檀徒總代ノ選任及解任ハ住職ヨリ之ヲ市町村長(市制第六條ノ市ニ在リテハ區長、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキ者)ニ届出ツルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第八十條 檀徒總代ノ全部又ハ一部ヲ置クコト能ハサル場合ニハ之ニ代リ又ハ之ヲ補充スル爲信徒總代ヲ置クヘシ

檀徒總代ニ關スル規定ハ信徒總代ニ付之ヲ準用ス

第八十一條 檀徒總代及信徒總代ヲ置クコト能ハサル場合ニハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ之ニ代ルヘキモノヲ置クヘシ

檀徒總代ニ關スル規定ハ前項ニ規定スル檀徒總代及信徒總代ニ代ルヘキモノニ付之ヲ準用ス

第八十二條 寺院カ所屬宗派ヲ變更セントスルトキハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀徒總代竝本寺及末寺ノ同意ヲ得關係管長ノ承認ヲ經變更ノ理由、證憑及新ニ屬スヘキ宗派ノ管長ノ承認ヲ經タル寺院規則ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ現ニ屬スル宗派ノ管長ノ承認又ハ本寺若ハ末寺ノ同意ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ具シ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申請アリタルトキハ文部大臣ハ宗教審議會ニ諮詢シテ之ヲ處分スヘシ

第八十三條 寺院ハ檀徒總代、本寺及末寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經合併後ノ寺院規則ヲ具シ文部大臣ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ所屬宗派ノ變更ヲ生スヘキ寺院ニ關シテハ前條ノ規定ヲ準用ス

第四十五條第二項乃至第四項ノ規定ハ寺院ノ合併ニ付之ヲ準用ス

第八十四條 寺院ハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀徒總代竝本寺及末寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經文部大臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得

第八十五條 寺院ハ第五十條及前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 合併

二 設立許可ノ取消

三 破産

第八十六條 左ニ掲クル場合ニ於テハ文部大臣ハ寺院設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 堂宇ノ滅失後五年内ニ其ノ建設ニ著手セサルトキ
- 二 住職及住職代理者ヲ缺クコト三年以上ニ及フトキ
- 三 設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

第八十七條 寺院カ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ寺院ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル寺院規則ニ其ノ定ナキトキハ住職又ハ住職代理者ニ於テ、此等ノ者ヲ缺クトキハ管長ニ於テ檀徒總代ノ同意ヲ得文部大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ所屬宗派ノ爲又ハ之ニ關係アル事業若ハ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ處分セラレサル財産ハ國庫ニ歸屬ス

第八十八條 民法第四十一條乃至第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十七條、第七十條、第七十三條乃至第八十三條竝民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ寺院ニ付之ヲ準用ス但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル前項ノ規定ニ依リテ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ住職又ハ住職代理者ハ理事、寺院規前ハ

寄附行爲トス

第八十九條 寺院ノ境内地及境内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 教會

第九十條 本法ニ於テ教會トハ寺院ニ非スシテ一定ノ教派、宗派又ハ教團ニ屬シ會堂ヲ施設シ教派ニ屬スルモノニ在リテハ尙ホ主神ヲ奉齋シ其ノ教派、宗派又ハ教團ノ奉スル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ヲ目的トスルモノヲ謂フ

基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教(神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク)ノ教會ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教團ニ屬セサルコトヲ得(單立教會ト稱ス)

第九十一條 教會ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第九十二條 法人ニ非サル教會ヲ設立セントスルモノハ教會規則及法令ノ定ムル事項ヲ具シ其ノ屬スヘキ教派若ハ宗派ノ管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第九十三條 法人タル教會ヲ設立セントスルモノハ教會規則及法令ノ定ムル事項ヲ具シ必要ナル資産ヲ備ヘ其ノ屬スヘキ教派若ハ宗派ノ管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

第九十四條 教會規則ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 教會ノ名稱

二 所在地

三 奉齋主神又ハ安置佛アルトキハ其ノ名稱

四 所屬教派、宗派又ハ教團ノ名稱、單立教會ニ在リテハ其ノ奉スル宗教ノ名稱

五 單立教會ニ在リテハ教義及宗教教師ニ關スル事項

六 教義ノ宣布又ハ儀式ニ關スル事項

七 教會主管者其ノ他ノ機關ニ關スル事項

八 管理維持ノ方法、財務及會計ニ關スル事項

九 信徒總代ニ關スル事項

十 信徒ニ關スル事項

第九十五條 教會ニハ教會主管者ヲ置クヘシ

教會主管者ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會ヲ管理シ及之ヲ代表ス

第九十六條 教會主管者ハ宗教教師ヲ以テ之ニ充ツヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依リ相當ノ資格ヲ有スル準宗教教師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

教會主管者タル準宗教教師ハ第二十條ノ規定ニ拘ラス儀式ノ執行ニ從事スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ教會主管者代理者ニ付之ヲ準用ス

四四

第九十七條 法人ニ非サル教會ノ合併及教會規則ノ變更ハ信徒總代ノ同意ヲ得管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

法人ニ非サル教會ハ信徒四分ノ三以上及信徒總代ノ同意ヲ得管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經解散ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ

第九十八條 教會ノ信徒トハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會備附ノ信徒名簿ニ登録セラレタル者ヲ謂フ

第九十九條 教會ニハ三人以上ノ信徒總代ヲ置クヘシ

第一百條 法人ニ非サル教會ニハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ信徒總代ヲ置カサルコトヲ得

第一百一條 左ニ掲クル場合ニ於テハ地方長官ハ法人ニ非サル教會設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 會堂ノ滅失後五年内ニ其ノ建設ニ著手セサルトキ
- 二 教會主管者及教會主管者代理者ヲ缺クコト三年以上ニ及フトキ
- 三 設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

第一百二條 第六十七條、第六十九條、第七十條第一項第二項、第七十一條乃至第七十六條、第七十八條第二項、第七十九條、第八十二條、第八十三條第二項第三項及第八十五條ノ規定ハ教會ニ付之ヲ準用ス
法人タル教會ニ付テハ前項ニ規定スルモノノ外第六十三條、第七十條第三項、第八十一條、第八十三條

第一項、第八十四條、第八十六條乃至第八十八條ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ管長ニハ教團管理者ヲ、宗制ニハ教規及教團規則ヲ含ミ寺院規則トアルハ教會規則、檀徒總代トアルハ信徒總代、寺院財產臺帳トアルハ教會財產臺帳トス

第一百三條 基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教(神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク)ヲ奉スル教會ニ關シ其ノ特殊ノ事情ニ因リ前條ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第一百四條 教會ノ構内地及構内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 罰則

第一百五條 第三條第一項(第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シテ第三條第一項ノ行爲ヲ爲シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教團體又ハ第二十七條ノ結社ニ對シ第三條第一項(第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ制限又ハ禁止アリタル場合ニ於テ當該宗教團體若ハ結社ノ代表者其ノ他ノ機關又ハ之ニ屬スル宗教教師其ノ他ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニシテ其ノ制限又ハ禁止アリタルコトヲ知りテ第三條第一項ノ行爲ヲ爲シタルモノノ罰亦前項ニ同シ

第一百六條 第二十七條第一項ノ規定ニ違反シテ許可ヲ受ケサル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百七條 宗教團體、教派聯合、宗派聯合、教團聯合又ハ第二十七條ノ結社ノ代表者、其ノ代理者、監事

又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五十一條(第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第八十八條(第一百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法ノ各規定ニ依ル登記又ハ第七十條(第一百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル登録ノ申請ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 第五十一條(第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第五十一條ノ規定ニ違反シ又ハ財産目錄ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第十二條(第二十九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サス検査ヲ妨ケ若ハ監督官廳ノ處分ニ從ハサルトキ又ハ第五十一條(第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第八十八條(第一百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第八十二條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

四 官廳ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五 第五十一條(第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第八十八條(第一百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ依ル破産宣告ノ申請ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

六 第五十一條(第五十八條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第八十八條(第一百二條ニ於テ準用スル場合

ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第八十八條 第十六條ニ規定スル資格ヲ有セサル者ヲ宗教教師又ハ第二十七條ノ結社ノ奉スル宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ補命シタル者ハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

第八十九條 第十九條ノ規定ニ依ル停止ニ違反シ宗教(第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ヲ含ム)ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事シタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百條 宗教(第一條ニ規定スル指定ヲ受ケサル宗教ヲ含ム)ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ關シ欺罔又ハ誑惑ノ手段ヲ用ヒタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百一條 宗教教師ニ非スシテ生業トシテ宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條ノ資格ヲ有セスシテ生業トシテ第二十七條ノ結社ノ奉スル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事シタル者ノ罰亦前項ニ同シ

第一百十二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ規定スル過料ニ付之ヲ準用ス

附 則

第一百十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和二年第五十二回議會へ提出したる宗教法案

第一百四十四條 明治五年太政官第二百七十四號布告、同年教部省第十二號達、明治六年太政官第二百四十九號布告、明治八年內務省乙第一百十三號達、明治九年教部省第三號達、明治十年太政官第四十三號布告、明治十一年內務省乙第八號達、同年內務省乙第五十七號達社寺取扱概則、明治十二年內務省乙第三十九號達、明治十五年內務省乙第五十九號達及明治十七年太政官第十九號布達ハ之ヲ廢止ス

第一百五十五條 本法施行ノ際ニ限り神道、佛教又ハ基督教ニ屬スル宗教ニ對シ第一條ニ規定スル指定ヲ爲ス場合ニ於テハ文部大臣ハ第二條ノ規定ニ拘ラス宗教審議會ニ諮詢セサルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ指定ヲ受ケタル宗教ヲ奉スル團體ニシテ教派、宗派、教團又ハ單立教會ニ該當スルモノハ各之ヲ教派、宗派、教團又ハ單立教會ト看做ス

第一百十六條 前條第二項ノ規定ニ依リテ教派、宗派、教團又ハ單立教會ト看做サルモノハ本法施行後六月内ニ教規、宗制、教團規則又ハ教會規則ヲ定メ教派、宗派又ハ教團ニ在リテハ文部大臣ノ許可、單立教會ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
前項ノ宗教團體カ本法施行ノ際現ニ有スル教規、宗制寺法、教團ノ基本規則又ハ教會ノ基本規則ハ前項ノ規定ニ依ル許可アル迄仍其ノ效力ヲ有ス

第一百十七條 第一百五條ノ規定ニ依リテ教派、宗派又ハ教團ト看做サルモノヲ統轄及代表スル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ各之ヲ管長又ハ教團管理者トシテ認可セラレタルモノト看做ス

第一百十八條 本法施行ノ際現ニ從前ノ寺院明細帳ニ登録セラレタル寺院ハ第六十一條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ヲ許可セラレタルモノト看做ス

第一百十九條 前條ノ寺院ハ本法施行後一年内ニ寺院規則ヲ定メ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ規定ニ依リテ寺院規則ヲ定ムル迄ノ寺院ニ關シ本法ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第一百二十條 第六十六條第一項但書又ハ第九十六條第一項ノ規定ニ依リテ住職又ハ教會主管者ト爲リタル準宗教教師ハ第二十條ノ規定ニ拘ラス當分ノ内教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依リ當該寺院又ハ教會内ニ於テ其ノ教義ノ宣布ニ從事スルコトヲ得

第一百二十一條 寺院又ハ教會ノ設立許可ノ取消ノ事由カ本法施行前ニ生シタル場合ニ於テハ第八十六條(第一百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第一百一條ニ規定スル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第一百二十二條 第一百十八條又ハ第一百二十七條ノ規定ニ依リテ寺院又ハ教會ト看做サルモノニ付テハ本法施行後二年迄ニ生シタル事項ニ關シテハ第七十條第二項(第一百二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ二年一月トス

第一百二十三條 本法施行ノ際現ニ存スル佛堂(佛堂明細帳ニ登録セラレタル佛堂以下同シ)ハ本法施行後二

年内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲ルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲リタルニ非サル佛堂ノ處分ニ關シテハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム

第二百二十四條 佛堂ニ付テハ本法施行後二年ヲ限リ仍從前ノ規定ニ依ル

第二百二十五條 本法施行ノ際現ニ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ハ寺院ニ在リテハ本法施行
後二年内ニ、佛堂ニ在リテハ第二百二十三條ノ規定ニ依リテ其ノ佛堂カ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法
人タル教會ト爲リタル場合ニ於テ本法施行後三年内ニ申請シタルトキハ寺院境内地處分審査會ノ議ヲ經
テ大藏大臣之ヲ當該寺院又ハ教會ニ讓與ス

前項ノ規定ニ依リテ讓與ヲ爲スヘキ國有財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

寺院境内地處分審査會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ本法ニ規定スルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ之ヲ定
ム

第一項ノ規定ニ依リテ所有權ヲ取得シタル者ハ其ノ物件ニ關シ第三者ノ現ニ有スル權利ヲ害スルコトヲ
得ス

第二百二十六條 本法施行ノ際現ニ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シタル國有財産ニシテ前條ノ規定ニ依リテ
讓與ヲ爲ササルモノハ特ニ國有トシテ存置スルノ必要アルモノヲ除クノ外前條ノ申請ヲ爲シタルモノニ

付テハ讓與ヲ爲ササルコトノ決定通知ヲ發シタル日ヨリ五年内ニ其ノ他ノモノニ付テハ寺院ニ在リテハ
本法施行後五年内ニ佛堂ニ在リテハ第二百二十三條ノ規定ニ依リテ其ノ佛堂カ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院
若ハ法人タル教會ト爲リタル場合ニ於テ本法施行後六年内ニ申請シタルトキハ時價ノ半額ヲ以テ隨意契
約ニ依リ之ヲ當該寺院又ハ教會ニ賣拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル賣拂代金ニ付テハ無擔保ニテ五年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ得但シ國債ヲ以テ擔保
ヲ供シタルトキハ十年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ妨ケス

第一項ノ規定ニ依リテ賣拂ノ申請ヲ爲シタル國有財産ニ付テハ賣拂契約成立ノ日又ハ賣拂ヲ爲ササルコ
トノ決定通知ヲ爲シタル日迄大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ無償ニテ當該寺院又ハ教會ニ貸付シタルモノト
看做ス

前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リテ讓與ヲ爲ササルコトニ決定シタル國有財産ニシテ第一項ノ申請ヲ爲サ
サルモノニ付之ヲ準用ス但シ其ノ貸付期間ハ第一項ニ定ムル申請期間滿了ノ日迄トス

第二百二十七條 從前ノ規定ニ依リテ教會所、堂宇、會堂、說教所又ハ講義所ノ類トシテ設立ノ許可ヲ受ケ
タルモノ(單立教會ニ該當スルモノヲ除ク)ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ第九十二條ノ規定
ニ依リテ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタル教會ト看做ス

從前ノ規定ニ依リテ祠宇トシテ設立ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ第

九十三條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ノ許可ヲ受ケタル教會ト看做ス

第二百二十八條 前條ノ教會ニ付テハ**第一百十九條**ノ規定ヲ準用ス但シ前條第一項ノ教會ノ教會規則ノ許可ハ地方長官之ヲ行フ

第二百二十九條 **第一百十八條**ノ規定ニ依リテ寺院ト看做サルルモノ又ハ**第二百二十七條**ノ規定ニ依リテ教會ト看做サルルモノヲ管理及代表スル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ各之ヲ住職又ハ教會主管者ト看做ス

第一百八條ノ規定ニ依リテ教派、宗派、教團又ハ單立教會ト看做サルルモノニ屬スル宗教教師又ハ僧侶ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ身分ヲ有スル者ハ**第十六條**ノ資格ヲ有セサル者ト雖各之ヲ宗教教師又ハ僧侶ト看做ス

第一百八條ノ規定ニ依リテ寺院ト看做サルルモノノ檀徒總代若ハ信徒總代又ハ**第二百二十七條**ノ規定ニ依リテ教會ト看做サルルモノノ信徒總代ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ**第七十八條**第二項各號ノ一ニ該當スル者ト雖各之ヲ檀徒總代又ハ信徒總代ト看做ス

第三百十條 **第二十七條**第一項ノ規定ニ該當スル結社ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法施行後六个月内ニ**第二十七條**第一項ニ規定スル許可ヲ受クヘシ

五、昭和四年第五十六回議會へ提出したる宗教團體法案

宗教團體法

第一章 總則

第一條 本法ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外宗教團體ニ關シ之ヲ適用ス

第二條 本法ニ於テ宗教團體トハ教派、宗派、教團、寺院及教會ヲ謂フ

第三條 宗教團體ニハ所得稅ヲ課セズ

第四條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ宗教團體ノ用ニ供スル境内地、構内地及建物竝ニ宗教團體ノ所得ニハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ宗教團體ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

地方稅ニ非ザル公課ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除シ又ハ輕減スルコトヲ得

第五條 宗教團體ニ於テ公衆禮拜ノ用ニ供スル建物又ハ其ノ敷地ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リテ登記ヲ經タルモノハ不動産ノ先取特權、抵當權又ハ質權ノ實行ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外其ノ登記後ニ原因ヲ生ジタル民事上ノ金錢債權ノ爲ニ之ヲ差押フルコトヲ得ズ寺院財產臺帳又ハ教會財產臺帳ニ登錄セラレタル寶物ニ付亦同ジ

第六條 教派、宗教及教團ノ監督ハ主務大臣之ヲ行フ

寺院及教會ノ監督ハ第一次ニ地方長官、第二次ニ主務大臣之ヲ行フ

第七條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ權限ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第八條 主務大臣ハ公益上必要アル場合ニ於テハ宗教團體若ハ第二十一條ノ結社ノ成規若ハ秩序ヲ維持シ又ハ教派、宗派、教團、單立教會若ハ第二十一條ノ結社間ノ秩序ヲ維持スル爲必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得但シ宗教ノ教義及儀式ニ關スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 監督官廳ハ宗教團體ニ對シ監督上必要アル場合ニ於テハ報告ヲ徵シ又ハ實況ノ調査ヲ爲スコトヲ得

第十條 宗教ノ教義ノ宣布、儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ニシテ安寧秩序ヲ妨ゲ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クト認ムルトキハ監督官廳ハ之ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ從ハザル宗教團體ニ對シテハ主務大臣ハ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得其ノ宗教團體ガ法人ニ非ザル教會ナルトキハ地方長官モ亦此ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 本法ニ於テ宗教教師トハ宗教團體ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ヲ謂フ

第十二條 宗教教師ハ左ノ各號ノ一ニ該當セザル者ニシテ少クトモ中學校又ハ高等女學校卒業ト同等以上

ノ學力ヲ有シ且二年以上宗教ニ關スル専門ノ學業ヲ修メ年齡二十歳以上ノモノタルコトヲ要ス但シ第三號又ハ第四號ニ該當スル者ト雖刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後三年以上ノ期間ヲ經過シタルモノハ之ヲ宗教教師ニ補命スルコトヲ得

一 禁治產者又ハ準禁治產者

二 破產者ニシテ復權ヲ得ザル者

三 第八十二條ノ規定ニ依リテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 懲役六年以上ノ禁錮又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑若ハ重禁錮ニ處セラレタル者

宗教教師ガ前項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ身分ヲ失フ

第十三條 宗教教師ノ資格、名稱及任免其ノ他ノ進退ニ關スル事項ハ教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依ル

第十四條 主務大臣ハ宗教教師ニシテ安寧秩序ヲ妨ゲ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クモノト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得

第十五條 本法ニ於テ準宗教教師トハ宗教團體ニ屬シ宗教教師ノ業務ヲ補助スル者ヲ謂フ

本法中宗教教師ニ關スル規定ハ第十一條、第十二條及第三十一條第一項ノ規定ヲ除クノ外準宗教教師ニ付之ヲ準用ス

第十六條 宗教團體ハ本法其ノ他ノ法律ニ定ムル其ノ目的タル事業ノ外教規、宗制、教團規則、寺院規則又ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ公益事業ヲ行フコトヲ得

第十七條 寺院又ハ教會ニ非ズシテ公衆禮拜ノ用ニ供スル宗教上ノ施設（宗教團體ニ屬セザルモノヲ含ム）ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 第八條、第十條第一項又ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分ニ對シテ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第十九條 第十條第二項、第六十五條（第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第七十九條ノ規定ニ依ル解散又ハ取消ノ處分ニ對シテ不服アル宗教團體ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十條 本法ニ依ル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十一條 宗教團體ニ非ズシテ宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ヲ爲ス結社ハ設置ノ日ヨリ十四日內ニ其ノ代表者ヨリ教義、儀式、名稱、事務所、組織及維持ノ方法ヲ定メタル規約竝ニ代表者ノ住所氏名ヲ具シ地方長官ニ届出ヅベシ其ノ届出事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十二條ノ規定ハ前項ノ結社ノ代表者及其ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 前條ノ結社ガ第二十三條ニ於テ準用スル第十條第一項ノ規定ニ依ル處分ニ從ハザルトキハ監督官廳ハ之ニ對シテ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

督官廳ハ之ニ對シテ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 第六條第二項、第七條、第十條第一項及第十八條ノ規定ハ第二十一條ノ結社及宗教上ノ事項ニシテ宗教團體ニ關セザルモノニ付、第九條、第十三條、第十四條及第十九條ノ規定ハ第二十一條ノ結社ニ付之ヲ準用ス

第二章 教派、宗派

第二十四條 本法ニ於テ教派トハ教規ノ定ムル所ニ依リ神道ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ教會其ノ他ノ所屬團體及宗教教師ヲ包括スルモノヲ謂フ

第二十五條 本法ニ於テ宗派トハ宗制ノ定ムル所ニ依リ佛教ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ寺院、教會其ノ他ノ所屬團體、宗教教師及僧侶ヲ包括スルモノヲ謂フ

第二十六條 教派又ハ宗派タラントスルモノハ主務大臣ニ申請シテ其ノ認定ヲ受クベシ

教派又ハ宗派ハ教規又ハ宗制ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十七條 教派又ハ宗派ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

法人タル教派又ハ宗派ヲ組織セントスルモノハ前條ニ規定スル事項ノ外法令ノ定ムル事項ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第二十八條 教規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

昭和四年第五十六回議會へ提出したる宗教團體法案

- 一 教派ノ名稱
 - 二 事務所
 - 三 教義ノ大要
 - 四 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
 - 五 管長其ノ他ノ教派機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項
 - 六 教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項
 - 七 教會主管者及宗教教師ニ關スル事項
 - 八 財務ニ關スル事項
 - 九 信徒ニ關スル事項
- 第二十九條** 宗制ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 宗派ノ名稱
 - 二 事務所
 - 三 教義ノ大要
 - 四 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
 - 五 管長其ノ他ノ宗派機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項

- 六 寺院、教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項
 - 七 住職、教會主管者、宗教教師及僧侶ニ關スル事項
 - 八 財務ニ關スル事項
 - 九 檀徒及信徒ニ關スル事項
- 第三十條** 教派又ハ宗派ニハ管長ヲ置クベシ
 管長ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ教派又ハ宗派ヲ統轄シ及之ヲ代表ス
 管長ノ就職ハ遲滯ナク之ヲ主務大臣ニ届出ツベシ
- 第三十一條** 管長ハ宗教教師タル者ヲ以テ之ニ充ツベシ
 教規又ハ宗制ニ於テ管長ノ世襲ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
- 第三十二條** 第十二條第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ管長タルコトヲ得ズ
 管長久シキニ互ル故障アルトキ又ハ管長ノ缺ケタルトキハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ管
 長ノ職務ヲ代行セシムル爲管長代務者ヲ置クベシ
- 第三十條** 第三項及前條第一項第三項ノ規定ハ管長代務者ニ付之ヲ準用ス
- 第三十三條** 教派又ハ宗派ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得
 教派又ハ宗派ガ合併ヲ爲サントスルトキハ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一月ヲ下ラザル指定期間内ニ之

ヲ述ブベキ旨ヲ催告スベシ

債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタルトキハ教派又ハ宗派ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

合併ニ因リテ解散シタル教派又ハ宗派ニ屬スル權利義務ハ合併後存續シ又ハ合併ニ因リテ成立スル教派又ハ宗派之ヲ承繼ス

第三十四條 教派又ハ宗派ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得

教派又ハ宗派ハ第十條第二項及前項ノ規定ニ依ルノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 合併

二 破産

第三十五條 教派又ハ宗派ガ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ教派又ハ宗派ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依ル教規又ハ宗制ニ其ノ定ナキトキハ管長ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ處分セラレザル財産ハ國庫ニ歸屬ス

第三十六條 教派又ハ宗派ガ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ教派又ハ宗派ニ屬シタル教會、寺院其ノ他ノ所屬團體ハ二年内ニ他ノ教派又ハ宗派ノ管長ノ承認ヲ經其ノ教派又ハ宗派ニ屬スル

コトヲ得他ノ教派又ハ宗派ニ屬セザル教會、寺院其ノ他ノ所屬團體ハ解散シタルモノト看做ス

第三十七條 民法第四十三條乃至第四十八條、第五十條、第五十一條第一項、第五十四條、第五十七條乃至第五十九條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條並ニ民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ法人タル教派又ハ宗派ニ付之ヲ準用ス但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ規定ニ依リテ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ理事ハ管長又ハ管長代務者、寄附行爲ハ教規又ハ宗制トス

第三章 教團

第三十八條 本法ニ於テ教團トハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教(神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク)ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ教會其ノ他ノ所屬團體及宗教教師ヲ包括スルモノヲ謂フ

第三十九條 教團タラントスルモノハ主務大臣ニ申請シテ其ノ認定ヲ受クベシ

教團ハ教團規則ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ其ノ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四十條 教團ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

法人タル教團ヲ組織セントスルモノハ前條ニ規定スル事項ノ外法令ノ定ムル事項ヲ具シ主務大臣ノ許可

ヲ受クルコトヲ要ス

第四十一條 教團規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 教團ノ名稱
- 二 事務所
- 三 教義ノ大要
- 四 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
- 五 教團管理者又ハ教團代表者其ノ他ノ教團機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事項
- 六 教會其ノ他ノ所屬團體ニ關スル事項
- 七 教會主管者又ハ教會代表者及宗教教師ニ關スル事項
- 八 財務ニ關スル事項
- 九 信徒ニ關スル事項

第四十二條 教團ニハ教團管理者ヲ置クベシ

教團管理者ハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ教團ヲ統轄シ及之ヲ代表ス

第四十三條 教團管理者ヲ置クコト能ハザル教團ニハ教團代表者ヲ置クベシ

教團代表者ハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ教團ヲ代表ス

第四十四條 第三十條第三項、第三十一條第一項第三項及第三十二條乃至第三十七條ノ規定ハ教團ニ付之

ヲ準用ス

教團ニ關シ其ノ特殊ノ事情ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四章 寺院

第四十五條 本法ニ於テ寺院トハ一定ノ宗派ニ屬シ堂宇(本堂庫裡ヲ謂フ)ヲ施設シ本尊ヲ安置シテ其ノ宗派ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トスルモノヲ謂フ

第四十六條 寺院ハ之ヲ法人トス

第四十七條 寺院ヲ設立セントスルモノハ寺院規則ヲ定メ法令ノ定ムル事項ヲ具シ其ノ屬スベキ宗派管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四十八條 寺院規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 寺院ノ名稱
- 二 所在地
- 三 本尊ノ名稱
- 四 所屬宗派及本寺ノ名稱

- 五 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
- 六 住職其ノ他ノ機關ニ關スル事項
- 七 管理維持ノ方法及財務ニ關スル事項
- 八 檀徒、信徒及檀徒總代ニ關スル事項
- 九 所屬本末寺及法類ニ關スル事項

前項各號ニ掲グル事項ニシテ宗制中之ニ關スル規定アルトキハ其ノ部分ニ付寺院規則ノ記載ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ宗制ノ規定ヲ以テ寺院規則ノ規定ニ代用ス

寺院規則ノ變更ハ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

二以上ノ宗派ニ屬スル寺院ノ寺院規則ノ設定又ハ變更ハ關係管長其ノ協議ニ依リ當該寺院ニ代リ之ヲ爲スコトヲ得

第四十九條 寺院ニハ住職ヲ置クベシ

住職ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ寺院ヲ管理シ及之ヲ代表ス

第五十條 住職ハ宗教教師タル僧侶ヲ以テ之ニ充ツベシ但シ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ宗制ノ定ム

ル所ニ依リ相當ノ資格ヲ有スル準宗教教師タル僧侶ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

住職タル準宗教教師ハ第十五條ノ規定ニ拘ラズ儀式ノ執行ニ從事スルコトヲ得

第五十一條 住職久シキニ互ル故障アルトキ又ハ住職ノ缺ケタルトキハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ住職ノ

職務ヲ代行セシムル爲住職代務者ヲ置クベシ

前條ノ規定ハ住職代務者ニ付之ヲ準用ス

第五十二條 住職及住職代務者ノ任免其ノ他ノ進退ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ管長之ヲ行フ

第五十三條 寺院ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル事項ニ付地方長官ニ申請シテ寺院明細帳ニ登録ヲ受

クベシ其ノ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジ

一 所屬宗派及寺院ノ名稱

二 公益事業ヲ行フモノニ在リテハ其ノ事業

三 所在地

四 設立許可ノ年月日

五 住職又ハ住職代務者ノ氏名住所

六 前各號ノ外命令ヲ以テ定ムル事項

前項ノ申請ハ寺院設立ノ場合ニ於テハ其ノ設立ノ日ヨリ、登録事項ノ變更ノ場合ニ於テハ其ノ變更ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ爲スベシ官廳ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ許可書ノ到達シタル日ヨリ其ノ期間ヲ起算ス

地方長官が第一項ノ登録申請ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク第一項第一號乃至第五號ニ掲グル事項ノ登記ヲ寺院所在地ノ登記所ニ囑託スベシ其ノ登記前ニ在リテハ寺院ノ設立又ハ登記事項ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五十四條 寺院ノ寶物其ノ他重要ナル財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ申請シテ寺院財産臺帳ニ登録ヲ受クベシ

寺院財産臺帳ヲ閱覽シ又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ得

第五十五條 寺院ガ左ニ掲グル行爲ヲ爲サントスルトキハ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

- 一 不動産及寺院財産臺帳ニ登録セラレタル寶物其ノ他ノ財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコト
 - 二 負債ヲ爲スコト
 - 三 境内地ノ區域ノ變更又ハ境内地ノ著シキ模様替ヲ爲スコト
- 前項ノ場合ニ於テ檀徒總代ニ故障アリテ其ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ檀徒總代ガ故ナク同意ヲ爲サザルトキハ住職ハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ニ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第五十六條 前條第一項ニ規定スル事項ニ付檀徒總代ノ同意ヲ得ズシテ爲シタル行爲ハ前條第二項ノ規定

ニ依リテ地方長官ノ許可ヲ得タル場合ヲ除クノ外之ヲ無効トス但シ相手方ガ善意無過失ナルトキハ住職ハ相手方ノ選擇ニ從ヒ之ニ對シ履行又ハ損害賠償ノ責ニ任ズ

前項ノ規定ハ前條第一項ニ規定スル事項ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ニ付之ヲ準用ス

第五十七條 寺院ハ住職又ハ檀徒總代ノ爲ニ第五十五條第一項第一號ニ掲グル財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十八條 寺院ノ檀徒又ハ信徒トハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ寺院備附ノ檀徒名簿又ハ信徒名簿ニ登録セラレタル者ヲ謂フ

第五十九條 寺院ニハ三人以上ノ檀徒總代ヲ置クベシ

左ニ掲グル者ハ檀徒總代タルコトヲ得ズ

- 一 年齢二十歳未滿ノ者
- 二 禁治産者又ハ準禁治産者
- 三 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

檀徒總代ノ選任及解任ハ住職ヨリ之ヲ市町村長（市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長、市制町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキ者）ニ届出ヅルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第六十條 檀徒總代ノ全部又ハ一部ヲ置クコト能ハザル場合ニ於テハ之ニ代リ又ハ之ヲ補充スル爲信徒總

代ヲ置クベシ

檀徒總代及信徒總代ヲ置クコト能ハザル場合ニ於テハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ之ニ代ルベキ者ヲ置クベシ

檀徒總代ニ關スル規定ハ信徒總代竝ニ前項ニ規定スル檀徒總代及信徒總代ニ代ルベキ者ニ付之ヲ準用ス

第六十一條 寺院ガ所屬宗派ヲ變更セントスルトキハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀徒總代竝ニ本寺ノ同意ヲ得關係管長ノ承認ヲ經變更ノ理由、證憑及新ニ屬スベキ宗派ノ管長ノ承認ヲ經タル寺院規則ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ現ニ屬スル宗派ノ管長ノ承認又ハ本寺ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 寺院ハ檀徒總代及本寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經合併後ノ寺院規則ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ所屬宗派ノ變更ヲ生ズベキ寺院ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第三十三條第二項乃至第四項ノ規定ハ寺院ノ合併ニ付之ヲ準用ス

第六十三條 寺院ハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀徒總代竝ニ本寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得

第六十四條 寺院ハ第十條第二項、第三十六條及前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 合併

二 設立許可ノ取消

三 破産

第六十五條 左ニ掲グル場合ニ於テハ主務大臣ハ寺院設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 堂宇ノ滅失後五年内ニ其ノ建設ニ著手セザルトキ

二 住職及住職代務者ヲ缺クコト三年以上ニ及ブトキ

三 設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

第六十六條 寺院ガ解散シタル場合ニ於テハ合併ノ場合ヲ除クノ外其ノ寺院ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル寺院規則ニ其ノ定ナキトキハ住職又ハ住職代務者ニ於テ、此等ノ者ヲ缺クトキハ管長ニ於テ檀徒總代ノ同意ヲ得主務大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ所屬宗派ノ爲又ハ之ニ關係アル事業若ハ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ處分セラレザル財産ハ國庫ニ歸屬ス

第六十七條 民法第四十一條乃至第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十七條、第七十條、第七十三條乃至第八十三條竝ニ民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ寺院ニ付之ヲ準用ス但

シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル
前項ノ規定ニ依リテ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ理事ハ住職又ハ住職代務者、寄附行爲ハ
寺院規則トス

第六十八條 寺院ノ境内地及境内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 教會

第六十九條 本法ニ於テ教會トハ寺院ニ非ズシテ一定ノ教派、宗派又ハ教團ニ屬シ會堂ヲ施設シ教派ニ屬
スルモノニ在リテハ尙主神ヲ奉齋シ其ノ教派、宗派又ハ教團ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行
ヲ目的トスルモノヲ謂フ

佛教又ハ基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教(神道ニ屬スルモノヲ除ク)ノ教會ハ教會規則ノ定ムル所ニ依
リ宗派又ハ教團ニ屬セザルコトヲ得(單立教會ト稱ス)

第七十條 教會ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第七十一條 教會ヲ設立セントスルモノハ教會規則ヲ定メ法令ノ定ムル事項ヲ具シ其ノ屬スベキ教派若ハ
宗派ノ管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經教團管理者ヲ置カザル教團ニ屬スベキ教會ニ在リテハ教團代表者
ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ法人タル教會ヲ設立セントスルモノニ在リテハ主務大臣
ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第七十二條 教會規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 教會ノ名稱
- 二 所在地
- 三 奉齋主神又ハ安置佛アルトキハ其ノ名稱
- 四 所屬教派、宗派又ハ教團ノ名稱、單立教會ニ在リテハ其ノ奉ズル宗教ノ名稱
- 五 單立教會ニ在リテハ教義及宗教教師ニ關スル事項
- 六 教義ノ宣布又ハ儀式ニ關スル事項
- 七 教會主管者又ハ教會代表者其ノ他ノ機關ニ關スル事項
- 八 管理維持ノ方法及財務ニ關スル事項
- 九 信徒及信徒總代ニ關スル事項

前項各號ニ掲グル事項ニシテ教規、宗制又ハ教團規則中之ニ關スル規定アルトキハ其ノ部分ニ付教會規
則ノ記載ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ教規、宗制又ハ教團規則ノ規定ヲ以テ教會規則ノ規定ニ
代用ス

第七十三條 教會ニハ教會主管者ヲ置クベシ

教會主管者ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會ヲ管理シ及之ヲ代表ス

第七十四條 教會主管者ハ宗教教師ヲ以テ之ニ充ツベシ但シ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依リ相當ノ資格ヲ有スル準宗教教師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

教會主管者タル準宗教教師ハ第十五條ノ規定ニ拘ラズ儀式ノ執行ニ從事スルコトヲ得
前二項ノ規定ハ教會主管者代務者ニ付之ヲ準用ス

第七十五條 教會主管者ヲ置クコト能ハザル教會ニハ教會代表者ヲ置クベシ

教會代表者ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會ヲ代表ス

第五十九條第二項ノ規定ハ教會代表者ニ付之ヲ準用ス

第七十六條 法人ニ非ザル教會ノ合併及教會規則ノ變更ハ信徒總代ノ同意ヲ得管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經教團管理者ヲ置カザル教團ニ屬スル教會ニ在リテハ教團代表者ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

法人ニ非ザル教會ハ信徒四分ノ三以上及信徒總代ノ同意ヲ得管長又ハ教團管理者ノ承認ヲ經解散ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第七十七條 教會ノ信徒トハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會備附ノ信徒名簿ニ登録セラレタル者ヲ謂フ

第七十八條 教會ニハ三人以上ノ信徒總代ヲ置クベシ

法人ニ非ザル教會ニハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ信徒總代ヲ置カザルコトヲ得

第七十九條 左ニ掲グル場合ニ於テハ地方長官ハ法人ニ非ザル教會設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得

- 一 會堂ノ滅失後五年内ニ其ノ建設ニ著手セザルトキ
- 二 教會主管者及教會主管者代務者又ハ教會代表者及教會代表者代務者ヲ缺クコト三年以上ニ及ブトキ
- 三 設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

第八十條 第五十一條第一項、第五十二條、第五十三條第一項第二項、第五十九條第二項第三項、第六十一條、第六十二條第二項第三項及第六十四條ノ規定ハ教會ニ付之ヲ準用ス

法人タル教會ニ付テハ前項ニ規定スルモノノ外第四十八條第三項、第五十三條第三項、第五十四條乃至第五十七條、第六十條第二項第三項、第六十二條第一項、第六十三條、第六十五條乃至第六十七條ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ管長ニハ教團管理者及教團代表者ヲ、宗制ニハ教規及教團規則ヲ含ミ住職トアルハ教會主管者又ハ教會代表者、檀徒總代トアルハ信徒總代トス但シ管長ノ承認ヲ必要トスル場合ニ於テ教團管理者ヲ置カザル教團ニ屬スル教會ニ在リテハ教團代表者ノ意見書ヲ添フベシ

基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教(神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク)ヲ奉ズル教會ニ關シ其ノ特殊ノ事情ニ因リ前三項ノ規定ニ依リ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八十一條 教會ノ構内地及構内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 罰則

第八十二條 第十條第一項(第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シテ第十條第一項ノ行爲ヲ爲シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

宗教團體又ハ第二十一條ノ結社ニ對シ第十條第一項(第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止アリタル場合ニ於テ當該宗教團體若ハ結社ノ代表者其ノ他ノ機關又ハ之ニ屬スル宗教教師其ノ他ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニシテ其ノ制限又ハ禁止アリタルコトヲ知リテ第十條第一項ノ行爲ヲ爲シタルモノノ罰亦前項ニ同ジ

第八十三條 第十二條ニ規定スル資格ヲ有セザル者ヲ宗教教師又ハ第二十一條ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ補命シタル者ハ三百圓以下ノ過料ニ處ス

第八十四條 宗教教師ニ非ズシテ生業トシテ宗教團體ノ奉ズル宗教ノ儀式ノ執行ニ從事シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ非ズシテ生業トシテ第二十一條ノ結社ノ奉ズル宗教ノ儀式ノ執行ニ從事シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第八十五條 第十四條(第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル停止ニ違反シ宗教ノ教義ノ宣

布又ハ儀式ノ執行ニ從事シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十六條 第二十一條第一項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ怠リ又ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七條 宗教團體又ハ第二十一條ノ結社ノ代表者、其ノ代理者、監事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

一 第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第六十七條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法ノ各規定ニ依ル登記又ハ第五十三條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル登録ノ申請ヲ怠リタルトキ

二 第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第五十一條ノ規定ニ違反シ又ハ財産目録ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第九條(第二十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ調査ヲ妨ゲタルトキ又ハ第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第六十七條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第八十二條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

四 官廳ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五 第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第六十七條(第八十條ニ於テ準用スル場合

ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ依ル破産宣告ノ申請ヲ怠リタルトキ
六 第三十七條(第四十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第六十七條(第八十條ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ニ依ル公告ヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタル
トキ

第八十八條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ニ規定スル過料ニ付之ヲ準用ス

附則

第八十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條 明治五年太政官第二百七十四號布告、同年教部省第十二號達、明治六年太政官第二百四十九號
布告、明治八年内務省乙第八號達、同年内務省乙第五十七號達、明治九年教部省第三號達、明治十年太政官第四十三號布告、明
治十一年内務省乙第八號達、同年内務省乙第五十七號達、社寺取扱概則、明治十二年内務省乙第三十九
號達、明治十五年内務省乙第五十九號達及明治十七年太政官第十九號布達ハ之ヲ廢止ス

第九十一條 本法施行ノ際現ニ存スル教派又ハ宗派ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依リテ其ノ認定ヲ受ケタ
ルモノト看做ス

前項ノ教派又ハ宗派ハ本法施行後六月内ニ教規又ハ宗制ヲ定メ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第一項ノ教派又ハ宗派ガ本法施行ノ際現ニ有スル教規又ハ宗制寺法ハ前項ノ規定ニ依ル許可アル迄之ヲ

教規又ハ宗制ニ代用ス

本法施行ノ際現ニ存スル基督教ニ屬スル宗教ヲ奉ズル團體ニシテ教團ニ該當スルモノガ本法施行ノ日ヨ
リ二月内ニ主務大臣ニ届出ヲ爲シタルトキハ第三十九條第一項ノ規定ニ依リテ其ノ認定ヲ受ケタルモノ
ト看做ス

第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リテ教團ト看做サレタルモノニ付之ヲ準用ス

第九十二條 前條ノ教派又ハ宗派ノ管長トシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ之ヲ本法ニ依ル管長ト
看做ス

前條ノ規定ニ依リテ教團ト看做サレタルモノハ教團管理者又ハ教團代表者ニ該當スル者ノ氏名ヲ遲滯ナ
ク主務大臣ニ届出ツベシ此ノ場合ニ於テハ之ヲ教團管理者又ハ教團代表者ト看做ス

第九十三條 本法施行ノ際現ニ從前ノ寺院明細帳ニ登録セラレタル寺院ハ之ヲ第四十七條ノ規定ニ依リテ
其ノ設立ヲ許可セラレタルモノト看做ス

前項ノ寺院ハ本法施行後一年内ニ寺院規則ヲ定メ檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ許可ヲ
受クベシ

前項ノ規定ニ依リテ寺院規則ヲ定ムル迄ノ寺院ニ關シ本法ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ
規定ヲ設クルコトヲ得

第九十四條 第五十條第一項但書又ハ第七十四條第一項但書ノ規定ニ依リテ住職又ハ教會主管者ト爲リタル準宗教教師ハ第十五條ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依リ當該寺院又ハ教會内ニ於テ其ノ教義ノ宣布ニ從事スルコトヲ得

第九十五條 寺院又ハ教會ノ設立許可取消ノ原因タル事故ガ本法施行前ニ生ジタル場合ニ於テハ第六十五條(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第七十九條ニ規定スル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第九十三條又ハ第九十七條ノ規定ニ依リテ寺院又ハ教會ト看做サレタルモノニ付テハ本法施行後二年迄ニ生ジタル事項ニ關シテハ第五十三條第二項(第八十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ二年一月トス

第九十六條 本法施行ノ際現ニ存スル佛堂(佛堂明細帳ニ登録セラレタル佛堂以下同ジ)ハ本法施行後二年内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲ルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲リタルニ非ザル佛堂ノ處分ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ存スル佛堂ニ付テハ本法施行後二年ヲ限り仍從前ノ規定ニ依ル但シ第一項ノ規定ニ依リテ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲リタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第九十七條 從前ノ規定ニ依リテ教會所、堂宇、會堂、說教所又ハ講義所ノ類トシテ設立ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ第七十一條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル教會ト看做ス其ノ第六十九條第二項ノ規定ニ該當スルモノハ之ヲ單立教會トス
從前ノ規定ニ依リテ祠宇トシテ設立ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ第七十一條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケタル教會ト看做ス

第九十三條第二項第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リテ教會ト看做サレタルモノニ付之ヲ準用ス但シ第一項ノ規定ニ依リテ教會ト看做サレタルモノノ教會規則ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第九十八條 第九十三條ノ規定ニ依リテ寺院ト看做サルモノヲ管理及代表シ又ハ前條ノ規定ニ依リテ教會ト看做サルモノヲ管理及代表シ若ハ之ヲ代表スル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ各之ヲ住職又ハ教會主管者若ハ教會代表者ト看做ス

本法施行ノ際現ニ宗教教師タルノ身分ヲ有スル者ハ第十二條ニ規定スル資格ヲ有セザル者ト雖之ヲ本法ニ依ル宗教教師ト看做ス

第九十三條ノ規定ニ依リテ寺院ト看做サルモノノ檀徒總代若ハ信徒總代又ハ前條ノ規定ニ依リテ教會ト看做サルモノノ信徒總代ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ル者ハ第五十九條第二項各號ノ一ニ該當スル者ト雖各之ヲ本法ニ依ル檀徒總代又ハ信徒總代ト看做ス

第九十九條 第二十一條第一項ノ規定ニ該當スル結社ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法施行後六
 月内ニ第二十一條第一項ニ規定スル届出ヲ爲スベシ
 本法施行ノ際現ニ前項ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ關スル
 事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

宗教團體法案理由書

宗教ニ關スル現行法規ハ明治初年以來時時發布セラレタル布告布達等斷片的規定多ク時勢ノ進運ニ伴ハズ
 且不備ノ點尠カラザルヲ以テ之ヲ整備統一シ宗教團體ノ權義及之ニ對スル保護監督ノ關係ヲ明確ナラシメ
 其ノ教化機能ノ増進ヲ圖ル等ノ爲宗教團體法ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

六、昭和十年宗教團體法草案と昭和十三年宗教團體法案要綱との比較對照

昭和十三年宗教團體法案要綱

(小字ハ調査會修正、——ハ調査會削除)

第一 本要綱ニ於テ宗教團體トハ神道教派、佛教宗派、基督教其ノ他ノ宗教ノ教團、(以下單ニ教派、宗派、教團ト稱ス)寺院及教會ヲ謂フコト
 本要綱ニ於テ教師トハ宗教團體ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ニ從事スル者ヲ謂フコト

第二 教派、宗派、^{。教會}教團及^{。爲スル}寺院ハ之ヲ法人ト^{トヲ得ルコト}スルコト

昭和十年宗教團體法草案と昭和十三年宗教團體法案要綱との比較對照

昭和十年宗教團體法草案

第一條 本法ニ於テ宗教團體トハ教派、宗派、教團、寺院及教會ヲ謂フ
 第二條第一項 宗教團體ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者(宗教教師ト稱ス)ハ徳操堅固ニシテ相當學力ヲ有シ年齢二十歳以上ノモノタルコトヲ要ス

第二十條 教派、宗派及教團ハ之ヲ法人トス
 第三十二條 寺院ハ之ヲ法人トス

寺院[○]教會ハ之ヲ法人ト爲スコトヲ得ルコト

第五十四條 教會ハ本法ニ依リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第三 教派、宗派又ハ教團ヲ設立セントスルトキハ

設立者ニ於テ教規、宗制又ハ教團規則ヲ^{具シ}定メ主務

大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルコト

教規、宗制及教團規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベキコト

一 名稱

二 所在地

三 教義ノ大要

四 教義ノ宣布及儀式ノ執行ニ關スル事項

五 管長又ハ教團統理者其ノ他ノ機關ノ組織、任

免及職務權限ニ關スル事項

六 寺院、教會其ノ他所屬團體ニ關スル事項

七 住職、教會主管者、其ノ代務者及教師ノ資格、

第二十一條 第十七條、第十八條又ハ第十九條ノ認

定ヲ受ケントスルモノハ教規、宗制又ハ教團規則

及法令ノ定ムル事項ヲ具シ主務大臣ニ申請スベシ

第二十二條 教規、宗制及教團規則ニハ左ノ事項ヲ

記載スベシ

一 教派、宗派又ハ教團ノ名稱

二 事務所

三 教義ノ大要

四 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項

五 管長又ハ教團代表者其ノ他教派、宗派又ハ教

團ノ機關ノ組織、任免及職務權限ニ關スル事

項

名稱及任免其ノ他ノ進退並ニ僧侶ニ關スル事項

八 財産管理其ノ他財務ニ關スル事項

九 檀信徒又ハ信徒ニ關スル事項

十 公益事業ニ關スル事項

教規、宗制又ハ教團規則ヲ變更セントスルトキハ

主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルコト

六 寺院、教會其ノ他所屬團體ニ關スル事項

七 寺院住職、教會管理者、宗教教師、準宗教教

師及僧侶ニ關スル事項

八 財務ニ關スル事項

九 檀徒及信徒ニ關スル事項

十 公益事業ヲ行フモノニ在リテハ之ニ關スル事

項

教規、宗制及教團規則ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ

受クベシ

第三條 宗教教師ノ資格、名稱及任免其ノ他ノ進退

ニ關スル事項ハ教規、宗制、教團規則又ハ單立教

會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依ル

第五條 宗教團體ハ本法其ノ他ノ法律ニ定ムル其ノ

目的タル事業ノ外教規、宗制、教團規則、寺院規

則又ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ公益事業ヲ行フ

コトヲ得

第四 教派及宗派ニハ管長ヲ、教團ニハ教團統理者ヲ置クベキコト

管長又ハ教團統理者ハ教派、宗派又ハ教團ヲ統理シ及之ヲ代表スルコト

管長又ハ教團統理者未成年ナルトキ、久シキニ互ル故障アルトキ又ハ闕ケタルトキハ其ノ代務者ヲ置クベキコト

管長、教團統理者又ハ其ノ代務者就職セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルコト

コトヲ得

第二十三條 教派及宗派ニハ管長ヲ、教團ニハ教團代表者ヲ置クベシ

管長ハ教規又ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ教派又ハ宗派ヲ統轄シ及之ヲ代表シ、教團代表者ハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ教團ヲ統轄シ又ハ管理シ及之ヲ代表ス

第二十五條 第一項及第二項

管長年齢二十歳未満ナルトキ、久シキニ互ル故障アルトキ又ハ管長ノ闕ケタルトキハ管長代務者ヲ置クベシ教團代表者ニ付亦同ジ

前項ノ代務者ハ教規、宗制又ハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ管長又ハ教團代表者ノ職務ヲ代行ス

第三十八條 住職及住職代務者ノ任免其ノ他ノ進退

ハ宗制ノ定ムル所ニ依リ管長之ヲ行フ

第三十條

第六十九條 本法ニ依ル登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五

。法人タル
教派、宗派又ハ教團ノ設立アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要スルコト登記シタル事項ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジキコト

。法人タル
教派、宗派又ハ教團ノ設立又ハ登記シタル事項ノ變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ザルコト

第六

教派、宗派又ハ教團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ合併又ハ解散ヲ爲スコトヲ得ルコト
。法人タル
教派、宗派又ハ教團ハ破産ニ因リテ解散スルコト前項ノ教派、宗派又ハ教團ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル法人ニ非ザル教派、宗派又ハ教團トシテ存続スルモノト看做スコト主務大臣ハ前項ノ教派、宗派又ハ教團ニ對シ設立ノ認可ヲ取消スコトヲ得ルコト

第二十六條 第一項

教派、宗派又ハ教團ハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得

第二十七條 教派、宗派又ハ教團ハ主務大臣ノ許可

ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得
教派、宗派又ハ教團ガ破産シタルトキハ主務大臣

教派、宗派又ハ教團ハ設立認可ノ取消ニ因リテ解散スルコト

ハ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第七 寺院又ハ教會ヲ設立セントスルトキハ設立者

ニ於テ寺院規則又ハ教會規則ヲ^{具シ}定メ管長又ハ教團統理者ノ承認ヲ經地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルコト

寺院規則及教會規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベキコト

- 一 名稱
- 二 所在地
- 三 本尊、奉齋主神又ハ安置佛等ノ稱號
- 四 所屬教派、宗派又ハ教團及本寺ノ名稱
- 五 教義ノ宣布及儀式ノ執行ニ關スル事項
- 六 教派、宗派又ハ教團ニ屬セザル教會ニ在リテハ其ノ奉ズル宗教ノ名稱及教義ノ大要竝ニ教師ノ

第三十三條 寺院ヲ設立セントスルモノハ寺院規則

及法令ノ定ムル事項ヲ具シ其ノ屬スベキ宗派ノ管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三十四條 寺院規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 寺院ノ名稱
- 二 所在地
- 三 本尊ノ名稱
- 四 所屬宗派及本寺ノ名稱
- 五 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
- 六 住職其ノ他ノ機關ニ關スル事項
- 七 管理維持ノ方法及財務ニ關スル事項
- 八 檀徒、信徒及檀徒總代ニ關スル事項
- 九 所屬本末寺及法類ニ關スル事項

資格、名稱及任免其ノ他ノ進退ニ關スル事項

十 公益事業ヲ行フモノニ在リテハ之ニ關スル事項

七 住職、教會主管者、其ノ代務者其ノ他ノ機關

項

ニ關スル事項

八 檀信徒又ハ信徒及其ノ總代ニ關スル事項

九 本末寺及法類ニ關スル事項

十 財産管理其ノ他財務ニ關スル事項

十一 公益事業ニ關スル事項

寺院規則又ハ教會規則ヲ變更セントスルトキハ檀信徒總代又ハ信徒總代ノ同意ヲ得管長又ハ教團統理者ノ承認ヲ經地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルコト

第五十五條 教會ヲ設立セントスルモノハ教會規則

及法令ノ定ムル事項ヲ具シ其ノ教派、宗派ニ屬スルモノニ在リテハ管長ノ承認ヲ經教團ニ屬スルモノニ在リテハ教團代表者ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ノ認可ヲ受クベシ其ノ法人タル教會ヲ設立セントスルモノニ在リテハ主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第五十六條 教會規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 教會ノ名稱
- 二 所在地
- 三 奉齋主神又ハ安置佛アルトキハ其ノ名稱
- 四 所屬教派、宗派、教團ノ名稱
- 五 單立教會ニ在リテハ其ノ奉ズル宗教ノ名稱、教義及宗教教師ニ關スル事項
- 六 教義ノ宣布及儀式ニ關スル事項
- 七 教會管理者其ノ他ノ機關ニ關スル事項
- 八 管理維持ノ方法及財務ニ關スル事項
- 九 信徒及信徒總代ニ關スル事項
- 十 公益事業ヲ行フモノニ在リテハ之ニ關スル事項

項

前項各號ニ掲グル事項ニシテ教規、宗制又ハ教團規則中之ニ關スル規定アルトキハ其ノ部分ニ付教

規、宗制又ハ教團規則ノ規定ヲ以テ教會規則ノ規定ニ代用スルコトヲ得

教會規則ノ變更ハ前項ノ場合ヲ除クノ外信徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經又ハ教團代表者ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ノ認可ヲ受クベシ其ノ法人タル教會ニ在リテハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第五十七條第三項

教會管理者ノ選任其ノ他ノ進退ハ教規、宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依ル

第三十五條 寺院ニハ住職ヲ置クベシ

住職ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ寺院ヲ管理シ及之ヲ代表ス

第三十七條第一項及第二項

第八 寺院ニハ住職ヲ、教會ニハ教會管理者ヲ置ク

ベキコト住職又ハ教會管理者ハ寺院又ハ教會ヲ主管シ及之ヲ代表スルコト

住職又ハ教會管理者未成年ナルトキ、久シキニ互

ル故障アルトキ又ハ闕ケタルトキハ代務者ヲ置クベキコト

住職久シキニ互ル故障アルトキ又ハ住職ノ闕ケタルトキハ住職代務者ヲ置クベシ
住職代務者ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ住職ノ職務ヲ代行ス

第五十七條 第一項、第二項及第四項

教會ニハ教會管理者ヲ置クベシ
教會管理者ハ教會規則ノ定ムル所ニ依リ教會ヲ管理シ及之ヲ代表ス

第三十七條第一項及第二項ノ規定ハ教會管理者ニ付之ヲ準用ス

第三十九條 第一項及第四項

寺院ニハ三人以上ノ檀徒總代ヲ置クベシ
檀徒總代ノ選任及解任ハ住職ヨリ之ヲ市町村長(市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ

第九 寺院ニハ三人以上ノ檀徒總代ヲ、教會ニハ三人以上ノ信徒總代ヲ置クベキコト
檀徒總代又ハ信徒總代ハ寺院又ハ教會ノ經營ニ關シ住職又ハ教會主管者ヲ扶クルコト

檀信徒總代又ハ信徒總代ノ選任及解任ハ住職又ハ教會主管者ヨリ之ヲ市町村長(市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキ者)ニ届出ヅルコトヲ要スルコト

區長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキ者)ニ届出ヅルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第四十條 檀徒總代ノ全部又ハ一部ヲ置クコト能ハザル場合ニ於テハ之ニ代リ又ハ之ヲ補充スル爲信徒總代ヲ置クベシ

檀徒總代及信徒總代ヲ置クコト能ハザル場合ニ於テハ寺院規則ノ定ムル所ニ依リ之ニ代ルベキ者ヲ置クベシ

檀徒總代ニ關スル規定ハ信徒總代並ニ前項ニ規定スル檀徒總代及信徒總代ニ代ルベキ者ニ付之ヲ準用ス

第五十九條 教會ニハ三人以上ノ信徒總代ヲ置クベシ

第三十九條第二項乃至第四項並ニ第四十條第二項及第三項ノ規定ハ教會ノ信徒總代ニ付之ヲ準用

第十 寺院又ハ法人タル教會ノ寶物其ノ他重要ナル財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ申請シテ寺院財産臺帳又ハ教會財産臺帳ニ登録ヲ受クルコトヲ要スルコト

寺院財産臺帳又ハ教會財産臺帳ヲ閱覽シ又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ得ルコト

第四十二條 寺院ノ寶物其ノ他重要ナル財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ申請シテ寺院財産臺帳ニ登録ヲ受クベシ
寺院財産臺帳ヲ閱覽シ又ハ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ請求スルコトヲ得

第六十條 法人タル教會ノ寶物其ノ他重要ナル財産ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ申請シテ教會財産臺帳ニ登録ヲ受クベシ

第四十二條第二項ノ規定ハ教會財産臺帳ニ付之ヲ準用ス

第十一 寺院又ハ法人タル教會左ニ掲グル行爲ヲ爲サントスルトキハ檀信徒總代又ハ信徒總代ノ同意

。管長又ハ教團統理者ノ意見書ヲ添ヘ
ヲ得。地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルコト

一 不動産又ハ寺院財産臺帳若ハ教會財産臺帳ニ登録セラレタル財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコト

二 借財又ハ保證ヲ爲スコト

前項ノ場合ニ於テ檀信徒總代又ハ信徒總代ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキハ住職又ハ教會主管者ハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ニ認可ノ申請ヲ爲スコトヲ得ルコト

第一項ニ規定スル事項ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ之ヲ無効トスルコト

第一項ニ規定スル事項ニ付前二項ノ規定ニ依ラズシテ爲シタル行爲ハ之ヲ無効トスルコト

第一項ニ規定スル事項ニ付檀信徒總代又ハ信徒總代ノ同意ヲ得ズシテ爲シタル行爲ハ第二項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ得タル場合ヲ除クノ外之ヲ無効トスルコト

第四十三條 寺院ガ左ニ掲グル行爲ヲ爲サントスルトキハ檀信徒總代ノ同意ヲ得管長ノ意見書ヲ添ヘ地

方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ他ノ法律ニ別段ノ規定アルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 不動産及寺院財産臺帳ニ登録セラレタル財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコト

二 借財及保證ヲ爲スコト

三 境内地ノ區域ノ變更又ハ境内地ノ著シキ模様替ヲ爲スコト

前項ノ場合ニ於テ檀信徒總代ニ故障アリテ其ノ同意ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ檀信徒總代ガ故ナク同意ヲ爲サザルトキハ住職ハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ニ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 前條第一項ニ規定スル事項ニ付檀信徒總代ノ同意ヲ得ズシテ爲シタル行爲ハ前條第二項ノ規定ニ依リテ地方長官ノ許可ヲ得タル場合ヲ除クノ外之ヲ無効トス

前項ノ場合ニ於テ相手方ガ善意無過失ナルト
キハ其ノ行爲ヲ爲シタル住職又ハ教會主管者タル
者ハ之ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズルコト

前項ノ場合ニ於テ相手方ガ善意無過失ナルトキハ
住職ハ之ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ
前二項ノ規定ハ前條第一項ニ規定スル事項ニ付地
方長官ノ許可ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ニ付之ヲ
準用ス

第六十五條 第四十一條、第四十三條乃至第四十五
條、第五十條及第五十一條ノ規定ハ法人タル教會
ニ付之ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ宗派ニハ教派及教團
ヲ、管長ニハ教團代表者ヲ含ミ住職トアルハ教會
管理者、檀徒總代トアルハ信徒總代、寺院財産臺
帳トアルハ教會財産臺帳、境内地トアルハ構内地
トス

第四十七條第一項

第十二 寺院又ハ教會ハ^{。管長又ハ教團統理者ノ承認ヲ經}地方長官ノ認可ヲ受ケ合

併又ハ解散ヲ爲スコトヲ得ルコト

寺院又ハ教會左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ地方
長官ハ其ノ^{。設立ノ認可ヲ取消ス}解散ヲ命ズルコトヲ得ルコト

一 堂宇又ハ會堂ノ滅失後五年内ニ其ノ施設ヲ爲
サザルトキ

二 住職又ハ教會主管者及其ノ代務者ヲ闕クコト
三年以上ニ及ブトキ

寺院又ハ法人タル教會ハ破産ニ因リテ解散スルコ
ト

寺院又ハ教會ハ設立認可ノ取消ニ因リテ解散スルコト

寺院ハ檀徒總代及本寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經
合併後ノ寺院規則ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受ケ合
併ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 寺院ハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀
徒總代並ニ本寺ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經主務大
臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得

第四十九條 寺院ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ
主務大臣ハ其ノ設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得
一 堂宇ノ滅失後五年内ニ其ノ施設ヲ爲サザルト
キ

二 住職及住職代務者ヲ闕クコト三年以上ニ及ブ
トキ

三 設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

四 破産シタルトキ

寺院ハ設立許可ノ取消ニ因リテ解散ス

第六十二條第一項

教會ハ信徒總代ノ同意ヲ得合併後ノ教會規則ヲ具シ管長ノ承認ヲ經又ハ教團代表者ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ノ許可ヲ受ケ合併ヲ爲スコトヲ得其ノ法人タル教會ニ在リテハ主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第六十三條

法人タル教會ハ信徒四分ノ三以上及信徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經又ハ教團代表者ノ意見書ヲ添ヘ主務大臣ノ許可ヲ受ケ解散ヲ爲スコトヲ得

法人ニ非ザル教會ノ解散ハ信徒四分ノ三以上及信徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經又ハ教團代表者ノ意見書ヲ添ヘ地方長官ニ届出ヅベシ

第六十四條

教會ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ法人ニ非ザル教會ニ在リテハ地方長官ニ於テ、法

人タル教會ニ在リテハ主務大臣ニ於テ其ノ設立ノ許可ヲ取消スコトヲ得

一 會堂ノ滅失後三年内ニ其ノ施設ヲ爲サザルトキ

二 教會管理者又ハ教會管理者代務者ヲ闕クコト三年以上ニ及ブトキ

三 設立許可ノ條件ニ違反シタルトキ

四 法人タル教會ノ破産シタルトキ
教會ハ設立許可ノ取消ニ因リテ解散ス

第五十二條

寺院ノ境内地及境内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十六條

教會ノ境内地及境内建物ノ管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六條第二項乃至第四項

第十三 寺院ノ境内地境内建物ノ管理及境内地ノ區域ノ變更並ニ教會ノ境内地境内建物ノ管理及境内地ノ區域ノ變更ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第十四 宗教團體法ニ規定スルモノヲ除クノ外宗教

團體ノ合併及解散ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

教派、宗派又ハ教團ガ合併ヲ爲サントスルトキハ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一月ヲ下ラザル指定期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ催告スベシ
債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタルトキハ教派、宗派、教團ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併ヲ爲スコトヲ得ズ
合併ニ因リテ教派、宗派、教團ガ解散シタル場合ニ於テハ之ニ屬スル權利義務ハ合併後存続スル教派、宗派、教團又ハ合併ニ因リテ成立スル教派、宗派、教團之ヲ承繼ス

第二十八條 教派、宗派、教團ガ解散シタルトキハ合併ノ場合ヲ除クノ外之ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ教規、宗制又ハ教團規則ノ定ムル所ニ依ル教規、宗制又ハ教團規則ニ其ノ定ナキトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコト

ヲ得

前項ノ規定ニ依リテ處分セラレザル財産ハ國庫ニ歸屬ス

第二十九條 教派、宗派、教團ガ解散シタルトキハ合併ノ場合ヲ除クノ外之ニ屬シタル寺院又ハ教會ハ二年内ニ第四十六條又ハ第六十一條ノ規定ニ從ヒ他ノ教派、宗派、教團ニ屬スルコトヲ得他ノ教派、宗派、教團ニ屬セザル寺院又ハ教會ハ解散シタルモノト看做ス

第四十七條第三項

第二十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ寺院ノ合併ニ付之ヲ準用ス

第五十條 寺院ガ解散シタル場合ニ於テハ其ノ寺院ニ屬スル殘餘財産ノ處分ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル寺院規則ニ其ノ定ナキトキハ住職又ハ住職代

務者ニ於テ、此等ノ者ヲ闕クトキハ管長ニ於テ檀徒總代ノ同意ヲ得地方長官ノ許可ヲ受ケ其ノ所屬宗派ノ爲又ハ之ニ關係アル事業若ハ公益事業ノ爲其ノ財産ヲ處分スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ處分セラレザル財産ハ國庫ニ歸屬ス

第六十二條第三項

第二十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ法人タル教會ノ合併ニ付之ヲ準用ス

第十五 第五ノ規定ハ寺院又ハ法人タル教會ニ付之ヲ準用スルコト

民法第四十三條、第四十四條第一項、第五十四條、第五十七條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條竝ニ民法施行法第二十四條、第二十六條及

第三十條 民法第四十三條乃至第四十八條、第五十條、第五十一條第一項、第五十四條、第五十七條乃至第五十九條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條竝ニ民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ教派、宗派、教團ニ付之ヲ準用

ス但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ教規、宗制又ハ教團規則ノ定ムル所ニ依ル
前項ノ規定ニ依リ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ理事ハ管長又ハ教團代表者、其ノ代務者、定款又ハ寄附行爲ハ教規、宗制又ハ教團規則トス

第二十七條ノ規定ハ。。法人タル宗教團體 教派、宗派、教團、寺院及

法人タル教會ニ、民法第五十條及第五十一條第一項ノ規定ハ。。法人タル 宗派及教團ニ、民法第四十一條及第四十二條ノ規定ハ寺院及法人タル教會ニ付之ヲ準用スルコト但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ宗教團體ノ規則ノ定ムル所ニ依ルコト

第四十一條 寺院ハ左ニ掲グル事項ニ付其ノ所在地ニ於テ登記ヲ爲スコトヲ要ス其ノ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジ

- 一 所屬宗派及寺院ノ名稱
- 二 所在地
- 三 設立許可ノ年月日
- 四 住職又ハ住職代務者ノ氏名、住所
- 五 公益事業ヲ行フモノニ在リテハ其ノ事業

前項ノ登記ハ寺院設立ノ場合ニ於テハ其ノ設立ノ日ヨリ、登記事項ノ變更ノ場合ニ於テハ其ノ變更ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ爲スベシ官廳ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ許可書ノ到達シタル日ヨリ其ノ期間ヲ起算ス寺院ハ其ノ登記前ニ在リテハ寺院ノ設立又ハ登記事項ノ變更ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ズ

第五十一條 民法第四十一條乃至第四十四條、第五十條、第五十四條、第五十七條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條竝ニ民法施行法第二十四條、第二十六條及第二十七條ノ規定ハ寺院ニ付之ヲ準用ス但シ民法第五十七條ノ規定ノ準用ニ依ル特別代理人ノ選任ハ寺院規則ノ定ムル所ニ依ル前項ノ規定ニ依リテ民法及民法施行法ヲ準用スル場合ニ於テハ理事ハ任職又ハ任職代務者、定款又ハ寄附行爲ハ寺院規則トス

第十六 宗教團體又ハ教師ノ行フ宗教ノ教義ノ宣布

若ハ儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ニシテ安寧秩序ヲ妨ゲ、風俗ヲ害シ又ハ臣民タルノ義務ニ背クトキハ主務大臣ハ之ヲ制限シ若ハ禁止シ、一年内ノ期間ヲ限リテ教師ノ業務ヲ停止シ又ハ宗教團體^{。設立ノ認可ヲ取消ス}ノ解散ヲ命ズルコトヲ得ルコト

第十二條 宗教團體及第六十七條ノ結社ニ於テ行フ

宗教ノ教義ノ宣布、儀式ノ執行又ハ宗教上ノ行事ニシテ安寧秩序ヲ妨ゲ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クト認ムルトキハ監督官廳ハ之ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ニ從ハザル宗教團體及第六十七條ノ結社ニ對シテハ主務大臣ハ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得法人ニ非ザル教會及第六十七條ノ結社ニ對シテハ地方長官モ亦此ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十三條 主務大臣ハ宗教教師及準宗教教師ニシテ

安寧秩序ヲ妨ゲ風俗ヲ壞リ又ハ臣民タルノ義務ニ背クモノト認ムルトキハ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得第六十七條ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付亦同ジ

第十七 宗教團體又ハ其ノ機關ノ職ニ在ル者法令、法令ニ基キテ發スル主務大臣ノ命令又ハ宗教團體ノ成規ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ取消シ、停止シ若ハ禁止シ又ハ機關ノ職ニ在ル者^{ノ改任ヲ命ズ}ヲ解任シ若ハ選任スルコトヲ得ルコト

教師法令ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ一年内ノ期間ヲ限リテ其ノ業務ヲ停止スルコトヲ得ルコト

第十八 主務大臣ハ宗教團體ニ對シ監督上必要アル場合ニ於テハ報告ヲ徵シ又ハ實況ヲ調査スルコトヲ得ルコト

第十九 主務大臣ハ宗教團體法ニ規定スル其ノ權限ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得ルコト

第十一條 主務大臣ハ公益上必要アル場合ニ於テハ宗教團體ノ成規若ハ秩序ヲ維持シ又ハ宗教團體間ノ秩序ヲ維持スル爲必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得但シ宗教ノ教義及儀式ニ關スル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 監督官廳ハ宗教團體及第六十七條ノ結社ニ對シ監督上必要アル場合ニ於テハ報告ヲ徵シ又ハ實況ノ調査ヲ爲スコトヲ得

第十六條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ權限ノ一部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第二十 第十二ノ第二項、第十六又ハ第十七ノ規定ニ依ル處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得ルコト

第十二ノ第二項又ハ第十六ニ規定シタル事項ニ付
。設立認可ノ取消ノ
 違法ノ解散處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ルコト

前項ノ規定ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ訴願ヲ爲スコトヲ得ザルコト

第二十一 。法人タル 宗教團體ニ於テ公衆禮拜ノ用ニ供スル建物又ハ其ノ敷地ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ經タルモノハ不動産ノ先取特權、抵當權又ハ質權ノ實行ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外其ノ登記後ニ原因ヲ生ジタル民事上ノ金錢債權ノ爲ニ之ヲ差押フルコトヲ得ザルコト寺院財產臺帳又ハ教會財產臺帳

昭和十年宗教團體法案と昭和十三年宗教團體法案要綱との比較對照

第十四條 第十一條、第十二條第一項又ハ前條ノ規定ニ依ル處分ニ對シテ不服アルモノハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第十五條 第十二條第二項、第四十九條又ハ第六十四條ノ規定ニ依リ解散又ハ取消ノ處分ニ對シテ不服アル宗教團體又ハ第六十七條ノ結社ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第八條 宗教團體ニ於テ公衆禮拜ノ用ニ供スル建物又ハ其ノ敷地ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リテ登記ヲ經タルモノハ不動産ノ先取特權、抵當權又ハ質權ノ實行ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外其ノ登記後ニ原因ヲ生ジタル民事上ノ金錢債權ノ爲ニ之ヲ差押フルコトヲ得ズ寺院財產臺帳又ハ教會財產臺帳ニ登

帳ニ登録セラレタル寶物ニ付亦同ジキコト
前項ノ規定ハ破産ノ場合ニ之ヲ適用セザルコト

録セラレタル寶物ニ付亦同ジ

第二十二 宗教團體ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得
税ヲ課セザルコト

寺院ノ境内地及教會ノ構内地ニハ命令ノ定ムル所
ニ依リ地租ヲ免除スルコト但シ有料借地ナルトキ
ハ此ノ限ニ在ラザルコト
北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ宗教團
體ノ所得ニ對シ地方税ヲ課スルコトヲ得ザルコト

第六條第一項及第二項
宗教團體ニハ所得税ヲ課セズ
宗教團體ノ用ニ供スル境内地又ハ構内地ニハ地租
法ノ定ムル所ニ依リ地租ヲ課セズ

第七條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ
前條ノ規定ニ依リテ租税ヲ課セラレザル土地、建
物及所得ニハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料
ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ宗教團體ノ
用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ
地方税ニ非ザル公課ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依
リ之ヲ免除シ又ハ輕減スルコトヲ得

第二十三 宗教團體ニ非ズシテ宗教ノ教義ノ宣布及

第六十七條第一項

儀式ノ執行ヲ爲ス結社(以下宗教結社ト稱ス)ヲ組
織シタルトキハ代表者ニ於テ規則ヲ定メ十四日內
ニ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要スルコト其ノ届出
事項ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジキコト
宗教結社ノ規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベキコト
一 名稱
二 所在地
三 教義、儀式及行事ニ關スル事項
四 奉齋主神又ハ安置佛^{。等}ノ稱號
五 組織ニ關スル事項
六 財産管理其ノ他財務ニ關スル事項
七 代表者及布教者ノ資格及選定方法

宗教團體ニ非ズシテ宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執
行ヲ爲ス結社ハ其ノ設置ノ日ヨリ十四日內ニ其ノ
代表者ヨリ教義、儀式、名稱、事務所、組織及維
持ノ方法ヲ定メタル規約竝ニ代表者ノ住所氏名ヲ
具シ地方長官ニ届出ヅベシ其ノ届出事項ヲ變更シ
タルトキ亦同ジ

宗教結社ノ代表者第一項ニ規定スル期間內ニ届出ヲ爲サザル
トキハ地方長官ハ之ニ對シ其ノ届出ヲ爲スベキ旨ヲ催告スル
コトヲ得ルコト

宗教結社ノ代表者前項ノ催告ヲ受クルモ仍届出ヲ爲サザルトキ

ハ地方長官ハ其ノ宗教結社ニ對シ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ禁止スルコトヲ得ルコト

第二十四條 宗教結社ノ代表者ハ其ノ結社ニ屬スル布教者ノ氏名及住所ヲ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要スルコト其ノ届出事項ニ變更ヲ生ジタルトキ亦同ジキコト

第二十五條 第十六乃至第十八及第二十ノ規定ハ宗教結社又ハ其ノ代表者若ハ布教者ニ付之ヲ準用スルコト

第二十六條 第十六(第二十五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル制限、禁止若ハ業務ノ停止ニ違反シタル教師若ハ宗教結社ノ布教者又ハ第十六ノ規定ニ依ル解散命令ニ違反シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處スルコト

ト
宗教團體又ハ宗教結社ニ對シ第十六(第二十五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止アリタル場合ニ於テ當該宗教團體若ハ宗教結社ノ代表者其ノ他ノ機關ノ職ニ在ル者、教師又ハ布教者ニシテ其ノ制限又ハ禁止アリタルコトヲ知リテ第十六(第二十五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ行爲ヲ爲シタルモノ亦前項ニ同ジキコト
宗教結社ニ對シ第二十三ノ第四項ノ規定ニ依ル禁止アリタル場合ニ於テ當該宗教結社ノ布教者ニシテ其ノ禁止アリタルコトヲ知リテ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ヲ爲シタルモノ亦第一項ニ同ジキコト

第二十七條 宗教結社ノ代表者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處スルコト
一 第二十五ニ於テ準用スル第十八ノ規定ニ依ル

昭和十年宗教團體法草案と昭和十三年宗教團體法案要綱との比較對照

第十條及第十二條乃至第十五條

第七十條 第十二條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シテ第十二條第一項ノ行爲ヲ爲シタル者ハ二月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
宗教團體又ハ第六十七條ノ結社ニ對シ第十二條第

一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止アリタル場合ニ於テ當該宗教團體若ハ第六十七條ノ結社ノ代表者其ノ他ノ機關ノ職ニ在ル者又ハ之ニ屬スル宗教教師其ノ他ノ教義ノ宣布若ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニシテ其ノ制限又ハ禁止アリタルコトヲ知リテ第十二條第一項ノ行爲ヲ爲シタルモノノ罰亦前項ニ同ジ
第七十一條 第十三條ノ規定ニ依ル停止ニ違反シ宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十三條 第六十七條第一項ノ規定ニ違反シテ届出ヲ怠リ又ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセザル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

報告ヲ爲サズ、報告ヲ爲スモ實ヲ以テセズ又ハ調査ヲ妨ゲタルトキ

二 第二十三ノ第一項、第二十四又ハ第三十七ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズ又ハ届出ヲ爲スモ實ヲ以テセザルトキ

第二十八

法人タル

。宗教團體ノ代表者、其ノ代務者又ハ清算

人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處スルコト

一 第五(第十五ノ第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ^{第十五ノ第二項ニ於テ準用スル民法第七十七條}第三十二ノ第二項ノ規定ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 第十五ノ第二項ニ於テ準用スル民法第五十一條第一項ノ規定ニ違反シ又ハ財産目錄ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第十五ノ第二項ニ於テ準用スル民法第八十二

條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ又ハ第十八ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ、報告ヲ爲スモ實ヲ以テセズ若ハ調査ヲ妨ゲタルトキ

四 第十五ノ第二項ニ於テ準用スル民法第七十條又ハ第八十條ノ規定ニ依ル破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

五 第十五ノ第二項ニ於テ準用スル民法第七十九條又ハ第八十一條ノ規定ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用スルコト

第七十四條

。宗教團體又ハ第六十七條ノ結社ノ代表

者、其ノ代理者、監事又ハ清算人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

一 第三十條若ハ第五十一條(第六十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法ノ各規定ニ依ル登記又ハ第四十一條(第六十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 第三十條ニ於テ準用スル民法第五十一條ノ規

定ニ違反シ又ハ財産目錄ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第十條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ調査ヲ妨ゲタルトキ又ハ第三十條若ハ第五十一條(第六十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第八十二條ノ規定ニ依ル裁判所ノ検査ヲ妨ゲタルトキ

四 官廳ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五 第三十條又ハ第五十一條(第六十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第七十條又ハ第八十一條ノ規定ニ依ル破産宣告ノ申請ヲ怠リタルトキ

六 第三十條又ハ第五十一條(第六十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用スル民法第七

十九條又ハ第八十一條ニ依ル公告ヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第七十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十六條 明治五年太政官第二百七十四號布告、同年教部省第十二號達、明治六年太政官第二百四十九號布告、明治八年內務省乙第百十三號達、明治九年教部省第三號達、明治十年太政官第四十三號布告、明治十一年內務省乙第八號達、同年內務省乙第五十七號達社寺取扱概則、明治十二年內務省乙第三十九號達、明治十五年內務省乙第五十九號達及明治十七年太政官第十九號布達ハ之ヲ廢止ス

第二十九 宗教團體法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第三十 明治五年太政官第二百七十四號布告、同年教部省第十二號達、明治六年太政官第二百四十九號布告、明治八年內務省乙第百十三號達、明治九年教部省第三號達、明治十年太政官第四十三號布告、明治十一年內務省乙第八號達、同年內務省乙第五十七號達社寺取扱概則、明治十二年內務省乙第三十九號達、明治十五年內務省乙第五十九號達及明治十七年太政官第十九號布達ハ之ヲ廢止スル

止ス

コト

第六條第三項

前項ノ規定ニ依リテ地租ヲ課セラレザル土地及宗教團體ノ用ニ供スル建物ニ係ル登記ニハ登録稅法ノ定ムル所ニ依リ登録稅ヲ課セズ

第三十一 登録稅法第十九條但書中「第八號乃至第九號ノ四」ヲ「第二號ノ二、第八號乃至第九號ノ四」ニ改メ同條第二號ヲ左ノ如ク改ムルコト

- 一 神社ノ敷地又ハ墳墓地ニ關スル登記
- 二 寺院ノ境内地若ハ教會ノ構内地又ハ寺院若ハ教會ノ用ニ供スル建物ニ關スル登記

第七十七條 本法施行ノ際現ニ存スル教派又ハ宗派

ハ之ヲ本法ニ依ル教派又ハ宗派ト看做ス
前項ノ教派又ハ宗派ハ本法施行後一年內ニ教規又ハ宗制ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ認可アル迄從前ノ教規又ハ宗制寺法ヲ以テ教規又ハ宗制ニ代用ス

第三十二 宗教團體法施行ノ際現ニ存スル教派又ハ宗派

ハ之ヲ宗教團體法ニ依リ設立ヲ認可セラレタル教派又ハ宗派ト看做シ其ノ管長ハ之ヲ宗教團體法ニ依ル管長ト看做スコト
前項ノ教派又ハ宗派ハ宗教團體法施行後一年內ニ教規又ハ宗制ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルコト其ノ認可アル迄從前ノ教規又ハ宗制

第七十八條 本法施行ノ際現ニ教派又ハ宗派ノ管長

寺法ヲ以テ教規又ハ宗制ニ代用スルコト

第一項ノ教派又ハ宗派前項ノ規定ニ依リ教規又ハ宗制ノ認可アリタルトキハ第五ノ第一項ノ規定ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ要スルコト

ノ職ニ在ル者ハ之ヲ本法ニ依ル管長ト看做ス

第三十三 宗教團體法施行ノ際現ニ寺院明細帳ニ登

録セラレタル寺院ハ之ヲ宗教團體法ニ依リ設立ヲ認可セラレタル寺院ト看做シ宗教團體法施行ノ際現ニ存スル祠宇ハ之ヲ宗教團體法ニ依リ設立ヲ認可セラレタル法人タル教會ト看做スコト
前項ノ規定ニ依リ寺院又ハ教會ト看做サレタルモノハ宗教團體法施行後二年内ニ寺院規則又ハ教會規則ヲ定メ檀信徒總代又ハ信徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要スルコト其ノ寺院規則又ハ教會規則ノ認可アル迄ノ

第七十九條 本法施行ノ際現ニ從前ノ寺院明細帳ニ

登録セラレタル寺院ハ之ヲ本法ニ依リテ其ノ設立ヲ許可セラレタルモノト看做ス
前項ノ寺院ハ本法施行後一年内ニ寺院規則ヲ作り檀徒總代ノ同意ヲ得管長ノ承認ヲ經主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
前項ノ規定ニ依リテ寺院規則ノ認可ヲ受クル迄ノ寺院ニ關シ本法ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
第二項ノ規定ニ依リ寺院規則ノ認可アリタルトキ

寺院又ハ教會ニ關シ宗教團體法ヲ適用シ難キ事項ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ルコト

地方長官前項ノ規定ニ依リテ寺院規則又ハ教會規則ヲ認可シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ寺院又ハ教會所在地ノ登記所ニ登記ヲ囑託スベキコト

ハ地方長官ハ第四十一條第一項各號ニ掲グル事項ノ登記ヲ寺院所在地ノ登記所ニ囑託スベシ

第八十二條第二項

從前ノ規定ニ依リテ祠宇トシテ設立ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ第五十五條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケタル教會ト看做ス

第三十四 從前ノ規定ニ依リ教會所、堂宇、會堂、

說教所又ハ講義所ノ類トシテ設立ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ宗教團體法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ宗教團體法ニ依リ設立ヲ認可セラレタル教會ト看做スコト

第八十二條第一項、第三項及第四項

從前ノ規定ニ依リテ教會所、堂宇、會堂、說教所又ハ講義所ノ類トシテ設立ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ第五十五條ノ規定ニ依リテ其ノ設立ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル教會ト看做ス

第三十三ノ第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リテ教會ト看做サレタルモノニ付之ヲ準用スルコト

第七十九條第二項及第三項ノ規定ハ前二項ノ規定

ニ依リテ教會ト看做サレタルモノニ付之ヲ準用ス
但シ第一項ノ規定ニ依リテ教會ト看做サレタルモノノ教會規則ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
第七十九條第四項ノ規定ハ第二項ノ法人タル教會ニ付之ヲ準用ス

第三十五 第三十三又ハ第三十四ノ規定ニ依リテ寺院又ハ教會ト看做サルルモノヲ主管シ及代表スル者ニシテ宗教團體法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ各之ヲ住職又ハ教會主管者ト看做シ其ノ檀徒總代又ハ信徒總代ニシテ宗教團體法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ之ヲ宗教團體法ニ依ル檀信徒總代又ハ信徒總代ト看做スコト
宗教團體法施行ノ際現ニ教師タルノ身分ヲ有スル者ハ之ヲ宗教團體法ニ依ル教師ト看做スコト

第八十四條 第七十九條ノ規定ニ依リテ寺院ト看做サルルモノ又ハ第八十二條ノ規定ニ依リテ教會ト看做サルルモノヲ管理及代表スル者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ職ニ在ルモノハ各之ヲ住職又ハ教會管理者ト看做ス
本法施行ノ際現ニ宗教教師タルノ身分ヲ有スル者ハ第二條ニ規定スル資格ヲ有セザル者ト雖モ之ヲ本法ニ依ル宗教教師ト看做ス
第七十九條ノ規定ニ依リテ寺院ト看做サルルモノノ檀徒總代若ハ信徒總代又ハ第八十二條ノ規定ニ

第三十六 宗教團體法施行ノ際現ニ佛堂明細帳ニ登錄セラレタル佛堂ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ宗教團體法施行後二年内ニ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲ルコトヲ得ルコト其ノ寺院ニ屬セズ又ハ寺院若ハ教會ト爲ラザルモノノ處分ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコト
前項ノ規定ニ依リ寺院ニ屬セズ又ハ寺院若ハ教會ト爲ラザル佛堂ニ付テハ宗教團體法施行後二年ヲ限リ仍從前ノ例ニ依ルコト

第八十一條 本法施行ノ際現ニ存スル佛堂（佛堂明細帳ニ登錄セラレタル佛堂以下同ジ）ハ本法施行後二年内ニ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲ルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リテ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲リタルニ非ザル佛堂ノ處分ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ存スル佛堂ニ付テハ本法施行後二年ヲ限リ仍從前ノ規定ニ依ル但シ第一項ノ規定ニ依リテ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ教會ト爲リタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十七 第二十三ノ第一項ニ該當スル結社ニシテ

宗教團體法施行ノ際現ニ存スルモノハ宗教團體法施行後三月内ニ第二十三ノ第一項ニ規定スル届出ヲ爲スコトヲ要スルコト

第八十五條第一項

第六十七條第一項ノ規定ニ該當スル結社ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法施行後六月内ニ第六十七條第一項ニ規定スル届出ヲ爲スベシ

第二條第二項及第三項

左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ宗教教師タルコトヲ得ズ但シ第三號又ハ第四號ニ該當スル者ト雖モ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後三年以上ノ期間ヲ經過シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 禁治産者又ハ準禁治産者
- 二 破産者ニシテ復權ヲ得ザル者
- 三 本法ニ依リテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 四 懲役、六年以上ノ禁錮又ハ舊刑法ノ重罰ノ刑

若ハ重禁錮ニ處セラレタル者

宗教教師ガ前項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ身分ヲ失フ

第四條 本法中宗教教師ニ關スル規定ハ第二條第一項ノ規定ヲ除クノ外宗教團體ニ屬シ宗教教師ノ業務ヲ補助スル者(準宗教教師ト稱ス)ニ付之ヲ準用ス

第九條 教派、宗派及教團ハ主務大臣之ヲ監督シ寺院、教會及第六十七條ノ結社ハ主務大臣及地方長官之ヲ監督ス

第十七條 本法ニ於テ教派トハ教規ノ定ムル所ニ依リ神道ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ教會其ノ他ノ所屬團體、宗教教師及準宗教教師ヲ包括スル團體ニシテ主務大臣ノ認定ヲ受ケタルモノヲ謂フ

第十八條 本法ニ於テ宗派トハ宗制ノ定ムル所ニ依リ佛教ニ屬スル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ寺院、教會其ノ他ノ所屬團體竝ニ宗教教師、準宗教教師其ノ他ノ僧侶ヲ包括スル團體ニシテ主務大臣ノ認定ヲ受ケタルモノヲ謂フ

第十九條 本法ニ於テ教團トハ教團規則ノ定ムル所ニ依リ基督教ニ屬スル宗教其ノ他ノ宗教（神道又ハ佛教ニ屬スルモノヲ除ク）ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トシ教會其ノ他ノ所屬團體、宗教教師及準宗教教師ヲ包括スル團體ニシテ主務大臣ノ認定ヲ受ケタルモノヲ謂フ

第二十四條 管長又ハ教團代表者ハ宗教教師ヲ以テ之ニ充ツベシ
教規又ハ宗制ニ於テ管長ノ世襲ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第二條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ管長ニ付之ヲ準用ス

第二十五條第三項

前條第一項ノ規定ハ第一項ノ代務者ニ付之ヲ準用ス

第三十一條 本法ニ於テ寺院トハ一定ノ宗派ニ屬シ堂宇（本堂庫裡ヲ謂フ）ヲ施設シ本尊ヲ安置シテ其ノ宗派ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トスルモノヲ謂フ

第三十六條 住職ハ宗教教師ヲ以テ之ニ充ツベシ但シ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ宗制ノ定ムル所ニ依リ相當ノ資格ヲ有スル年齢二十歳以上ノ準宗教教師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
住職タル準宗教教師ハ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ爲スコトヲ得

第三十七條第三項

前條ノ規定ハ住職代務者ニ付之ヲ準用ス

第三十九條第二項及第三項

年齢二十歳未満ノ者ハ檀徒總代タルコトヲ得ズ
第二條第二項及第三項ノ規定ハ檀徒總代ニ付之ヲ準用ス

第四十五條

寺院ハ住職又ハ檀徒總代ノ爲ニ不動産及寺院財産臺帳ニ登録セラレタル財産ヲ處分シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ因リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十六條

寺院ガ所屬宗派ヲ變更セントスルトキハ檀徒及信徒各四分ノ三以上、檀徒總代竝ニ本寺ノ同意ヲ得關係管長ノ承認ヲ經變更ノ理由及新ニ屬スベキ宗派ノ管長ノ承認ヲ經タル寺院規則ヲ具シ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第四十七條第二項

前項ノ場合ニ於テ本寺ノ同意又ハ現ニ屬スル宗派ノ管長ノ承認ヲ得ルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ許可ノ申請ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ合併ニ因リテ所屬宗派ノ變更ヲ生ズベキ寺院ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第五十三條

本法ニ於テ教會トハ寺院ニ非ズシテ一定ノ教派、宗派又ハ教團ニ屬シ會堂ヲ施設シ其ノ教派、宗派又ハ教團ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ目的トスルモノヲ謂フ
教會ハ教派、宗派又ハ教團ニ屬セズシテ教會規則ノ定ムル所ニ依リ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ爲スコトヲ得(單立教會ト稱ス)

第五十八條

教會管理者ハ宗教教師ヲ以テ之ニ充ツベシ但シ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ教規、

宗制、教團規則又ハ單立教會ノ教會規則ノ定ムル所ニ依リ相當ノ資格ヲ有スル年齢二十歳以上ノ準宗教教師ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

教會管理者二人以上ヲ置ク場合ニ於テハ其ノ一部ハ信徒ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三十九條第二項及第三項ノ規定ハ信徒タル教會管理者ニ付之ヲ準用ス

教會管理者タル準宗教教師ハ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ヲ爲スコトヲ得

前四項ノ規定ハ教會管理者代務者ニ付之ヲ準用ス

第六十一條 教會ガ所屬教派、宗派又ハ教團ヲ變更

セントスルトキハ信徒四分ノ三以上及信徒總代ノ同意ヲ得關係管長ノ承認ヲ經又ハ關係教團代表者ノ意見書ヲ添ヘ變更ノ理由及變更後ノ教會規則ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ其ノ法人タル教會

ニ在リテハ主務大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ現ニ屬スル教派、宗派ノ管長ノ承認ヲ得ルコト能ハザルトキ又ハ教團代表者ノ意見書ヲ添ヘ得ザルトキハ其ノ事由ヲ具シ主務大臣ニ許可ノ申請ヲ爲スルコトヲ得

第六十二條第二項

前項ノ場合ニ於テ合併ニ因リ所屬教派、宗派又ハ教團ノ變更ヲ生ズベキ教會ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六十七條第二項

第二條及第三條ノ規定ハ前項ノ結社ノ代表者及其ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ從事スル者ニ付之ヲ準用ス

第六十八條 公衆禮拜ノ用ニ供スル宗教上ノ施設ニ

シテ宗教團體ニ所屬セザルモノニ關シテハ命令ノ

定ムル所ニ依ル

第七十二條 宗教教師及準宗教教師ニ非ズシテ生業トシテ宗教團體ノ奉ズル宗教ノ儀式ノ執行ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十條 寺院又ハ教會ノ設立許可取消ノ原因タル事故ガ本法施行前ニ生ジタル場合ニ於テハ第四十九條又ハ第六十四條ニ規定スル期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

前條又ハ第八十二條ノ規定ニ依リ寺院又ハ教會ト看做サレタルモノニ付テハ本法施行後二年内ニ生ジタル事項ニ關シテハ第四十一條第二項（第六十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ期間ハ本法施行ノ日ヨリ二年一月トス

第八十三條 神道ニ屬スル宗教ヲ奉ズル教會ハ當分ノ内教派ニ屬スルモノニ限り之ヲ設立スルコトヲ

得

第八十五條第二項

本法施行ノ際現ニ前項ノ結社ニ屬シ其ノ奉ズル宗教ノ教義ノ宣布又ハ儀式ノ執行ニ従事スル者ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

七、宗教制度調査會に於ける昭和十年宗教團體法案要綱

(松田文相諮問案) 審議概要

(宗教制度調査會議事速記録より論點別に摘記す)

(一) 法人格の問題

問 宗教團體を劃一に法人的に看做さなければならぬと云ふ理由が特別にあるか。(高楠順次郎君、總會一回一〇頁)

答 現在でも寺院は假令其の扱ひ方が不完全であつても法人として扱はれて居る關係上それを其の儘承繼いだ譯である。又現實の宗派なるものはいづれも獨立の維持機關を持つて居る。獨立の財産或は獨立的の豫算と云ふやうなものを有して獨自の活動をして居るのは皆然りと思はれるので其の實體、實際の有様を捉へて斯う云ふ立場にした。(高田宗教局長、總會一回二一頁)

問 教派等を法人にするのは結構だが寺院を法人と爲すことを得と云ふ緩衝地帯を設ける考はないか。(野村嘉六君、總會二回自六頁至七頁)

答 現在寺院が悉く法人になつて居るから其の事實を受けてかく規定した。只法人になつて居てもそれに對して民法を適用しないと云ふ規定があるので特別な法人たる寺院の據る可き規定を設けた。(高田宗

問 本願寺各派と云ふやうな宗派は大谷家と云ふ法主の家庭と本願寺と云ふ一箇の寺院と宗派と云ふ三つの關係が殆ど渾然歸一して一つのものになつて居るやうな状態に置かれて居る。之を宗派と云ふ法人を設立すると云ふことに付ては相當の研究を要するものであることは當然である。十分に舊來の慣例、傳統と云ふものを自由に運用することの出来る法人とすることを得ると云ふ規定の方が社會狀勢に適應して居ると考へるがどうか。(窪川旭丈君、特委一回自二三頁至一四頁)

答 宗派としての活動をやつて居ると云ふ其の姿を法律案に現した積りである。併ながら宗派での傳統と云ふものは十分尊重すべきものであるからさう云ふやうなものは何も壊すと云ふことは考へて居ない。現在でもお話のやうなやり方は人的の一つになつて居るものであるから之を假りに若し宗派が法人になつても人間の關係に於てさう云ふ渾然として一體をなすと云ふことを現す方法はいくらも出來得るやうに考へて居る。(高田宗教局長、特委一回一五頁)

問 宗派を法人とすることに付て事實上の問題と法律上の問題と兩方面から諒解し得ない。宗派を法人とするとき宗派に包括されて居る法人たる各寺院は宗派と云ふ法人の「メンバー」になるのであるか。もし其のメンバーでないとするると宗派を法人にする効果があるか。又法律の上から法人として見なければならぬ事實上の現象があるか。(塚本清治君、特委二回九頁)

答 宗派を法人としたのは法人的活動をして居る事實を捉へたのであるが、法人的活動の非常に稀薄なものもあることは考へられる。稀薄さの程度が零にまで至つてゐるものがあれば法人と一律にしたことがいけないことであるから自由に審議を願ふ。宗派對末寺の關係は門徒、信徒、末寺、教會と云ふものを一括して何宗と云ふ法人的の活動をしてゐる事態を其の儘捉へた譯であるが法人と一律にすることは十分論議を願ふ。(高田宗教局長、特委二回一〇頁)

問 宗派を法人にした理由を伺ひたい。(男爵千秋季隆君、特委二回一三頁)

答 多くの教派、宗派は門徒、信徒よりの収入或はそれ自體の収入に依つて相當大きな金額を運轉して居る、實際にやつて居る事を見ても社會的に活動してゐるのであるから其の姿に依つた。(高田宗教局長)
教派等は信仰を中心にした團體であつて其の信仰を中心に永い間遠い昔から末永く活動すべきもので、信仰を中心にした活動するに付てはそこに意思の作らるべき機關もあるし又實際布教宣傳に活動するそれぞれに機關もある。一方に於ては教學の機關を持つて活動して居る團體を永久ならしむる爲にはそれに法人格を認めてそれ自身の權利と義務を持たせることが最も信仰を永續せしむるに必要であると考へる。教團の首腦者と財産が混淆されて純然たる信仰が其の爲に汚されると云ふやうな場合も近く示された。彼是れ考へると事實信仰を中心として意思を持つて活動をなし色々な仕事を久しきに亙つてやるものであるから法律上その根拠を與へて置く必要があると考へて居る。(橋本宗務課長、特委二回自一三頁)

問 教派等を法人とする必要が財産關係から來るのであれば信託制度を設けたらどうか。(男爵穂積重遠君、特委四回、自一頁至一二頁)

答 信託會社に信託することに落つくと思ふが信託會社は存立の時期が決まつて居るし教派、宗派等は永遠の生命を有するもので何だかおかしいではないかと云ふ所でつゝかゝつて居る次第である。(高田宗教局長、特委四回一二頁)

問 信託會社に教派宗派教團の財産を預けると云ふのでなしに管長などが財産を預つて居る關係をもう少し信託的に見て信託法の規定にそれが當嵌るやうに考へたらどうか。其の信託に肯いた信託違反を非常に重く見て刑事的にも民事的にも信託違反を強く見る考へ方を言ふのもう少し根本的なことを考へたらどうか。(男爵穂積重遠君、特委四回自一二頁至一三頁)

問 宗派を法人にする理由如何。(龍山嚴雄君、特委四回一三頁)

答 實情を捉へたのであるが法人とならない爲の不便として唯財産管理のみの財團、社團を作るやり方をやつて居るのを、真正面から教團が權利義務の主體になり得ることをはつきりすると考へる。(高田宗教局長、特委四回一三頁)

問 法人に爲すことを得と云ふやうな規定ができるかと法人に非ざる宗教團體に付從來の大審院の判例的に原告、被告となり權利の主體となると云ふ規定を設けないと不安の念が起らぬか。(野村嘉六君、特委四回三六頁)

答 現在では宗派等は法人として扱はれて居ないから原告被告には管長、教團代表者が爲る。法人となり得ると云ふやうに變更した場合どう響くかは調査してゐないが、假にさうなれば管長なり教團代表者が原告、被告になるより外仕方がないと思ふ。(高田宗教局長、特委四回自三六頁至三七頁)

問 宗派と寺院との關係如何。(龍山嚴雄君、特委五回一頁)

答 寺院教會は宗派の單位にはなつてゐるが必ずしも社團と社員との關係とは違ふ。單一にはなつてゐるがそれを個々に一つ一つ拾ひ上げて認めると云ふ觀念よりも全體として宗派の教義を宣傳する機關と云ふやうな意味合、全體として突つ込むと云ふ意味合で包括と云ふ字を使つた。之を別の方から見ると包括せられた寺院教會が宗派、教派と面しての團體の命令の下に何時でもすゝと同時に活動を起し得る状態にあるしそれから今度は各個々の寺院教會を考へる時に之は必ずしも他の寺院と共同の目的と共同の意思を以て仕事をすると云ふことは意識はして居ないが何かさう云ふ氣運があれば直ちに一教派宗派の全體としての活動を爲し得る状態を「包括」と云ふ文字で現した。(高田宗教局長、特委五回二頁)

(二) 教派、宗派及教團の認定の問題

問 本案から教義の宣布、儀式に關する事項を規則の中に入れて認定を受けると云ふやうな信仰上に關することは一切抜くことは出来ないか。それが出来なければ規則の變更の場合届出主義にする考はない

か。(松山常次郎君、總會二回自二五頁至二六頁)

答 國としては宗教團體の教義の信條、教義の内容が安寧秩序とか臣民の義務に背くか否かを見る意味に於て知つて置かなければならないものだと思ふ。従つて教會許可、教派認定の場合にはどうしてもそれを見なければならぬ。教義が變ると云ふことは考へ様に依つては宗教團體の本質が變ることであるから教義の大要の變更と云つても教義の大要の本質の變更ではなくして必ずや末の方の變更と思ふ。この點はよく研究したい。(高田宗教局長、總會二回二六頁)

問 認定は法律常識で解すると有るものを有るが如く認める意味である。宗教團體の認定を乞ふに當つて教規宗制を設けて認定を受けることになつてゐる。しかるに教規宗制の變更の場合は認可を受くべしとある。立案に當つて認可を故らに認定に變へたのではないか。宗教團體は認定も認可を要らない。唯教規宗制を認可し其の變更に認可が必要なのではないか。認定の意義疑はしく前後一貫してゐないがこの點説明を願ひたい。(塚本清治君、特委二回自二頁至三頁)

答 法建的に云へば教派等は法人となつてゐるから法人の許可に當るかも知れないが、事務的な言葉より却つて重々しくはないかと云ふことも考へ他に文部關係の法規の先例もあるからかゝる文字を使つた。第二十二條等で認可としたのは普通に歸つて使つた譯である。(高田宗教局長、特委二回自三頁至四頁)

問 法人と法人に非ざる宗教團體を區別する結果になれば法人設立の認可でなければならぬと思ふが如

何。(塚本清治君、特委二回四頁)

答 廣く宗教上の團體と云へば廣く宗教上の結社と認める譯である。其の中で普通の宗教上の結社とは異つた色々整備したものを取上げて宗教團體と云ふ風に考へた。隨て宗教團體になると實質、條件が具備して居ると思ふ。其の具備したものを主務大臣が宗教團體として認める意味で認定とした。宗教團體として出來上つて内容整備したものを認めるに於て教規宗制を一緒に考へて見なければならぬ。立法の便宜から云つて一應宗教團體として認定し更に教規宗制を認可することも考へられるが、一切の内容條件を見て普通の宗教上の結社と違つた整備した宗教團體であるかどうかを主務大臣が認定して差支ないと思ふ。教規宗制の變更の場合は宗教團體としての實を具備してゐるかどうかを認めた條件の變更であるから認定と云ふ文字を付けるのはどうかと思ひ認可とした。(三邊文部次官、特委二回五頁)

問 本案は教義に關するやうな憲法第二十八條に觸れることを避け憲法第二十九條關係のものにする方が通りが良くないか。(松山常次郎君、特委二回自一九頁至二〇頁)

答 教團がどう云ふ教義を持つて居るかを知らずに認めることは國の立場として出來ない。宗教團體は根本に於て憲法第二十九條の結社だと思つて居る。(高田宗教局長、特委二回二〇頁)

問 教規等に教義の大要、教義の宣布及儀式に關する事項を記載して認可を受けることになつてゐるが信教の自由に干涉する疑があるからこれは認可事項から除いて單に報告せしめる又變更の場合も同様にし

たらどうか。(田所美治君、特委四回自一三頁至一四頁)

答 宗教上の結社として保護もしなければ監督もしない唯存在を見て居る、其の教義等が國民の義務、安寧秩序に背かない限りに於て野放しの形になつて居たものが、段々生長し今度は宗教團體として認定を受けることになるが其の時に教義がどんなものであるかを更に改めて知つて置く必要がある。又其變更の場合に付ては教義の大部分の變更は教團の根本生命の變化で新たな教團の發生の問題になるのであつて實は斯かることは有り得ないことである。(高田宗教局長、特委四回自一四頁至一五頁)

(三) 單立教會の問題

問 單立教會を希望する團體は恐くは既成宗團に居て其の羈絆に快しとせず許可を願ふ人よりも新たに宗教の教義を立て、組織立つて單立教會を願ふ人か或は佛教、基督教、神道等の種々の雜駁なる教典を上に掲げて人民の團體意識を悪用して許可を願ふものが這入る様に思ふが、るものに對して如何なる方針で許可を與へるか。(龍山巖雄君、總會一回二二頁)

答 相當の人、教會としての信用、永續の見込を十分調査し其の實績に鑑みて決して輕々しくは許さない。唯相當の理由あるものを相當の條件の下に許すことは進歩の所以と思ひかゝる規定を設けた。(高田宗教局長、總會一回自二二頁至二三頁)

問 單立教會を認めることは教團の分散を來す虞れがあるが神道のみ當分の内許さずとした理由を承りた

す。(富田滿君、總會一回二六頁)

答 正に仰せの通りの懸念があるが相當の根據、永續性等を見極めた上で許すので濫に流れる積はない。基督教に於ては單立教會本位と云ふ風に見受けて居る。(高田宗教局長、總會一回一七頁)

問 結社と單立教會は相違がない様に思ふが如何。(神崎一作君、特委六頁七頁)

答 法律的の關係に於ては教會と結社は教義の宣布なり儀式の執行を爲すのであるから似て居るが本案の建前は數多い宗教結社の存在の中から教會寺院等と共に宗教團體と云ふ特別な名稱を與へて國家の公認したものであることを示さうと云ふことも多分に含まれてゐるので、従つて單立教會が必ずしも無制限に出来るものではなく相當の制限の下に相當の信用、價值、永續性を持つてゐるもののみを認める譯であるから自然そこに政策的の意味も多分に含まれて居る。(高田宗教局長、特委六回自七頁至八頁)

問 佛教者の中には單立教會を好まざる者が多數あるが再考の餘地はないか。(後藤環爾君、特委六回八頁)

答 佛教側にさう云ふ意向あることは十分承知して居るが決して濫に流れる譯でなし相當の存在理由あるものを相當の條件の下に認めて行くことは臆て進歩を促す所以とも考へるので是で進みたい。(高田宗教局長、特委六回八頁)

問 同じ宗派或は教會に屬して居たものが教義、信條に依らざる外の事情で單立教會を希望する場合はどう取扱ふか。(後藤環爾君、特委六回自八頁至九頁)

答 直ぐに單立教會にはなり得るとは考へぬ。相當の間結社として存在して然る後其の實績効果を見て認むべきものは認めねばならない。單に或る種の事情に因つて教團、教會に屬しないのみを以て直ちに單立教會になり得ないとは言ひ切れない。(高田宗教局長、特委六回九頁)

問 現今の社會情勢から考へると政府から公認されると云ふことが一つの教義宣傳の上に於て利益があるから教義の上では繕ひをして通して置いて反面では人心を冒瀆するやうな施設が行はれると云ふことも考へられる。かゝる類似宗教團體が單立教會を願ひ出た場合如何に扱ふか。(窪川旭丈君、特委六回一一頁)

答 非常に慎重に考へなければならぬ點であつて其の點に付ては萬全を期して調査して許すべきである。(高田宗教局長、特委六回一二頁)

問 單立教會は神道に付て當分の内許可せずと云ふ規定を削つてはどうか。或は單立教會をなくすることかどうか。(田所美治君、特委六回一五頁)

答 一つの主義方針を明かにして假令許さうと思つても許せないやうにきちんと當分の内だけにして置く方がいろ／＼の點に宜くはないか、殊に神道界の現情に鑑みては其の方が宜くはないかと思ふ。全部結社にしても同様の教義の宣布、儀式の執行は同様に出來ると云ふ點に付ては同じであるが此の要綱の建前が宗教團體と然らざるものと二つに分けて宗教團體は公認したものと云ふ考へ方で二つに分けて居る關係上結社の中でも立派なものは教會にしても宜いかと思つて斯く規定した。(高田宗教局長、特委六回自

神道は惟神の道として日本の開闢と時を同じうしそれが神社、國民の間に這入つて今日迄來たが、今の教派の神道は大體佛教、道教の影響を受けて宗教的に發達したものであると思ふ。宗教としての基礎を立てたのは比較的新しく而も神道的一般の精神は國民全部に擴まつて色々の教義信仰を各自に持つてそこに色々の教へが立ち易い現情のやうにも考へられる。現在の類似宗教の大半以上は皆神道的のものである。之に單立教會を許すことは行政の實際問題として判斷措置に困る。(橋本宗務課長、特委六回一八頁)

問 結社から自然に發達して宗派に入らんとする階梯のものが現實にあるか。(田所美治君、特委六回一六頁)

答 田中智學氏のやうなものがそれになるのではないかと考へる。田中智學氏は現在の教團に嫌ずして日蓮上人の遺された其のもの、中から矢張り田中智學氏を通して日蓮上人の信仰を産出して居ると思ふ。それを中心の一つの團體が出來、教會が出來る之を國家が否定しなければならぬ理由もないだらうと思ふ。大體に於て宗教行政は教團を認めて教團の自治に依つて宗教行政を保ち宗教の發達を促すと云ふ建前になつて居ると思ふ。在來の教團を認めて其の教團の管長を相手にして監督なりして此の宗教の自治發達を期待して居たのであるがそれから一步を出れば國家が認めないと云ふことはどうであらうかと考へる。矢張りそれから出て相當の基礎を有つたもの、其の教義に於ても相當のものであると云ふものは國家が認めることが至當であらう。併し之を認めることは例外の措置であるから餘程慎重にやらなければ

ばならぬ。宗制上の感情が纏れて獨立するやうなことは恐らくは表面の理由にはしなないと思ふ。單立教會を立てると云ふ以上は教義の相違と云ふことに依つて立て、行くと思ふ。一つの教義を認めて一派を許して居る、それと違つた信仰、或は兩立されぬものを分立することを容易く認めることは國家としては出来ぬだらうと思ふ。併し其の分立しようとする本人の信仰なり感情なりがどうしても現在の教團宗派とは歩調を保つことが出来ないから分立すると云ふことを云へば信仰自由の建前から云へば阻止することが出来ない。阻止することが出来ないから分離して行くのであつて是は宗教結社でやつて行くより仕方がない。それが相當の發達を爲したら單立教會として認めることは至當のことではなからうか。それが日蓮上人の信仰を本當に現代に活かして行く方法ではなからうか。(橋本宗務課長、特委六回一七頁)

(四) 宗教教師の問題

問 管長に付ては第二十四條に世襲のことを規定してあるが宗教教師にも眞宗に於ては幾萬と云ふ世襲相續のものがある、之に對して如何なる處置を執るか。(野村嘉六君、總會一回八頁)

答 各宗派の宗制に於て世襲制を認めることに規定して宜しいのである。(高田宗教局長、總會一回九頁)

問 宗教教師の資格に「相當の學力を有し」とあるが之は各教の規定に任せる趣旨であるか、又憲法に關する大體の講義及び解釋を持つ資格を必要とする考はないか尙條文上徳操堅固なる者と書いてあるが今日の宗教は特にかゝる文字を用ひなくてはならぬ程の重大な必要を實際に於て認めて居るのか。(高見之通君、

總會一回自一二頁至一四頁)

答 相當の學力と云ふは事實の認定に歸する。憲法上の智識に付ては相當の學力があるかどうか認定するに付ての主務省の方針として事實の認定に落ちつくことであらうと思ふ。徳操のことは世の中を宗教を以て指導する人であるから一層徳操が堅固になることが必要と思ふ。(松田文部大臣、總會一回一四頁)

問 相當の學力の定め方を各宗派、教團の運用に委すと若し其の學力が一般の國民の知識よりも低いやうな學力を認めること、なれば宗教教師の向上の上からも甚だ遺憾に堪へない。相當の學力と云ふことに付て何か標準を決めて居るか。(龍山嚴雄君、總會一回二二頁)

答 中等學校程度の卒業の學力を以て其の最低と抑へるやうにしたい。一方には宗教教師の學力と云ふやうなものとは問題にしないと云ふ議論も世間にはあるが國民が宗教に對して尊敬の念を拂ふ所以の一つだと思ふから學力の點に付てはあらゆる機會に訓令を發したりして向上を圖りたいと思ふ。(高田宗教局長、總會一回二二頁)

問 宗教教師の學力の定めをちやんとして置く方が宜いと思ふが再考を願へないか。(安藤正純君、總會一回自二二頁至二二頁)

答 學校の教育を受けない人間でも自學獨習をして學校を卒業した人よりも學問も餘程優つて居る人もあるから精神は或はさう云ふ精神になるかも知れぬが自學獨習で學校を卒業した人よりも學問に於ても優

り又人格に於ても優つて居る人間もあるからさう云ふものも考慮して相當の學力を要する者と云ふ規定を設けた。(松田文部大臣、總會二回二四頁)

問 教會管理者、教團の代表者も宗教教師でなければならぬがこれは規則に譲り宗教教師でなくとも宜しいやうにしてはどうか。(松山常次郎君、總會二回自二六頁至二七頁)

答 寺院、教會は布教、儀式の第一線に立つものであるから其の團體の責任の位置に立ち職務の大本或は宣布を負擔すべき者は宗教教師であるのが當然であらうと考へる。「フレンド」教會に於ても宗教教師と云ふ名前は付けないが事實布教の職を擔任する人があると聞くが教義の宣布、儀式の執行の職務に當るものが教師であらうと考へるから教會擔任者は宗教教師であると云ふ根本は法律に規定して置く必要がある。教會の平信徒も教會の管理に當ると云ふ信條を持つて居る所もあるやうに聞くが、る所に於ては教會管理者を一人に決めないで或は二人、三人に決める場合には教會の經營に主として當る者は宗教教師でなくとも宜いのではないかと考へて二人以上置く場合には其の中に信徒を以てやつても宜いと云ふ案を以てやつたのである。(橋本宗務課長、總會二回二七頁)

問 臣民に許された多くの自由權は法律の範圍内に於てである。しかるに信教の自由だけは憲法に法律の範圍と云ふことを書かないで具體的に臣民の義務と安寧秩序の二つの條件を掲げて居る。教團の代表者を宗教教師以外の平信徒とする場合別にそれは臣民の義務にも背かなければ安寧秩序を妨げると云ふ條

項に當らぬ故教團の代表者を宗教教師にする規定を設ける事は憲法違反にならぬか。(松山常次郎君、特委二回自一四頁至一六頁)

答 臣民たる義務に反せずと云ふことが法律に背かないと云ふことを含んでゐるかどうかに付ては一般的の法律に或は個々の法律に従はなくとも宜いと云ふやうなことを教義に掲げて居れば明に臣民たるの義務に反する宗教である。本案は結社の法律を定めるものである。其の内の宗教團體を主なものとして定める、それは憲法第二十九條に基礎を持つて居る。宗教結社である限りは法律を以て其の組織等を要求することが出来る、但し安寧秩序を妨げず臣民たるの義務に反せざる限りは信教の自由を保障するものでなければならぬ。本條項は憲法第二十八條に反するものでなく、國家は宗教團體が國家生活、國民生活に影響する所甚だ重大であるので個人の場合であれば絶體に許す所も宗教團體であると云つても一定の組織を要求する。其の組織は全體に於ては自治を許して居るが教團代表者、任職はどう云ふものであるかと云ふ根本の大きな所だけは法律を以て豫め定めて置かなければならぬと云ふ建前を執つて居る。

(橋本宗務課長、特委二回自一六頁至一七頁)

問 三十六條の法文だけだと寺院の世襲は出來ない、宗制の定むる所に依りとあるが宗制に全然委任して居るのではない、相當の資格を有する年齢及二十歳以上の準教師の息子でなければ出來ないからは宗制に委しても寺院の世襲は出來ないことになるのではないか。(男爵穂積重遠君、特委三回三三頁)

答 世襲を本當に考へれば子供であるが故に管長の任命或は任職の任命なしに當然なれると云ふのが本當の世襲であらうと思ふ。併し世襲寺院の場合と雖も當然になるのではなくして管長の任命を受けるといふ意味ならばそれは世襲でないと言へよう。併し慣例と云ふか宗制宗規で後任の決定する順位を第一次に長男として第二次にはどうと云ふやうに決めればそれに依つて世襲が認められると云ふ風に考へて居る。

(高田宗教局長、特委三回三二頁)

問 消極の方の資格の制限は必要かも知れぬが徳操堅固、相當學力と云ふことは殆ど意味が無いと思ふから寧ろ是は宗教の自治に委したらどうか。(田所美治君、特委七回自四頁至五頁)

答 教規宗制に譲つて各宗團をして學力の基礎を定めしめたならば同じでないかと云ふ御話であるが其の場合に法律に相當の學力と云ふ一定の基準を要求して居ると其の教團では此の程度が相當の學力と云ふ所に行き得る。つまりその要求し得る法的根據として此の文字を欲しいと思ふ。(高田宗教局長、特委七回自五頁至六頁)

問 宗教教師の缺格條項として六年以上の禁錮と六年に限つたのは如何なる理由か徳操堅固と云ふ點からすれば六年以下の者と雖も矢張りいけないことになるだらう之は寛大に過ぎないか。(野村嘉六君、特委七回自七頁至八頁)

答 舊刑法の重罪輕罪の區別の立法の精神、それが刑法施行法に現れて居る精神を援用して六年とした。

(高田宗教局長、特委七回八頁)

問 先年の法案が中學以上とあつたのが相當の學力に變つた動機が學力の低下の意味なのかと疑問を有つが相當の學力を法文に入れなければならぬ理由を承りたい。(富田滿君、特委七回九頁)

答 宗教教師の資格の向上は誰でも望んでゐる所である。随つて中學校卒業程度以上と云ふ文字を改めたのは決して低下しても宜いと云ふ意味ではない。唯宗派に依つては學力は必要とするが之を學校と云ふ制度の下に於て修めると云ふことを必要としないと云ふことを教規なりに掲げて居る所もあり又現在其の宗派、教派の教學の機關に掲げて居る所もあり今直ちに中學校卒業程度以上と云ふ文字を法律に入れることに依つて却つて其の教派、宗派の實に副はないやうな所もあるやに見受けて斯く改案した。

(高田宗教局長、特委七回自九頁至一〇頁)

問 宗教教師の學力に付ては以前に最低専門學校以上と希望したが多數の容れる所とならなかつた。規定する以上は少くとも専門學校以上と云ふことにしたい希望を有つが色々な教派、宗派の關係上當局の賛成を與へられぬ點も諒解した。唯相當の學力とか徳操堅固と云ふやうな抽象的な文字で現す位ならば寧ろ自治を認めて委せるか然らざれば昭和四年案の趣旨に願へないか。それに依ると中學校又は高等女學校卒業と同等以上の學力とあつたのを「學力」を「教養」に變へたらどうか。そこで「相當の教養」として一年なり二年なり宗教教育を施すやうにしたい。(後藤環爾君、特委七回一二頁)

答 教養と云ふ文字は法律上の意味に付て尙考へて見たい。宗派の學問を抜いたのは或る程度の其の教派と學問其の宗義の勉強をしなければ到底宗教教師の本質を有ら得ないもの隨て其の點は何も言はずに置いても宗教教師と名乗る以上は當然其の點は勉強せらるべきものとして削除した。(高田宗教局長、特委七回自一二頁至一三頁)

問 缺格條項の除外例として三年以上の期間を経過したるものとあるが三年は何を根據としたか。(野村嘉六君、特委七回自一三頁至一四頁)

答 三年の期間を経ずとも十分に改悟して却つてさう云ふの方が或る場合には宗教的の信念に燃えると云ふことも十分議論になつたが偕て然らば何處に標準を置くかと云ふことになる。矢張り個別的に扱ふ譯にも行かぬので現在の制度としては復權を標準にするより外仕方がない。(高田宗教局長、特委七回一四頁)

(五) 宗教結社の問題

問 従来よりの教派宗派等で手續上の方法さへ盡すならば許可するであらうが近來此等以外に團體的集合的に種々になる宗教に類するものが流行してゐる之等より出願して來る場合に主務省としては如何なる方針を以て之を裁決するか。(野村嘉六君、總會一回自六頁至七頁)

答 新に出願のものに對し行政上宗教か非宗教かを決定するには個々のものに付て社會通念を以て判斷する外はないと考ふ。(高田宗教局長、總會一回自八頁至九頁)

問 宗教結社を認可を受けることにしたらどうか。(田所美治君、特委七回一五頁)

届出を報告にしたらどう云ふ作用が起るか。(男爵千秋季隆君、同上二六頁)

認定さるべき宗教こそ長い歴史を有つてゐて安寧秩序を妨げるやうな虞のないことは明である。最も危険のある結社が届出に止めて置くことは矛盾があるやうに思ふが如何。(富田滿君、同上二六頁)

答 本案の建前が一切の宗教團體は一つの結社であつて其の中から實際の働き等が相當であるものを特に宗教團體と云ふ名稱を與へると云ふ建前をとつてゐるから結社を許可主義にすることは建前と實質が崩れることになるから十分考慮しなければならぬ問題だと思ふ。新しい宗教結社が若し認可、許可制度の立場で許可される場合は教義と云ふやうなものは決して公序良俗に反すると云ふやうなことは書いて來ない、隨つてそれを拒否すると云ふやうなことは殆ど有り得ないと思ふ。さうすると却つて國の認許を得たのだと云ふやうなことでそれを悪用される虞もあるのでなからうかと考へて一應は届出にして其の行ふ所を十分に見ようと思ふ。若しそれが公序良俗に反する問題ならばそれは警察立法で十分ではないかと云ふ議論は直に宗教團體法無用論になると云ふことであつたが本案は宗教團體の運用の根本法則だけを定める。根本法則のルールからちよつと外れか、つた場合或は外れた場合に又ルールに乗せ上げるの監督作用と云ふか其の働きだけは必要だと云ふ意味合でほんのそれだけの規定を設けてある譯である。報告を強制する立法であれば届出の場合には不受理と云ふやうなことも考へられるし報告の場合にはさう云

ふことがどうなるのか内容の報告は再報告を命ずると云ふことになるか其の邊をよく考へて見たい。
(高田宗教局長、特委七回自一六頁至一七頁)

(六) 經濟的保護の問題

問 先年は境内地拂下若くは下戻しのことが法案と一緒に規定されてあると云ふので非常に反對があつたが、本案には其の點がないやうであるが或は特別の法規でどう云ふことをすると云ふことであるか又はさう云ふやうな諒解とか云ふものは一切ないのであるか。(高橋順次郎君、總會一回一〇頁)

答 寺院等の境内地の處分と云ふことに付ては既に五十六議會に提案になつた法律が出来て居る。本案に關聯して寺院等の境内地に付てどう云ふやうな措置を講ずるかと云ふことに付ては目下大藏省に於て慎重考究中である。(津島大藏次官、總會一回二五頁)

問 寺院國有地の問題は本案と同時に解決する方針か。(安藤正純君、總會一回二三頁)

答 成るべく社寺境内は還付して見たいと考へて居るが今大藏省と交渉して居るので多分さうなりはしないかと考へて居る。(松田文部大臣、總會一回二四頁)

問 宗教團體の受ける恩典である免税、差押禁止は悪用されることはないか。(松山常次郎君、總會一回自二九頁至三〇頁)

答 自制に俟つ外仕方がない。(高田宗教局長、總會一回三〇頁)

問 寺院の境内地で公益事業を行ふ場合免租になるか。(後藤環爾君、特委三回一〇頁)

答 公益事業は寺院の仕事と認められ公益事業の爲に境内地を使用し得る。(橋本宗務課長、特委三回一〇頁)

問 宗教團體以外の團體に於て公益事業を営む土地に付ても免税する方針か。(塚本清治君、特委三回一二頁)

答 各省に跨つて居るので相談しなければ答辯できぬ。(松田文部大臣)
大藏省とも協議中であるが、境内地の範圍をどこ迄認むべきか現在明細帳に上つて居る境内地の區域を全部其の儘認むべきか一寺院で數十町歩の境内地を持つてゐるものもあるがそれを全部免租地となし得るかどうかは十分研究を要する。今考へて居る境内地の範圍は本堂、庫裏、其の他寺院に必要な工作物の敷地に供する部分、庭園、參道用として必要な地域、宗教上の儀式を行ふに必要な地域、寺院の風致の爲に必要な地域、歴史若くは古い記録等の關係に依り寺院と密接なる緣故のある地域、寺院のみの災害防止の爲に必要な地域、公益事業に必要な地域で其の範圍内に於て免税が行はれるものと考へる。(橋本宗務課長、特委三回自一二頁至一三頁)

問 宗教團體の經營なるが故に其の敷地が免除になると云ふことは外の方に對して非常に不公平になるから境内地、構内地を非常に狭く考へて本堂、庫裏だけなら本案で宜いと思ふが寺院と云ふものに公益事業用の土地が入つて來ると塚本委員と同感である。(男爵徳積重遠君、特委三回自一三頁至一四頁)

答 宗教的の教養を受けて佛心を持つと謂ふか宗教上の儀式に興味を以て居る方は直ちにそれを現代に活

して活動しようと云ふのは當然で現在に於ても公益事業の大半は宗教家に依つて行はれて居る。宗教の宣布と公益事業は離るべからざるところのものである。寺院内に於て色々の公益事業の行はれるのは當然のやうに考へて居る。當局としては公益事業を宗教團體の目的に入れて居るから之を免稅から除くことは當を得ないと考へる。(橋本宗務課長、特委三回一四頁)

問 境内地は寄附があつた場合大きくすることが出来るか。境内地外で公益事業を行ふ場合免租されるか。(天袖接三君、特委三回自一四頁至一五頁)

答 免租は境内地なるが故で境内地外で公益事業をやつても免租にならない。境内地の擴張は現實に當つて地方長官が判斷するより外ない。(橋本宗務課長、特委三回一五頁)

問 大藏省が明治以來數次に互つて極めて苛酷に迄縮小して居る寺の現境内地を尙ほ定量して其の中から幾分でも國有財産を稼ぎ出さうと云ふ考へがあるが文部省も其の方針を認めるか或は寺院本來の境内地であるから無償讓渡させるやうに大藏省に交渉するやうに努力するか。(窪川旭丈君、特委三回自二三頁至二四頁)

答 大藏省の方では國有境内地の返還或は無償讓渡を明治初年の土地處分の償ひと云ふ風に内實は兎も角表面は見て居ない。寺院の爲に善かれと出来るだけの努力をする。(高田宗教局長、特委三回二四頁)

(七) 解散の問題

問 國家が宗教團體に對する態度を一つの法律で現すことは結構と思ふ。併し事柄が宗教に關するから法文の書き方を多少變へたらどうか。例へば解散のことを書く場合に寺院は是々の場合に解散をなすことを得と書く寺院は解散が出来るものだ直ぐ頭に來る、是々の要件に依つては解散は出来ない裏から書く事柄は同じでも一般の人から見たと感じが違ふ。内容が同じでも法文の書き方に於て國民的感情を損はないことを考へたらどうか。

破産は現行の破産に依ると個人の破産と法人の破産と要件が違ふ。個人は支拂不能の場合に破産申請をやる。法人は債務が超過すれば直ぐに破産申請を受けることがある。教派、寺院等にしても何か都合で債務の方が多くなると云ふことも生じ得る、其の時に誰かが直ぐ破産申請すると矢張り當然解散にはならなくても解散せしめられ得る状態が生じる譯になる。或は今までの破産法の考で進む積りか。或は破産法の法人の破産と云ふ條項は宗教法人には當嵌らぬ、破産を以て唯債務超過と云ふ比較的輕い状態でなしにもつと非常に財政上の困難に陥つた時と云ふやうなこの内容に破産法を改正するか、或は破産法に對し特別な規定を設けるか。(男爵穂積重遠君、特委一回自一八頁至一九頁)

答 破産は債務超過ばかりでなく支拂不能になつても後で寺院に喜捨する人も出来ることも考へたので支拂不能の場合まで含めて考へて居た。従つて其の點で司法省と打合せて居るのであるが、此の法案が實施されるとしても實施期間には三年は準備期間を必要としやうが其の間に破産法の例外的のものとして破産法の方を研究願ふことも生じやうかと考へて居る。(高田宗教局長、特委一回自一九頁至二〇頁)

問 寺院が破産した場合主務大臣は設立認可を取消すことを得と云ふことは國民思想の上に非常な悪影響を及ぼさないか。(天岫接三君、特委三回自三頁至四頁)

答 假令破産しても主務大臣が設立の許可を取消す迄は存続するぞと云ふ意味合で書いた。直ちに主務大臣が取消すことが出来ること云ふやうなことは立案者として考へて居ない。破産したが大徳の人が行かれず復興する見込みもあるものは其の儘解散せずに唯管長なり何なりと打合せてどうしても不可ないと云ふことになれば寺院整理と云ふやうな意味合から許可の取消と云ふことも生ずることがあるだらうと思ふが破産して直ちに許可を取消すことは考へて居ない。破産したる時と雖も五年なり三年なりは存立すると云ふ風に書くと却つて三年なり五年を経過すれば是非取消さなければならぬと云ふ解釋が生ずる。寺院の永續性を冒瀆しないやうな書き方をしなければならぬので破産は何年間と云ふ風に書くことは慎重に考へねばならぬ。(高田宗教局長、特委三回自四頁至五頁)

問 破産の場合に「再興ノ見込ナシト認ムルトキハ」と云ふやうなことを入れてもう少し餘裕を置くことは出来ないか。(龍山巖雄君、特委四回自三五頁至三六頁)

答 破産をしたら直ぐ主務大臣が解散を命ずる考へではなく餘裕を置くことは勿論である。「再興ノ見込ナキ」の解釋論も生ずるから實際の扱としてだけ含むやうにしては如何かと考へる。宗教團體の解散はよくのことであるから殊に單なる財産關係での解散は考へやうに依つては信仰が財産に依つて破れ

るやうなことになるから出来るだけ避けたい。(高田宗教局長、特委四回三六頁)

問 包括宗教團體が解散した場合に所屬寺院教會が他へ歸屬する手續をしない場合には解散と見做す理由を承りたい。やはり單立教會的に存在するものとして差支ないではないか。(窪川旭丈君、特委四回自三七頁至三八頁)

答 本案の建前上單立的の寺院は絶対に認めて居ないからそれは認め得ない。教會に付てはさう云ふ立法の遣り方もあるが、若し單立教會としてやりたければ一應解散の手續をして新規時直しに單立教會、宗教上の結社として活動を開始したら宜からうと思ふ。(高田宗教局長、特委四回自三八頁至三九頁)

問 寺院と教會の區別は發達の程度で本質的の相違はない。宗派に屬しない寺院を認めないことは必然の理由がなければならぬ。必ずしも宗派に屬しなければ解散したものを見做す必要はないと思ふ。(窪川旭丈君、特委四回三九頁)

答 現在新寺建立を許されて居ない状態にあつては寺院と教會とが非常に似た形を取つて居る教會もあるのは事實だ。新寺建立を許されてゐる北海道のやうな所では恂にお話の通りであるが、併し多數の寺院を見ると其の由緒、建立の動機等が必ずしも教會と同一ではないと考へてゐる。宗派に屬せざる寺院の存在は過去の沿革に鑑みそれを認めない方が宜しいと云ふ意味合でかく立案した。(高田宗教局長、特委四回四〇頁)

答 宗教的に考へれば親鸞の信仰も何の信仰も道元禪師の信仰が皆一つの本となつて出て、それから先に擴がつて行つたので、道元の信仰の中心の宗門が解散になれば其の先々のものがやはりなくなる。破産になつたことは一面から云へば其の道がなくなつたことを意味すると思ふ。宗門がなくなつた、寺も教會もなくなつたことは宗門を維持する力がなくなつたのであるから其の時は信仰の生命のなくなつた時だと思ふ。(橋本宗務課長、特委四回自四四頁至四五頁)

問 立法論として宗派が破産に依つて解散することが無理でないか。(塚本清治君、特委五回一三頁)

答 破産に因つて解散すると云ふことは何か感じの上で信仰が財力に負けると云ふやうな氣もするので破産に因つて解散することを出來るだけ避ける爲にかく立案した。と云つて破産して本當に復興することが出来ないものを權利義務の主體として置くことも如何かと思ふ。實情としては末寺と云ふやうなものも本當に無力で寺院として活動するに堪へないやうな場合に初めて宗派の破産と云ふことも實情論として生じて來るのではないかと思ふ。(高田宗教局長、特委五回一三頁)

問 法人として破産したならば法人格は當然消滅せしめなければならぬ。法人として滅しても宗派を存續せしめることも出來る又初めから宗派が法人たらざることも出來る。だから宗派が破産しても解散せざることは立法に於ても豫定して居るし事實に於ても出來得ると考へるがどうか。(塚本清治君、特委五回一五頁)

問 法派法人に携つて居るものは僅かな人で宗派から選出されて居る宗會議員の決議に依つて動いて居る。若し當時の宗政を扱ふ者が誤つて負債を生じた場合宗派が當局の認めるやうに權威のあるものであれば兎に角末寺の資産を處分してでも物質的の納金をするとはむづかしくないがそんなに重く觀て居ない。宗派法人がなくても本願寺は教義の宣布信仰の中心となるに差支ない。宗派法人を作るが爲に無用の責任を寺院法人に付加しないか。(後藤環爾君、特委五回自二二頁至二二頁)

答 法人たる能力を利用して不相應の借財を爲すことは一應豫想されるが法人として宗議會を行ふ限り宗派の輿論がそれを許すかどうか。宗派當局がそれをやらうとすれば宗派内の争となる。宗派が大きければ大きい程、事公益に關することも大きいかと思ふからその時には他の條項で適當な誘導の方法も爲し得るやう規定してある。(高田宗教局長、特委五回二二頁)

問 宗派法人の盛衰興廢が寺院法人に更に影響しないやうな組織はできないか。(後藤環爾君、特委五回二四頁)

答 宗派の破産に因る解散は結局宗派としての存在を主張する寺院が多少でもある時は中々出來るものではないと云ふ所に落着くと思ふ。(高田宗教局長、特委五回二五頁)

(八) 監督の問題

問 實況の調査とは神聖であるべき嚴肅に守らるべき宗教的儀式、禮典の執行されるやうな場合に出張、調査する意味か。(富田滿君、總會一回二四頁)

答 實況の調査とは現實の場所に行つて調べるものが自然多くならう。併し決して教義の執行、宣傳或は儀式の執行を妨げることがを許す意味合ではないから、殊に嚴肅な儀式を執行して居る時、或は説教をして居る時を妨げないやうに萬全の注意をする。(高田宗教局長、總會一回二四頁)

問 如何なる權限を地方長官に委任するか。(龍山嚴雄君、特委三回二頁)

答 寺院規則の變更、單立教會にあらざる各教團、宗派に屬する教會の規則の變更は地方長官の認可で宜からうと多少豫定して居るものがある。(高田宗教局長、特委三回自二頁至三頁)

問 前の宗教團體法には結社間の秩序を維持する爲め必要な處置を爲すことを得とあつたのを今回は安寧秩序を妨げるまでは放つて置いて之を緩められて居る。事の極端に至らぬ場合に必要なる處置を爲すことを得たなら監督は相當に立つのでないか。(田所美治君、特委七回自一七頁至一八頁)

答 それを除いたのは結社は假令其の團體の内部に於て制規の維持秩序の上に於てごたごたがあつてもそれが直ちに社會を害すると云ふ所に行かなければ放つて置いて或は自壞作用を待つ。それ程大事とは見ないのだと考へてかく立案した。(高田宗教局長、特委七回自一八頁至一九頁)

問 「寺院、教會及宗教結社ニ對シテハ主務大臣及地方長官ニ於テ爲スコト」とあるが監督權の衝突を來すことはないか。(田所美治君、特委七回自二六頁至二七頁)

答 佛教の方で云へば大本山のやうに末寺を全國に跨つて有つて仕事をして居るものを地方長官が一地方

で處分すると他に及ぼす影響が随分多い場合がある。仕事が全國に及んで居るものは文部大臣が直接やるのでなければ適切の場合がある。處分に付いては衝突は起るまいと思ふ。地方長官の指揮命令した所と主務大臣の指揮命令した所が一致しなかつた場合には宗教團體は適從する所に困ることも理論上は起り得るが實際餘りやらぬことであるし、若しあれば行政の上級官廳と下級官廳との關係に於て十分歩みが取れると考へて居るから、寺院、教會は第一次的に地方廳の手を経なければやれぬとなると實際上不便である。(橋本宗務課長、特委七回自二七頁至二八頁)

問 宗教團體の監督は文部大臣之を行ふと云ふやうな規定を設けて、さうして主務大臣は其の權限の一部を地方長官に委任することを得とした方が實情に即するのでないか。(田所美治君、特委七回二九頁)

答 委任の規定もあるが矢張り法律でも地方長官の監督を認めて置くことが地方長官の責任を重からしめて宜いと考へる。(橋本宗務課長、特委七回二九頁)

問 「主務大臣ハ公益上必要アル場合ニ於テ宗教團體ノ成規若ハ秩序ヲ維持シ又ハ宗教團體間ノ秩序ヲ維持スル爲必要ナル處置ヲ爲シ得ルコト但シ宗教ノ教義及儀式ニ關スル事項ニ付テハ之ヲ爲シ得サルモノトス」と教義及儀式に關する事項に付ては干渉しないとするが其の限界を付けることは難しい。管長の任免取消等列記にするか或は止める考はないか。(田所美治君、特委七回自三四頁至三六頁)

答 自治の大本を宗制等を以て作るやうにと言つて居るけれども其の自治の規則が一方では適法に行はれ

た一方に於ては不法であると云ふのが宗教界の紛擾の本らしい。さふ云ふ際に各宗教團で決めた自治規則を滑に運用して行けるやうに、行詰つた時は途を開いてやるだけの規定と考へて居る。教義儀式は全く素人で分る所でないから其の方には干與せぬと云ふ建前であるが宗教團體の成規のあるものに付てはそれを履行せしむる爲の處置である。此の二つの制限の下に進めて大した誤りはないと考へて居る。(橋本宗務課長、特委七回自三六頁至三七頁)

問 現在の佛教界の選舉状態に鑑み選舉規則の改正を命じ嚴重に取締る必要を感じないか或は罰則を入れて積極的に取締らないか。(天袖接三君、特委七回自五〇頁至五一頁)

答 積極的な取締の條項を入れて其の肅正を手取り早くやるが宜いか或は宗教家の自覺に俟つことが世道人心の爲に宜いかと云ふ比較の問題と、實際の扱として選舉規定の違反の状況を調べ處置の手續を執ることが如何に困難であるかと云ふことを考へて入れなかつた。(高田宗教局長、特委七回五一頁)

(九) 其の他の問題

問 日本の歴史に最も關係のある神道、佛教それと新しい關係である基督教、さう云ふ宗派教派團體を一齊に一つの規律で以て扱ふ、是が非常に各方面に於て故障を來す因である、それで是非各教派宗派團體に關しては特別の扱ひが必要である。劃一の性質を持つて居ると云ふことが從來の宗教法案に付て随分強い反對であつたと思ふ。其の反對に對しては一切考慮しなかつたか。(高橋順次郎君、總會一回自九頁至一〇頁)

答 本案は宗教團體の統制、組織、運用の大本を規定したもので其の實際のやり方と云ふことは主として各宗派、教派、教團の自治的活動に待つと云ふやうな建前を執つて居る關係上目に見えての差はない唯從來の沿革上違ふやうな所は二三現はれて居る所もあるがさう際立つて異つては居ない。(高田宗教局長、總會一回一一頁)

答 教派、宗派、教團は各々其の起源も違ひ其の内容に於ても非常に違ふし其の歴史に於ても違ふから斯う云ふものを一緒に集めるよりは別々に各宗派、教派、教團の特殊性に鑑みて別々に立法する方が穩當でもあり又其の方が結果に於て宜いことではないか又宗教に關する制度を確立する前に我國の特殊のものである所の神社に關する法規を整備、制定すると云ふことが先づ第一に先決問題でないかと云ふ議論があつたが此の點に關する當局の考は如何うか。(男爵千秋季隆君、總會一回二六頁)

答 歴史の違ふ三教を規律するに付ては總てを融合する國民性のある日本では分離するよりも合同してやつた方が宜らうと云ふやうな所から要綱になつた譯である。神社法の制定に付ては大臣の本案制定の趣意に依り神社法とは別關係に立案した。(高田宗教局長、總會一回二八頁)

問 教派等の認定、解散、取消處分に付き宗教の教義、儀式の内容に付て何等關係なく行はるゝものであるかどうかと云ふ點に宗教家は疑を持つ。宗教家又宗教に付ての特別の知識を有する者から構成される機關を制定し之に諮つた上に斯の如き處分をする案を認めないか。(澤田竹治郎君、總會一回二頁)

答 法律上の機關を設けると云ふことは今考へて居ないが或は勅令なり省令なりで若し其の必要が生じたならばさう云ふ機關を設けて萬全を期したいと考へて居る。(高田宗教局長、總會二回三頁)

問 神社に付ての本質からの調はどの程度になつて居るか。(田所美治君、特委一回二頁)

神社制度調査會が置かれて神社制度に就ての色々な調査をして居る。宗教と云ふものを前に置いて神社の本質を考へると非常にむづかしいことである。また其の點に付ての結論に到達して居るかどうか疑問と考へて居る。只今の所に於ては矢張神社は特殊のものとして國家の宗祀と云ふものとして諸般の制度を之に付て考へると云ふやうなことで進行して居ると承知して居る。(赤木内務次官、特委一回自二頁至一二頁)

問 從來神社に就て政府が執つて居るやうに神社は宗教にあらざつて憲法の信教の自由の中には入つて居らぬと解釋して宜いか、神社に於ける祈禱、神符の授與等は宗教行爲か否か相當議論があつたが之に關する調査は進行して居るか。(田所美治君、特委一回二頁)

答 第一點は左様了解されたい。現在の扱ひとしては神社自體も之を宗教と考へないし従つて神社の當然伴はれるものとして行はれる行爲も宗教行爲とは認めないと云ふ解釋の下に參つて居る。(赤木内務次官、特委一回二頁)

問 信教の自由に關する學說を示されたい。(男爵千秋季隆君、特委一回二頁)

答 政府は常に宗教結社に付ても法律を以て定め得ると云ふことを憲法施行以來ずつとやつて來て宗教團

體に關する色々な法規も憲法の下に施行して來て居る。大審院の判例も近頃同じ見解を示して居るやうに思ふ。(橋本宗務課長、特委一回二頁)

附

會長
委員

(1) 宗教制度調查會委員(昭和十年十二月十日現在)
平沼樞密院副議長

田所美治君	津島大藏次官	添田文部政務次官	清水樞密顧問官
澤田行政裁 判所評定官	增田日光君	安藤正純君	龍山巖雄君
赤木內務次官	姊崎正治君	大森亮順君	金森法制局長官
田中祐四郎君	山榊文部參與官	柴田孫太郎君	塚本清治君
子爵三室戶敬光君	高楠順次郎君	後藤環爾君	高見之通君
富田滿君	天岫接三君	三邊文部次官	神崎一作君
今井鐵城君	長島司法次官	土橋八千太君	松山常次郎君
佐藤範雄君	下村壽一君	男爵穗積重遠君	窪川旭丈君
中川觀秀君	男爵千秋季隆君	石堂惠猛君	岡喜七郎君
伯爵柳原義光君	子爵渡邊千冬君	野村嘉六君	高田文部省 宗教局長
臨時委員 男爵木邊孝慈君			

(口) 同特別委員(昭和十年十二月十二日現在)

附 宗教制度調查會委員 同特別委員

- | | | | | |
|------|---------|--------|---------|--------|
| 委員長 | 伯爵柳原義光君 | | | |
| 特別委員 | 田所美治君 | 津島大藏次官 | 安藤正純君 | 龍山嚴雄君 |
| | 赤木内務次官 | 大森亮順君 | 塚本清治君 | 後藤環爾君 |
| | 富田滿君 | 天岫接三君 | 神崎一作君 | 長島司法次官 |
| | 松山常次郎君 | 佐藤範雄君 | 男爵穗積重遠君 | 窪川旭丈君 |
| | 男爵千秋季隆君 | 野村嘉六君 | | |

八、宗教制度調査會に於ける昭和十三年宗教團體法案

要綱審議概要

(一) 法人格の問題

問 宗教團體を單純なる民法上の公益法人として法律上取扱ふことは正當であらうか、特殊の公法人として認めることが良くはないか。(澤田竹治郎君、特委一回自一三頁至一五頁)

答 私法人と考へて居る。(松尾宗教局長、特委一回一六頁)

問 教派、宗派、教團で極く哀れな貧しいものは法人になるが爲に非常に苦しむのでないか。又法人にする理由を精神的方面から伺ひたい。(伯爵佐野常羽君、特委一回三一頁)

答 法人になつたから非常に困る教派、宗派は無いと考へる。現在の宗派教派は權利義務の主體として判然しない存在のやうに考へる。それを法人格にすれば國との關係が極めて明確になる、社會一般に對する責任的存在として極めて明確な地位に立つから非常に有利であると考へる。當該團體の利益としては宗派、教派が一人前の人格者になると独自の法律活動も出来るし經濟活動も出来る、又さう云ふ風になつて權利も生ずるが同時に責任も重大になり自然第三者が安心する。仍ち社會一般に於ける社會的地位が向上する。現在教派、宗派が何かやる場合には強いて民法第三十四條に依つて維持法人を設けたが、

今後は其の必要がなくなる。又法人格がないから教派、宗派が設立者になつて社會事業等を爲す場合其の主體になれないから個人が代表者になつて其の事業に當る、所が其の人が職を去ると設立者の變更となる、頻々として設立者變更の手續を執らねばならぬ。これも其の手續がなくなる。これらの便益が得られるから活動の敏活を來すと考へる。(松尾宗教局長、特委二回三三頁)

問 宗教法人と民法の法人と大分似たところがあり共通の原則が當嵌まることもあるが併し又そこに違ひもあるのではないか。寺院等が法人であると云ふことは民法制定の初めから考へられたやうであつて民法施行法の第二十八條に民法中法人に關する規定は當分の内神社、寺院、祠堂及び佛堂には之を適用しないとあるが、若し社寺等が法人でないならばさう云ふことを斷はることもないがどうも法人のやうに思はれる、併し民法の規定は當分適用しない其の中に宗教法人に特別な規定を作ると云ふ、恐らく其の時の考へではもつと早く宗教法若くは宗教團體法が出来る積りであつたのかと考へるのであつて即ち一方に於て民法の規定を準用するは良いが又一方に於て違ふ點も相當はつきりさせないと不可ぬと思ふ。

(男爵穂積重遠君、特委二回自二七頁至二八頁)

問 日本基督教會は一個の教會でありそれが一個の教團になる。個々の教會は五六百地方にある。それが教會の中に抱擁されて居る、それは出張所のやうなもので一つの體になつてゐるが此の場合法案はどう云ふ區別をするか。(富田滿君、特委三回二一頁)

答 日本基督教會に於ても六百の教會がありそれ等が打つて一丸となつて日本基督教會と云ふ派を作つて居ると思ふ。だから日本基督教會麻布教會が本案に於ける教會で、縦んば皆集つて日本基督教會と云ふ教會と云ふ名稱は附けて居ても包括的な團體を名付けて教團と云ふ組立である。個々の教會は地方長官の認可を受けて設立して其の集つた包括的な團體が教團である、教團に該當すると文部大臣の設立認可を受けて設けられると云ふ關係になつてゐる。(松尾宗教局長、特委三回二二頁)

問 日本基督教會は一つの法人で各府縣の教會は其の法人に屬して居ると云ふ關係になるか。(富田滿君、特委三回一八頁)

答 日本基督教會と云ふ團體が法人格を持つて實際活動して居る、其の活動は事實辭むべからざる事柄である、是が今までは非法人の姿で居るが是が法人格になる。又内部を見ると個々の教會が各府縣に於て活動して居る事も事實である是等は非法人の儘活動しても宜い、法人格として活動しても宜い、つまり統括團體たる法人の中に個々の法人が包括されると云ふことになる。(松尾宗教局長、特委三回一八頁)

問 教會は任意法人で、宗派と寺院は必ず法人であると任意の場合と二重になる場合の區別があるか。

(伯爵佐野常羽君、特委三回一八頁)

答 現に寺院は悉く法人格を附與されて居るので今後と雖も寺院は全部法人にすると云ふ考へ方である。教會も法人になつて貰ひたいが實情を見ると随分小さい微かな教會もあり中には今日あつて明日滅びる

か知れぬやうな教會もあるが斯う云ふものにまで法人格を與へることは如何なものかと思慮されるので任意法人とした。(松尾宗教局長、特委三回自一八頁至一九頁)

問 各宗派、教派には特殊の習慣慣例があるから法人と爲すことを得としたらどうか、或は特別の事情あるものは文部大臣の認可を得て法人と爲さざることを得としたらどうか。(増山顯珠君、特委三回二七頁)

(二) 設立認可の問題

問 本案は認可を受けた宗教團體のみを律するものである、認可を受けざるものがまだあり得る、宗教結社に付ても届出をしないものがあり得る殊に「キリスト」教は認可條件に教義の主要若くは教義の宣布儀式の執行に關する事項がある故信教自由の立場から認可を受けないかも知れぬ、これらのものは本案では取締りは出來ないと諒解して良いか。(田所美治君、特委一回自三〇頁至三二頁)

答 凡そ宗教に關係する團體結社は全部本案に依つて律せられると考へる。教規宗制に教義の宣布儀式の執行に關する事項を記載せしめるのは教義の宣布儀式の執行等が安寧秩序を妨げ若くは臣民たるの義務に反することがあつては大變であるから最初認可する際に記載せしめねばならぬと思ふ。又若も教義の主要、儀式のことに關する記載がないとそれは恰も社団法人の定款を定めてないのと同様で畫龍點睛を缺くと思ふ。教規、宗制の變更を許可にすることは甚だ困ると云ふ議論もあるが例へば淨土宗が教義の主要を變更する場合は淨土宗はそれで終になるから一應淨土宗は止めて新しい宗派を建てるが當り前で

ある。教規、宗制の變更は教義の主要及び教義の宣布等に付ては斷じてあり得ないと考へたので之を記載せしめても宗教團體は不都合を感じないと思ふ。(松尾宗教局長、特委一回自三三頁至三四頁)

問 將來教派、宗派、教會は如何なる標準に依つて認めるか。(男爵千秋季隆君、特委五回二二頁)

答 従來は教派、宗派、教團の設立は非常に至難中の至難のことにして居た。今日の所はもう此の上教派、宗派、教團を作らなくても宜いのではないかと云ふ昔からの方針で、斯う云ふ條件を備へて來たら認めてやると云ふやうにするとそれを奨勵する譯にもなるからさう云ふ條件は公に示さない。寺院に付ては條件が規定してあるが教派等に於てははつきり決めて居ない。時の主務大臣が信者數、教會數、寺院數を既成のものに比較する等色々な觀點から考察して一人前の宗派、教派と認めても宜からうと云ふ時は獨立の許可を與へて居る。今後も餘り貧弱な教派等を認めるのは濫立の弊害を生ずるので相當慎重に考へて何人が見ても成程は一教派、一宗派、一教團として設立を認可して宜しいと合點の行くやうな資料を十分集めて詮議する。(松尾宗教局長、特委五回二二頁)

問 教派、宗派、教團は設置の認可を受けるが參考物として教規、宗制、教團規則を定めて出せと云ふのか或は教派、宗派、教團の設立は届出で教規、宗制の認可を受けるのか或は兩方であるか。(田所美治君、特委五回自二三頁至二五頁)

答 認可とは設立と教規、宗制、教團規則の雙方を意味する。教規、宗制、教團規則の如きものを認可事

項としたのは現行の扱に依つた。(松尾宗教局長、特委五回二五頁)

問 教團を設立する場合教團規則は添附條項に出来ないか。(富田滿君、特委五回自三八頁至四〇頁)

答 篤と考慮する。(松尾宗教局長、特委五回四〇頁)

(三) 宗教教師の問題

問 前案に教師資格として徳操堅固の文字があつたが、これは權威ある法律となる爲に必要と思ふが如何。(男爵千秋隆君、特委三回自四頁至五頁)

答 法律を以て宗教の教師は徳操堅固でなければいけないと云ふ規定を置くは從來の教師は法律を以て定めなければ徳操が亂れて居ると云ふ風な反對解釋もあり、或は法律上徳操堅固と云つても其の程度を誰が認定するか、どう云ふ程度かと云ふ議論も生ずるのではないか、片々思切つて教師資格に付いては全部教規、宗制に譲る決心をした。(松尾宗教局長、特委三回五頁)

問 昭和十年案の「相當學力」の文字を入れなかつたのは宗團に委せる見込か、學力は要らない意味か或は學力は要るのだが現狀に即さないから入れなかつたのか。(増山顯珠君、特委三回七頁)

答 明治二十八年當時神佛道に對しては少くも宗教教師は中學校卒業以上であつて欲しいと云ふことを願つてあり又宗教行政に當つて平素考へて居たが宗教界の進展は必ずしも學力ばかりで行かぬと思ふが又學力程度は高くなければいかぬ、一般民衆よりか高くなければいかぬと云ふので宗教界の發展のために宗

教教師の學力の點も其の他の質の向上と合せて益々高きを冀つて止まないものであるが、神道、佛教、教團各派に於ても最下等の所を押へて是以下は下つてはいかぬと云ふので押へなければならぬ、それでなければ困る現狀にある團體も出る様にも思はれ、一律にも行かぬのでは是は各宗派に於て出来る限り教師の質が上る様御規定を希望して教規、宗制に譲つた。(松尾宗教局長、特委三回七頁)

問 教師の定義は不必要ではないか。(田所美治君、特委三回一五頁)

答 現在各教派、宗派等に於ては廣い意味の教師を分けて教師、布教師の二つに分類して教師は宗教の教義の宣布及儀式の執行に従事すると云ふことになつてゐるが各宗制等に於ていろいろの規定が出来て居ることと思ふが特に教師とは斯う云ふものだと云ふことを約束して置くと思ふがはつきりすると思ふ。

又現在では教師、布教師等各種の名前になつてゐるのを教師に一定するが便宜と思ふ。(松尾宗教局長、特委三回一五頁)

(四) 宗教結社の問題

問 類似宗教に對して如何なる取締をするか。(野村嘉六君、總會一回自五頁至六頁)

答 斯様なものの發生に就てはそれ／＼内務當局に於ても今日まで結社等に對しては取締つて居るが、宗教に付ての取締に對しては本要綱の中にも若干掲げてあるやうに教義をはじめ總ての點を報告せしめ然る後に許すべきものは許し特に新宗教として或は宗教類似の狀態で總ての人の信仰を集めたやうな狀態

になつた後に之を取締る若くは解散を命ずると云ふやうなことは信仰及人心の上に大きな影響を及ぼすと考へるので之に先立つてよく察知して許すべからざるものは許すべからざるものとして十分な取締を一方にして更に既設のものであつて誤れる方向に行かんとするものに對しては豫め之を是正して行く。宗教の根本の問題は非常に知性に於ても人心の教化の上に於ても大きな影響を有つのであるから之を害さないやうに豫め防止し指導することが必要であると云ふ風に考へて遺憾なきを期したい。(荒木文部大臣、總會一回自六頁至七頁)

問 既設教團の保護の第一は悪い新興宗團の起らぬやうにすることであるが、怪はしい團體の絶対に起り得ないと云ふことが、一目瞭然と分るやうな條項を入れて貰ひたい。(男爵木邊孝慈君、總會一回七頁)

答 宗教結社の取締については總て届出とすることになつて居て此の届出の記載事項等も明瞭に言及して居る。是等のことに依つて十分の監督をして又其の内容を知ると云ふ方針を固く採つて居る。殊に要綱第二十四の如きは今回新に設けた條項で布教者の氏名及住所は相當取締上重要なことであるので地方長官に届出でる等届出事項等を新に設定し第二十六に於て總て安寧秩序を害し臣民の義務に反すると云ふことに付ては罰則を規定し其の他報告調査等の事柄に付ても總て嚴重に規定してある。是等に依り宗教結社の取締指導を十分に行き積りである。(伊東文部次官、總會一回八頁)

問 宗教は國民思想の統一上成るべく多くしない方が宜い。結社宗教を認めることを法文に現すと類似宗教が簇出する。殊にかゝる權能を地方長官に任ずることは由々しき大事である。地方長官は數が多いので區々の裁決を與へる惧れがある。かゝることは國民思想統一上重大なる結果を生ずると思ふが如何。(加藤知正君、總會一回自一〇頁至一一頁)

答 信教の自由が憲法上必要な制限を以て御許しになつて居るから其の點を十分に考慮して總ての新興宗教、宗教に類似するものを其の儘禁止すると云ふことは又他方に於て多くの障碍も來す惧れがあるので出来る限り新興のものに對する取締に付ては嚴重にし又夫々適當な處置を盡して居るが、信教に關する憲法上の保障は出来るだけに副ふやうにしたい。地方長官に其の權限の一部を委任して置くことは成程濫立の弊に陥ることがあるやうだが地方の状態を明かにし此の法文に従つて十分に検討するならば此の害も防ぎ得るであらう。(荒木文部大臣、總會一回一一頁)

問 本案に個人の宗教的行爲を取締る規定のないのは何故か。(男爵千秋季隆君、特委一回八頁)

答 「宗教教師及準宗教教師ニ非ズシテ生業トシテ宗教團體ノ奉ズル宗教ノ儀式ノ執行ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス」と前案にあつたが個人が家の中で教義を信じたり儀式を行ふ場合假りにそれが悪くても手が届き兼ねるのではないか。法の適用があつても取締りが非常に困難で結局法の威信に關するのではないか。社會に及ぼす影響を考へて弊害ありと考へる場合は結社の状態に入るのだから本要綱第二十三、第二十四の規定で弊害が救へると考へる。又前草案第七十二條は宗教教師等以外の人を律する

のでないかといふ議論もあり、生業の意義に付ての解釋論、既成宗教團體の奉ずる教義の宣布儀式の執行を爲したか少し違つて居たかの判斷が困難ではないか、更に宗教教師の保護規定にならないか等を考へて削除した。(松尾宗教局長、特委一回自八頁至九頁)

問 新興宗教は良い方面もあるが治安を害する等の類似團體もある。此の點について宗教行政と警察行政との連絡が甚だ不十分で適切なる監督保護が爲されて居ないのは周知のことである。政府は宗教及警察行政の連絡を如何にして改善する考へか。(男爵千秋季隆君、特委一回一〇頁)

答 從來とても内務省と文部省との間に相當密接な連絡を採つて居る。現在では神佛基以外の宗教に關する文部省法規は皆目ないから何等手が出ない。併し内務省から類似宗教團の情勢に付ては絶えず報告を得て居るので實情は分るが文部省の手が延びる法規がないので今までの所では警察權の發動、司法權の發動に俟つのみで、放任傍觀のやうになつて居るが本法が制定されば事態が重大化する或は非常に大きな團體になつて始めて手が届くと云ふことをしないで悪いものは小火の中に消し止める細工も出来ると確信する。(松尾宗教局長、特委一回一二頁)

今日は宗教方面に於ても色々浮動し易い時代であるから怪はしい宗教が簇出する惧れがある。消極的には斯様なものの中の最も害のあるものを十分に取締り積極的には助長すべきものは十分助長して行くことが必要である。新興して來るものに對しては其の教義、儀式を第二十三、第二十四で承知して置き

それに對して當局に於ては研究を重ね、斯の如き教義行事が人心に大きな影響を及ぼしはせぬかと注意をする風にする。而して害があると思へば既に信仰心を集めて一つの大きな信仰のやうになつて居るものを禁止することは人心殊に信仰に影響を及ぼすので之に先立つて第十六を適用して取締る。之に付ては内務省と宗教當局は平素から絶えず連絡を遂げると同時に宗教行政で取締るべきものは宗教當局で取締り或は之を助長し、内務當局で取締るべきものは内務當局で取締つて貰ひ人心の作興に當つて兩者相俟つて適切にやつて行きたい。(荒木文部大臣、特委一回一四頁)

問 新興宗教の及ぼす害の方が多いことを考へると之は取締りを嚴重にし許可と云ふことにしなければならぬ。既成宗教の外に新興宗教の勃興を俟つと云ふ政策は採る必要がないと考へるがどうか。(田所美治君、特委一回自三二頁至三三頁)

答 宗教團體に比較すると宗教結社は手の著けやうに依つては折角良くすく〜と延びて行つて懸ては國に對して非常な貢獻を爲し得る萌芽であるものもあるが又放任して置いては場合に依ると非常な害毒を及ぼすやうなことになる虞れもある謂は、發育の途中にあるやうなものである故それ等に對しては適當に指導を與へなければならぬ。獎勵と云ふ言葉は有ゆる場合には通じないが兎に角宗教行政の範圍の中に入れて置いて延び行くものならば延してやる。宗教結社を認可することになると監督官廳として場合に依ては不認可と云ふこともある。不認可になれば其の團體はびつくりするか或は惡智恵を出さずかする

ことに依つて監督官廳の眼を潜つて將來地下に潛行して害惡を漫延せしめる虞れもなしとは言へぬ。又不認可の實例があると各方面から不認可に懲りて不認可になることを恐れて認可申請をしないで豫め工作し地下に潛入して却つて一般國民に魔手を延ばす團體も現れるのでないかと考へる。(松尾宗教局長、特委一回三三頁)

問 要綱第二十三の結社の中には宗教的の集會、群衆は入らぬやうだが之を取締る必要はないか。(澤田竹治郎君、特委二回自七頁至八頁)

答 本案の結社の中には群衆も集會も入れて居ない。其處まで取締らぬでも宜いではないかと考へた。それと共に一時的の群衆集會が假に永續し或は反覆して行はれて來ると自然其の永續的の結社の姿を必然的に採るといふ見込から第二十三で取締らうと考へる。(松尾宗教局長、特委二回一六頁)

問 宗教結社を只届出だけで十分取締りができると云ふことは腑に落ち兼ねる。届出をしないで謂はば秘密結社と云ふやうなものが澤山あつたならば當局はどう扱ふか。宗教結社は認可制にするのが完全の道でないか。宗教結社の教義とか儀式の執行は其の都度立入つて十分取締る途を開かなければ害毒が大きくなつて初めて掃除をしなければならぬと云ふことが起るのでないか。(岡喜七郎君、特委四回自九頁至一〇頁)

答 宗教團體と宗教結社とは法上大分地位が違ふ。一方は成人の域に達した團體であり他は未成年者のやうなものである。まだはつきりした組織を持たないし社會上に於ける地位も甚だ不明確である、さう云

ふものに對して許可認可主義を採るよりも届出主義を採る方が穩當ではないか。假に許可認可主義にしても本案に於ては何等特典がない。只宗教行政の視野の範圍の中に包括されるだけである。許可主義にしても申請をする者がないのではないか。治安警察法に鑑みても結社中に於て政法結社は届出主義を採つて居るものと全然届出すら要しないものもある。宗教結社のみ許可主義を以て臨むのは他の結社との均衡上如何なものか、又特に許可しただけを結社として認めて行く途を採つに場合形式上立派なものにして許可を得て事實教義の宣布儀式の執行を行ふ場合官許の名に隠れ公序良俗を破壊するやうな結果を生じないか。不許可のもの或は許可を申請しないものが潛行的に惡を働くと云ふことも考へた。昭和二年の帝國議會の議論に鑑みて届出主義にした。現在の狀況は大本教のやうな團體は治安警察法が眺めて居るが顯著に安寧秩序を紊すやうな場合に結社禁止の行ひに出て居る。雙葉の中に惡を刈取ることが出來ない状態になつてゐる。本案はそこに鑑み今迄は自由放任にして居たのを一應宗教結社の中に入れていけないものは制限又は禁止の方法に依つてそれ等が惡の實を結ぶのを未然に防いで行くと云ふ風に考へて居る。宗教結社に對しても本案第十八を準用して實況を調査することが出来る。届出をしないものに對しては罰金刑又は適當の行政的手段に依つて勵行させる。(松尾宗教局長、特委四回自一〇頁至一二頁)

問 届出であれば宗教結社が認められるとすると既成宗派と同じ儀式を行ひ同じ教義を唱へ寺院でやることと結社でやることと全然同じやうに見られるものが續出し宗團の規律を紊すことになると思ふが取締規

定を設けられないか。(天軸接三君安田力君、特委七回自二三頁至二五頁)

答 宗教結社が届出の義務を履行したが故に國が結社を認めたと云ふのは全然違ふ。事實を監督する爲に宗教行政の範圍の中に入れる、其の爲に届出の義務を強要するのである。前草案第七十二條の規定を設けても既成宗教團體に對して之は必要でもなし又適用に困難を感じる。假りにうまい工合に法事を勤めたとしてそれが眞宗大谷派の儀式の執行か或は淨土宗のそれか判断に困る。これは空文になりはしないか。空文のやうなものを置いて宗教團體の保護の爲にインチキ宗教儀式を取締つた所で、そんなものの爲に宗教團體が脅かされることを天下に表示するのも必要がないことと考へて削つた。(松尾宗教局長、特委七回自二三頁至二六頁)

(五) 經濟的保護の問題

問 本案と同時に寺院境内地讓與案を出すことになると思ふが寺院境内地の値段は大體一億八千萬圓程度と考へる。「裸ニナツテモ御奉公」といふ精神の下に國に出来るだけ總てのものを下さうといふ際に寺に一億八千萬圓の財産を國の方から差上げることがスムーズに行くか。(石渡莊太郎君、特委一回一六頁)

答 寺院を國家の精神上の施設又は公の制度として定めようとして居る場合に其の最も必要な財産上の處置として免税の如き或は將來領地還附といふことは國民の精神の作興上必要であると考へて居る。決して只今の問題と矛盾する點はないと確信する。(伊藤文部次官、特委一回一七頁)

問 寺の寶物は國寶に準じて差押へ出来ないやうにしたものと思ふが、併し土地、邸宅等は國法で均一的に法の制裁を持たせて保護を受けるのが一般的ではないか。寺院の土地であるから差押へが出来ぬと云ふことはどう云ふものであらうか。不動産の先取特權、抵當權、又は質權の實行の爲にする場合を除くの外とあるからやはり現に動産でも實行が出来る場合がある。一面には優先權がありながら差押られ然るに其の他の金錢債權に於ては差押へが出来ないと云ふことはどんなものか。(野村嘉六君、特委六回自三〇頁至三二頁)

答 現況は民事訴訟法、國稅徵收法等に於て佛像、御本尊、其の他禮拜の用に供するもの、石碑、墓地は差押を禁止して居る。併してこれだけでは足りないと思へ一般に寶物と云はないで寺院教會財産臺帳に登録せられたるものは差押を禁止した。如何なる酷い狀況に立至らうともせめて本堂に參る道及び本堂位は信仰保護の立場から差押へ禁止にして置いた方が適切ではないかと考へ公衆禮拜の用に供する建物又は其の敷地としたので其の範圍は命令ではつきり決めて置きたい。(松尾宗教局長、特委六回自三二頁)

問 宗教團體を保護する意味に於て境内、境外を問はず總ての社會公益事業は免税にすることはできないか。(田所美治君、特委七回自一三頁至一四頁)

答 宗教團體の活動の價值を尊重して出來得る限り地租の免除の範圍を擴めたいと云ふ念願は有つてゐるが他の一般の課稅の關係からして大藏省では困ると云ふので從來の公約から宗教團體の用に供する境内

地を免税してやることで漸く認められた。(松尾宗教局長特委七回一四頁)

問 前案に地方税を課せない規定の所に地方税に非ざる公課に付ても規定があつたがそれを除いた理由如何。(大森亮順君、特委七回一六頁)

答 前案には國税として地租を課せられた土地建前には地方税を課することを得ずと云ふ規定があつたが是は府縣税、市税、町村税に規定があるから其の方に委せた。地方税に非ざる公課とは道路負擔金、都市計畫の利益者負擔金等で、關係當局に於ては負擔せしめることを得とあるが今まで曾つて宗教團に負擔せしめた事はないし今後も斷じて負擔せしめない。前案のやうに規定するのはおかしいではないかと云ふので削つた。(松尾宗教局長、特委七回自一六頁至一七頁)

問 「宗教團體ニハ所得税ヲ課セス」とあるが宗教團體の責任者保護から住職の所得は免除されないか。(安田力君、特委七回一九頁)

答 寺院には所得税を課せられないから住職としては支拂ふ必要はないが住職たる個人の所得は宗教團體には關係がないから已むを得ず課税を受けねばなるまいと思ふ。(松尾宗教局長、特委七回二〇頁)

(六) 解散の問題

問 宗派、教派又は教團が破産に依つて當然解散すると云ふ規定は削ることはできないか。(大森亮順君、特委一回自二五頁至二六頁)

答 文部省としては前の草案の通り破産したる場合は暫く法人は其の儘にして何れ文部大臣の解散命令に依つて解散すると云ふ二段構へになることを希望する。宗教團體が非常に物的方面に薄く寧ろ精神的方面に非常に濃厚な關係を有つて居ることは十分熟知して居るので斯くの如き建前を取りたいと考へて居る。併し關係省に於ては法人として破産した場合に解散をしないと云ふのは他の立法例に徴して新しい例になるので斷じて困ると云ふ強い意見があつた。又宗教團體は社會に存在して他の團體よりも以上に責任を重んじ義務を履行すべき團體である何人も觀るであらうと考へると自分ばかりは財的に破産しても解散しないのだと高を括くすることは世間の信用方面から言つても如何のものであらうとも考へた。更に従來文部省が扱つて居る公益法人が債務超過で破産した實例はなく、現に寺院等が法人格を有つて居る關係等色々考へると宗教團體が法人として破産するやうなことはあり得ないのでないか旁々關係者の意見も考へて斯く規定した。(松尾宗教局長、特委一回自二七頁至二八頁)

問 宗教の法人に於て只財産の關係だけで當然解散になることはどうであるか、前案は破産した時は當局が解散を命ずることを得となつてゐたが其の邊が適當ではないか。本案は當然解散となつてゐるが特別な意味があるか。(男爵穂積重遠君、特委一回二八頁)

問 宗教團體の本質から云つて破産に依つて解散することは妙な問題だと思ふが特別な法人に出来ないものか。(里見達雄君、特委三回二四頁)

答 私人たる宗教團體が他の立法例に徴して破産をした場合に解散をすることにして置かなければ特別扱になると云ふ意見が強いのである。但し他の立法例に徴してさう云ふ例がないと云ふのは前草案のやうに教派、宗派又は教團が破産したるときは主務大臣は其の解散を命ずることを得と云ふ例では他の立法例に徴して非常な隔りがある。是が第一の考へ方である。第二の理由は假りに破産しても解散しないとするならば世間の信用が如何であらうか、あらゆる私人は破産すれば解散するものである。特に佛教の團體に於ては社會に對する自分の責任を重んじなければならぬ。然るに自分だけ治外法權でなければいかんと云ふことになる。世間の見る眼も如何かと云ふ考へ方もある。成程宗教團體の破産と云ふことは觀念としては考へられるけれども實際上に於て現れることは絶無と言つて宜いのではないか、公益法人に於ても債務超過に因る破産と云ふ事例は少い。況や精神的要素の極めて多分なる所の宗教團體に於ては若しお寺に變つた事が起つたならば信徒が寄つて之を救済すると云ふ報謝が附いて居るのではないか、よく構ひ手がないと云ふ場合でも千年に一度位現れる程度であらう。破産すれば解散することになるものとするれば教派宗派當局、寺院の住職檀信徒は一層綿密に注意する。或は地方長官にしてもさう云ふ機會に立ち至らないやうにいろ／＼注意深く監督を加へることになるのではないかと云ふ事も併せ考へ破産より解散へといふことにした方が適正であると考へた。(松尾宗教局長、特委三回自二四頁至二五頁)

問 宗教團體は外の私人と同じだから特別扱は出来ぬと云ふが地方團體などは違ふ。宗派、教派、教團は

總て民法上の法人になるから是が一旦解散したらどうなるだらうと云ふ理論上の疑問が起る。財團法人は財産が中心であるから破産してしまへば終りだと云ふことは分るが社團法人は人を主にする法人である。其れが破産したら法人でなくなつたの會として残り得る。教派、宗派は當然法人であるからそれが解散したらどうなるか、それは教派、宗派がなくなると云ふのは違ふ。宗教團體が例へば日蓮宗がなくなつてしまつて宜いものか日蓮が破産しても根本の宗派が無くなつてしまふのではない。千に一つも起らぬ事なら目立つ問題は書かない方が宜いのではないかと云ふ議論も起る。寺が解散すれば寺が潰れるのか、宗派、教派が破産すると其れは根本であるから教義の宣布を禁ぜられるのかそこに疑問がある。

(男爵穂積重遠君、特委三回二五頁)

問 寺院、教會は法人としても餘り大きい影響は無いだらうが教派、宗派、教團は何千と云ふ教會、寺院を總括したもので物質的よりは寧ろ信仰に依つて集る方に重きを置いて眺むべきものであると考へる。宗派當局が施政方針を誤つた爲に解散の立場に臨みそれが爲に何千の教會を包括し、何百萬の信徒を包括して居る團體が脆くも解散になることは寔に不合理である。宗派、教派、教團に付ては何等かの途を開かないか。(男爵木邊孝慈君、特委三回自二七頁至二八頁)

問 宗派、教派、教團の定義は社會通念で分ると云ふが、破産解散の場合人が中心か物が中心か。宗派、教派、教團の法律的定義が根本になるから研究願ひたい。(男爵穂積重遠君、特委三回二八頁)

問 佛教なり神道なりで教派、宗派の構成分子が違ふと思ふ。(松山常次郎君、特委三回二八頁)

問 宗派が解散になつた後寺院がどうなるかは命令に譲る可きではない。宗派が解散すれば宗派は無くなる。さうすると寺院に宗派に屬せざる寺院が出来る、宗派に屬せざる寺院は認めないと云ふ建前と矛盾して來るのでないか。若し宗派を總て法人にする積りならば破産に依つて解散することなし或は破産した時には文部大臣が解散を命じ得ると云ふ程度に止まらざるを得ない。又法人は破産しても残つてゐるのが理論上、實際上困るならば必ず法人と云ふことでなしに法人にすることを得としたらどうか。(男爵穂積重遠君、特委四回自二三頁至二五頁)

問 法人とすることを得とすると等しく宗派、教派の名前を持つて居て或者は法人であり或者はさうでないとする第三者から見ると不安を持つことがある。出来ることなら法人にするならば皆法人にする、法人にしないならば皆法人にしない方が宜い。所が實際は法人らしい現象になつて居るから之を立法することに當つて法人にすると云ふことになれば無理でない。併し法人であつて破産したときは解散すると云ふことになるかと宗派がなくなる。いつそのこと破産しても解散しないと云ふ法人にするのが宜くはないか、神社の營造物法人に準じて考へることは出来ないか。(塚本清治君、特委四回自二五頁至二六頁)

問 破産しても解散しないことを規定することは私法上の考へでなくても一般法律常識から難しいのはいか。(田所美治君、特委四回二八頁)

(七) 監督の問題

問 此の團體法が出来れば本法と治安警察法との關係に於て宗教團體に關する限りに於ては殆ど特別法と云ふ地位になる。隨て今後は宗教上の團體は一切文部大臣の權限に於て取締るか。(澤田竹治郎君、總會一回自一九頁至二〇頁)

答 本案の中の若干の規定が治安警察法と關係を有つて居るが敢て治安警察法の行使を排除しないと云ふ氣持で立案した。(松尾宗教局長、總會一回二二頁)

問 結社の解散を認めることになると本案は治安警察法の特別法になると考へる。宗教團體の設立の認可を取消すと云ふ工合にした方が宗教團體法として宜いのではないかと思ふ。それに依り内務大臣の結社禁止權との紛淆を避け第十六に違反した場合宗教行政の上に於ける必要な限度の監督權を持つことになると思ふ。(館哲二君、特委八回自一頁至二頁)

答 主務大臣、地方長官が最初に宗教團體の設立を認可して居るから斯う云ふ場合にも宗教團體の設立の認可を取消すと云ふ文字に變へた方が適當ではないかと考究中である。(松尾宗教局長、特委八回二二頁)

問 地方長官に委任する文部大臣の權限の範圍を具體的に示されたい。(野村嘉六君、特委六回三〇頁)

答 教會の行事の制限とか禁止とか云ふことは其の土地の結社に準用するので結社の宗教行爲が安寧秩序を妨げる或は臣民たるの義務に背く、制限禁止と云つたやうな場合は文部省で見ても隔靴搔痒の感がある

るので地方長官が一番よく知つて居る譯であるから慎重なる注意の下に委任しようと思へる。(松尾宗教局長、特委六回三一頁)

問 前案に「主務大臣ハ公益上必要アル場合ニ於テハ宗教團體ノ成規若ハ秩序ヲ維持シ又ハ宗教團體間ノ秩序ヲ維持スル爲必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得但シ宗教ノ教義及儀式ニ關スル事項ニ付テハ此ノ限りニ非ズ」とあつたが之を削つた理由如何。又第十六に付て現在は臣民たるの義務に背くことが歴然たるものを手を拱いて居なければならぬのを斯く規定すると制限禁止或は一步進んで解散が出来るか説明するがさうすれば未然的の行爲で臣民たるの義務に背くの虞ありと認めたる時と云ふやうに解釋して宜いか。しからば其の意味に書かないと誤解を招かないか。尙十六に「風俗ヲ害シ」と云ふことを入れて差支ないか。次に第十七は第十六に教義の宣布儀式の執行等信教の自由に關する事項が規定されて居るか其れ以外の事務に關する事項を規定したのか。尙第十七に「風俗ヲ害スル虞アリ」と云ふやうに書く必要はないか。(田所美治君、特委六回自三三頁至三五頁)

答 前案第十一條は本案第十七に該當するが前案のやうに「必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得」と漠然と書く但書を必要とするが本案は主務大臣の處分も一々明記したから必要ないと考へる。又第十六は未然的のこととなく事實小さい事柄を豫め制限禁止して置くと自然それが太らないで済むと云ふ意味で豫防的の性質を持つと考へる。尙第十六に於て宗教團體或は教師の行ふ行爲の中で多く起ることは安寧秩序を

妨げ風俗を害することが多く宗教行爲の特色として風俗を害する場合は多いので念の爲に安寧秩序の觀念中から特に「風俗ヲ害シ」だけを注意的に引出して列擧した。次に第十七は兩省を含むと考へる。尙第十七に風俗問題を入れることは一寸判斷に迷ふので考慮して見たい。(松尾宗教局長、特委六回自三五頁至三六頁)

問 第十六は安寧秩序を妨げる等の恐れのあると云ふやうな場合も處分が出来るのか或は事柄が非常に擴大し明瞭になつた場合のみであるか。(男爵千秋季隆君、特委七回三頁)

答 恐れのある場合は不明瞭であるから止めて客觀的に行爲が明瞭に安寧秩序を紊り風俗を害し臣民たるの義務に背いた時に制限禁止しやうと考へる。(松尾宗教局長、特委七回三頁)

問 第十六に於て宗教團體に屬する教師の行ふものが安寧秩序を妨げる等の場合宗教團體をして停止せしめるやうに又第十七に於て機關の職にある者の解任又は選任を當該宗教團體に命ずることを得と自治の精神を破壊しないやうにした方が良くはないか (富田滿君、特委七回一二頁)

答 宗教團體の主腦者が法令を知らないで法令に違反して法律行爲をした場合に自分自體としては教團規則の建前上解任が出来ない場合があらう。詰り規則の不備の爲に新に任命出来なくて足掻きが付かないことが稀にはあらう。さう云ふ場合宗教團體から文部大臣の一般監督權で一時的に事務取扱ひでも決めて呉れさへすれば事務取扱ひが法規の不備を決めて行つて其の團體内部に於て本當に自治的に管長なり住職を決めて行くと申入れることがある。さう云ふ場合が將來なきにしもあらずと考へて規定を設け

た。濫用する考へはない。(松尾宗教局長、特委七回一二頁)

問 解散命令の効果は治安警察法の結社の解散と同じやうな効果を生ずるのか或は單に法人格を失はしめるだけか。(澤田竹治郎君、特委七回一三頁)

答 法人たる宗教團體も非法人たる宗教團體も解散は團體がなくなることを意味し治安警察法結社禁止と同じやうな効果を發生する。(松尾宗教局長、特委七回一三頁)

(八) 其の他の問題

問 歴史沿革を異にする三宗を同一に規律する趣旨如何。(澤田竹治郎君、總會一回自一八頁至一九頁)

答 神佛基にはそれ〴〵獨特の歴史沿革のあることは承知して居るが、かゝる根本的の規定に於ては別段著しい差異を設ける必要はないではないか、尙ほそれでも三教の區別の點も考へなければならぬ場合は相當注意を拂つた。(松尾宗教局長、總會一回二〇頁)

問 神社法調査の經過竝に神社に於ける宗教類似の行爲に於ての考を承りたい。(田所美治君、特委一回三二頁)

答 神社が國家の設備として公の祭祀を行ふことに附隨して色々な行事があるが是等は民族の古來からの慣習として存して居るものである。形に於て宗教の行事と類似して居る所があるとしても是は常に神社に一體となつて行はれて居る舊慣と認むべきもので一概に宗教類似行爲として排斥する譯には行かぬ。

是等に於て國の安寧秩序を紊すものがあれば此の見地から適當に取締つて行くと考へる以外に方法がない。神社制度調査會の審議は案外抄らないが調査會設立の目的が達成せられるやう努力を拂つて行きたい。(館内務次官、特委一回三五頁)

問 宗教團體とは教派、宗派、教團、寺院、教會其の他の結社を謂ふ、教會、寺院、教團等にあらざるものには第何條の特典を與へぬと云ふやうにしたら條文も單純になると思ふが如何。(田所美治君、特委七回自三六頁至三八頁)

答 法文を書き易いと云ふ點から斯く規定した。(松尾宗教局長、特委七回三八頁)

問 回教は「其ノ他ノ宗教」の中に入らないか。(男爵穂積重遠君、特委三回七頁)

答 回教に於ては昭和十年に神戸に教會類似のものが設立されて本年東京代々木に同様なものが設立されて居る。段々に調査をするのに約五百人の信徒がそれに入つて居るやうであるが其の中で日本人は極く僅かであつて二十名そこ〴〵と承知して居る。それ等の内部に於て行はれる事柄に付てもまだ十分な調査が行渡つてゐないし自然それらの點から疑念が生じて居るのでどうすれば宜いかはつきりした觀念が出來上つて居ない。(松尾宗教局長、特委三回八頁)

問 單立教會を神道の方にも認めるか。(男爵千秋季隆君、特委五回二二頁)

答 單立教會を無制限に認めると既成宗團の存立を危くする場合が多分にあらうと思ふ。併し乍ら一面宗

教界の發展上無所屬教會を阻止することは如何かと考へる。實際上の扱は地方長官に委せて置かない積りである。無所屬教會は必ず文部大臣に稟議させ文部省に於ては關係教團に照會し其の意見を問ふてそれで差支ないと云ふ答申を得た場合に於て初めて地方長官の稟議に對して認可を與へる、其の認可を得て地方長官が認可するやうにしたならば從來の教派、教團に惡影響を及ぼすことはないと考へる。

(松尾宗教局長、特委五回自二二頁至三三頁)

問 住職に未成年者を認める宗制はないと思ふ。又寺院を私有物視して居る向も少くない時に未成年住職を法律上匂はずことは寺院私有物の觀念を助長し寺院世襲の風を盛にする虞れがある。少くとも佛教寺院の場合には未成年住職の規定は削つて戴きたい。(大森亮順君、特委一回二六頁)

答 各宗派を考へると住職世襲の特殊事情のある宗派が可成りある。さう云ふ場合には歴史沿革を重し、未成年者であつても住職に据え、しかし實務は執れないから代務者を必ず置くべしと云ふことを規定したならば寺院の運営上萬遺漏なきを得るのではないか。どんく未成年者がなつて呉れと云ふことは考へて居ない。(松尾宗教局長、特委一回自二八頁至二九頁)

問 教派で檀徒に當るものは教徒であると思ふが如何。(伯爵佐野常羽君、特委五回三七頁)

答 教徒も考へたが檀信徒式に昔の言葉を保存したいと思つた。(松尾宗教局長、特委五回自三七頁至三八頁)

問 檀信徒總代又は信徒總代は住職に次いで法律上に於ける寺院又は教會の重要な責任者であるから「寺

院又ハ教會ノ經營ニ關シ住職主管者ト共ニ其ノ寺院又ハ教會ノ經營ニ任スルコト」ともう一步進んで規定したらどうか。(安田力君、特委五回四八頁)

答 檀信徒の職務権限は宗派に依つて考へが違ふやうであるから甚だ畫一であるが一般共通的なものとしては此の程度ではないかと思つて規定した。(松尾宗教局長、特委五回四八頁)

問 寺院の財産處分は檀信徒總代又は信徒總代の同意を得地方長官の認可を受けることになつてゐるが管長等の許可が必要ではなからうか。(野村嘉六君、特委一回二〇頁)

答 前案には管長の意見書を添へとあつたが是は效力要件になつてゐなかつたので本案に於ては削除した。(松尾宗教局長、特委一回二四頁)

問 寺院財産の監督に付き管長も監督を爲し得るや規定出來ないか、地方長官では平素の監督に行き届かないと考へる。(大森亮順君、特委一回二七頁)

答 今後は寺院財産臺帳、教會財産臺帳を通じて寺院等の財産の監督も遺漏なきを期せられると考へる。(松尾宗教局長、特委一回二九頁)

問 寺院財産の管理に付管長に承認權あることを規定されたい。(大森亮順君、特委五回自四二頁至四三頁)

答 命令に譲りたい。(松尾宗教局長、特委五回四四頁)

問 信徒、檀徒との關係上堂宇が焼けたり亡くなつても必ずや五年後に出来る場合もある。五年内に其の